

## 第 2 章

---

---

# 警報設備

---

---

## 第2章

### 第1節 自動火災報知設備

第1	用語の意義	1
第2	警戒区域	3
第3	受信機	3
第4	感知器	7
第5	中継器	28
第6	音響装置	28
第7	副受信機	30
第8	電源	31
第9	配線	31
第10	総合操作盤	42
第11	特例基準	42

## 第2章

### 第2節 特定小規模施設用自動火災報知設備

第1	用語の意義	1
第2	自動火災報知設備に代えて用いることができる 特定小規模施設用自動火災報知設備	1
第3	警戒区域	3
第4	受信機	3
第5	感知器	3
第6	中継器	4
第7	音響装置	4
第8	副受信機	4
第9	発信機	5
第10	電源	5
第11	配線	5
第12	無線式	5
第13	アナログ式	6

第3節 複合型居住施設用自動火災報知設備

第1	用語の意義	1
第2	自動火災報知設備に代えて用いることができる 複合型居住施設用自動火災報知設備	1
第3	警戒区域	1
第4	受信機	1
第5	感知器	2
第6	中継器	4
第7	音響装置	4
第8	副受信機	4
第9	発信機	4
第10	電源	4
第11	配線	4
第12	無線式	4
第13	アナログ式	5

第4節 ガス漏れ火災警報設備

第1	用語の意義	1
第2	機器	2
第3	警戒区域	2
第4	受信機	2
第5	ガス濃度指示警報装置	3
第6	検知器	3
第7	中継器	6
第8	警報装置	6
第9	電源及び配線	6
第10	総合操作盤	7

第5節 漏電火災警報器

第1	用語の意義	1
第2	契約電流容量の算定方法	1
第3	設置場所及び設置方法	2
第4	電源及び配線	7

第6節 消防機関へ通報する火災報知設備  
(火災通報装置)

第1	用語の意義	1
第2	歩行距離の測定	1
第3	設置場所及び設置方法	2
第4	電源及び配線	10

第7節 非常警報設備  
(非常ベル又は自動式サイレン)

第1	用語の意義	1
第2	設置場所及び設置方法	1
第3	電源及び配線	2
第4	特例基準	3



第8節 非常警報設備  
(放送設備)

第1	用語の意義	1
第2	機器	1
第3	設置場所及び設置方法	1
第4	電源及び配線	9
第5	総合操作盤	10
第6	特例基準	10

## 第 1 節 自動火災報知設備

### 第 1 用語の意義

この節において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 1 自動火災報知設備とは、火災の発生を防火対象物の関係者に自動的に報知する設備であって、感知器、発信機、音響装置、中継器及び受信機で構成されたもの（中継器を設けないものにあつては、中継器を除く。）をいう。
- 2 無線式自動火災報知設備とは、構成する感知器、中継器、地区音響装置、発信機（以下「無線式感知器等」）及び受信機間のすべて又は一部において、火災が発生した旨の信号を無線により発信し、又は受信するものをいう。
- 3 受信機とは、火災信号、火災表示信号、火災情報信号又は設備作動信号を受信し、火災の発生又は消火設備等の作動を防火対象物の関係者に報知するものをいう。
- 4 火災信号とは、感知器若しくは発信機から発せられた火災が発生した旨の信号をいう。
- 5 火災表示信号とは、火災情報信号の程度に応じて、火災表示を行う温度又は濃度を固定する装置により処理される火災表示をする程度に達した旨の信号をいう。
- 6 火災情報信号とは、感知器から発せられた火災によって生じる熱又は煙の程度その他火災の程度に係る信号をいう。
- 7 設備作動信号とは、消火設備等が作動した旨の信号をいう。
- 8 消火設備等とは、消火設備、排煙設備、警報設備その他これらに類する防災のための設備をいう。
- 9 自動試験機能とは、自動火災報知設備に係る機能が適正に維持されていることを、自動的に確認することができる装置による当該設備に係る試験機能をいう。
- 10 蓄積付加装置とは、受信機が検出した火災信号を蓄積することにより、非火災報の防止を図ることができる機能を受信機に付加する装置をいう。
- 11 音響装置とは、感知器若しくは発信機から発せられた火災信号を防火対象物の関係者又は利用者に報知するための装置をいい、受信機に設けられる主音響装置と、各階ごとに設けられる地区音響装置をいう。
- 12 感知器とは、火災によって生じる熱、煙又は炎を利用して自動的に火災の発生を感知し、火災信号又は火災情報信号を受信機若しくは中継器又は消火設備等に発信するものをいう。

- 13 熱複合式スポット型感知器とは、差動式スポット型感知器の性能及び定温式スポット型感知器の性能を併せもつものをいう。
- 14 煙複合式スポット型感知器とは、イオン化式スポット型感知器の性能及び光電式スポット型感知器の性能を併せもつものをいう。
- 15 熱煙複合式スポット型感知器とは、差動式スポット型感知器の性能又は定温式スポット型感知器の性能及びイオン化式スポット型感知器の性能又は光電式スポット型感知器の性能を併せもつものをいう。
- 16 紫外線赤外線併用式スポット型感知器とは、炎から放射される紫外線及び赤外線の変化が一定の量以上になったときに火災信号を発信するもので、一局所の紫外線及び赤外線による受光素子の受光量の変化により作動するものをいう。
- 17 炎複合式スポット型感知器とは、紫外線式スポット型感知器の性能及び赤外線式スポット型感知器の性能を併せもつものをいう。
- 18 多信号感知器とは、異なる2以上の火災信号を発信する機能を有するものをいう。
- 19 発信機とは、火災信号を受信機に手動により発信するものをいう。
- 20 P型発信機とは、各発信機に共通又は固有の火災信号を受信機に手動により発信するもので、発信と同時に通話することができないものをいい、1級及び2級発信機がある。

1級発信機は、受信機との間で相互に電話連絡をすることができる装置を有するものをいう。
- 21 T型発信機とは、各発信機に共通又は固有の火災信号を受信機に手動により発信するもので、発信と同時に通話することができるものをいう。
- 22 中継器とは、火災信号、火災表示信号、火災情報信号又は設備作動信号を受信し、火災信号、火災表示信号、火災情報信号にあつては他の中継器、受信機又は消火設備等に、設備作動信号にあつては他の中継器又は受信機に発信するものをいう。
- 23 移報用装置とは、自動火災報知設備の受信機から発せられた火災信号を中継し、誘導灯の信号装置、警備保障会社の防災通報受信装置、その他防災関連機器等に移報する装置をいう。
- 24 増幅器等とは、増幅器及び操作部をいい、起動装置又は自動火災報知設備から火災である旨の信号を受信し、スイッチ等を自動的に又は手動により操作して、マイクロホン、テープレコーダ等により火災である旨の放送をスピーカーを通じて有効な音量で必要な階に放送できるものをいう。
- 25 感知器発報放送とは、感知器が発報した場合又はこれに準ずる情報を入手

- した場合に行う放送で、音声警報音のうち、第1シグナル音及び自動火災報知設備の感知器が作動した旨の女声メッセージにより構成されたものをいう。
- 26 火災放送とは、火災の発生が確認された場合又はこれに準ずる情報を入手した場合に行う放送で、音声警報音のうち、第1シグナル音、火災である旨の男声メッセージ及び第2シグナル音で構成されたものをいう。
- 27 光警報装置とは、光により火災の発生を伝える警報装置をいう。

## 第2 警戒区域

警戒区域は、令第21条第2項第1号及び第2号並びに規則第23条第1項により設定するほか、次による。

- 1 1の警戒区域は、2以上の独立した建築物にまたがらないものとする。
- 2 規則第23条第1項に規定する「警戒区域の面積が500平方メートル以下であり、かつ、当該警戒区域が2の階にわたる場合」にあつては、当該警戒区域内に階段が設けられていること。▲
- 3 感知器を設置しなければならない天井裏の部分の面積と当該天井の屋内に面する部分の面積の合計が500平方メートル以下の場合にあつては、1の警戒区域とすることができる。
- 4 階段、傾斜路にあつては、高さ45メートル以下ごとに1の警戒区域とする。ただし、地階の階段、傾斜路（地下1階までのものを除く。）は、別の警戒区域とする。▲
- 5 階段、傾斜路、エレベーターの昇降路、又は、吹き抜けとなっているパイプシャフト、ダクトシャフト、ケーブルシャフト及びパイプダクト等（以下「パイプダクト等」という。）は各階の廊下、通路、居室等とは、別の警戒区域とする。ただし、階数が2以下の防火対象物の階段部分の警戒区域は、2階の廊下、通路、居室等と同一の警戒区域とすることができる。▲
- 6 階段、傾斜路、エレベーターの昇降路、パイプダクト等が同一防火対象物に2以上ある場合は、それらの1から水平距離50メートルの範囲内にあるものにあつては、同一の警戒区域とすることができる。ただし、放送設備が設置される場合は、原則として階段、傾斜路、エレベーターの昇降路その他これらに類するたて穴部分ごとに1の警戒区域とする。▲
- 7 令第21条第2項第2号ただし書きが適用できる場合にあつては、警戒区域の一辺の長さを100メートル以下とすることができる。▲

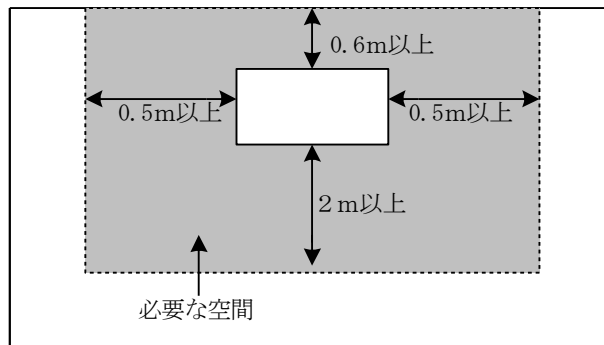
## 第3 受信機

受信機は、規則第24条第2号、第6号から第8号まで及び第24条の2第1号によるほか、次による。

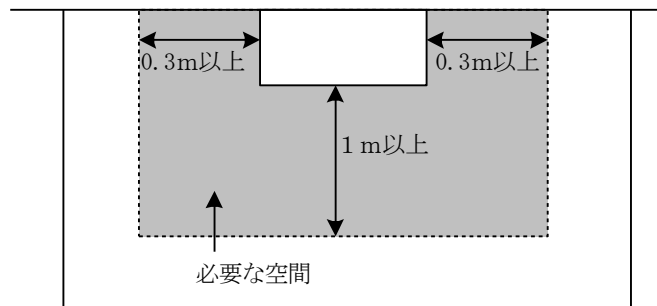
- 1 温度若しくは湿度が高い場所又は衝撃、震動等が激しい場所その他受信機の機能に影響を与える場所には設けないものとする。
- 2 操作上障害とならないよう、次図の例により有効な空間を確保するものとする。ただし、受信機の操作に支障のない範囲内で空間を省略することができる。▲

### 受信機の保有空間

#### 自立型の場合



#### 壁掛け型の場合



- 3 地震等の震動による障害がないよう堅ろうに、かつ、傾きのないように設置するものとする。
- 4 規則第24条第2号ホ(ロ)に規定する「室内又は室外の音響が聞き取りにくい場所」とは、次に掲げる場所をいう。
  - ア ダンスホール、ディスコ、ライブハウス、コンサートホール、パチンコ店舗等で室内の音響が大きいため、他の音響が聞き取りにくい場所
  - イ カラオケボックス等で、壁、防音設備等により室外の音響が聞き取りにくい場所
- 5 規則第24条第2号ホ(ロ)に規定する「当該場所において他の警報音又は騒

音と明らかに区別して聞き取ることができるように措置されていること」とは、次に適合するものとする。▲

- (1) 任意の場所で 65 デシベル以上の警報音を確保すること。
- (2) 暗騒音（店内BGM等による影響）が 65 デシベル以上ある場合は、次のいずれかの措置又はこれと同等以上の効果のある措置を講ずる必要があること。

ア 警報装置の音圧が、当該場所における暗騒音より 6 デシベル以上強くなるよう確保されていること。

イ 自動火災報知設備の作動と連動して、警報装置の音以外の音が自動的に停止又は低減（警報装置の音圧が暗騒音より 6 デシベル以上強くなるよう確保されていること。以下同じ。）し、又は常時人がいる場所に受信機又は火災表示盤等を設置することにより、警報装置が鳴動した場合に警報装置以外の音を手動で停止又は低減できるものであること。ただし、常時人がいる場所に火災が発生した際の音響装置以外の音の停止方法、避難誘導及び火災通報等のマニュアルを掲示したものに限る。

- (3) 前(2)の「これと同等以上の効果のある措置」とは、現場の状況に応じ、次のような措置を組み合わせることにより対応するものとする。

ア 警報音について、聞き取りやすい音色を選択する。

イ 従業員によるマイク放送（音圧は(1)の例による）及び拡声器等を用いた迅速な避難誘導を実施する。

ウ 音以外の手段により、補完的に火災を報知（自動火災報知設備の作動と連動して、フラッシュライトの点滅等）する。

- 6 規則第 24 条第 2 号トに規定する「受信機のある場所相互間で同時に通話することができる設備」とは、次に適合するものとする。▲

- (1) 機器は、次のいずれかであること。

ア インターホン

イ 非常電話

ウ T型発信機

エ 構内電話で非常用の割り込みができる機能を有するもの又はこれと同等のもの

- (2) 次の機能を有すること。

ア 1 の送受機を取り上げる方式又は選局スイッチを操作する方式等簡易な方法により、自動的に他の機器への発信が可能なものであること。

イ 1 の送受機の実信により、他方の機器への呼出し音が鳴動すること。なお、表示装置が設けられているものは、当該表示が有効に点灯す

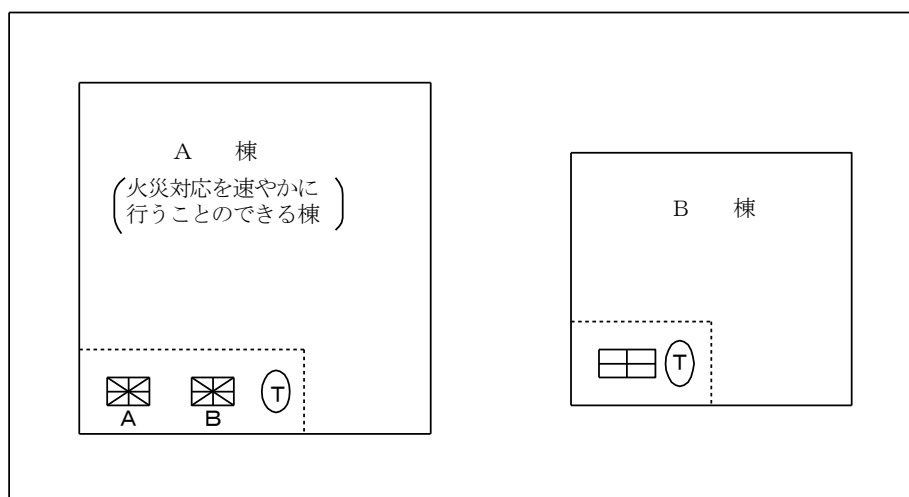
るものであること。

ウ 常用電源の停電時にも使用できるものであること。ただし、乾電池式のインターホンにあっては電池交換の表示又は警報が出るものに限る。

(3) 受信機の付近で容易に操作できる位置に設けること。

7 1棟の防火対象物は、原則として当該棟に設置する受信機で監視するものであること。ただし、次のいずれかに該当するものについては、それぞれ当該各号に定めるところによる。▲

(1) 同一敷地内に2以上の棟がある場合で次に適合するよう措置されているときは、各棟の受信機を、当該敷地内で火災対応を速やかに行うことができる棟に集中して設置することができる。(次図)



- ⊠A: A棟の受信機
- ⊠B: B棟の受信機
- ▢: 副受信機
- Ⓣ: 相互に通話できる設備

- ア 各棟には副受信機を設置すること。(受信機を設置する棟を除く。)ただし、無人の棟等で次に適合する場合は設置しないことができる。
- (ア) 火災発生位置が、現場で容易に確認できる状況であること。
- (イ) 副受信機を設けない棟には、当該棟の見やすい位置に受信機の設置場所を掲示すること。
- イ 受信機と副受信機の間、前6の例により相互に通話できる設備を設置すること。
- ウ 受信機においては、当該受信機により警戒する棟が明確に表示されていること。

- (2) 同一敷地内に2以上の棟がある場合で次に適合するときは、当該敷地内で火災対応を速やかに行うことができる棟に設置する1の受信機で当該敷地内の棟を管理することができる。
- ア 令別表第1(7)項に掲げる用途に区分されるものであること。
- イ 当該敷地内のすべての棟が、規則第24条第5号ハ又は第5号の2ロに規定する規模でないこと。
- (3) 同一敷地内に自動火災報知設備の設置を要しない附属棟がある場合で、当該附属棟に自主的に感知器を設置する場合は、当該附属棟を単独の警戒区域・鳴動区域とすれば主たる棟に設置する受信機に接続して差し支えないものとする。
- 8 放送設備が設置されている防火対象物にあつては、放送設備の操作部に近接して受信機を設けるものとする。▲
- 9 表示窓には、警戒区域、名称等を適正に記入するものとする。
- 10 受信機の付近には、予備電球、予備ヒューズ、取扱い説明書、受信機回路図及び予備品交換に必要な特殊工具等の付属品を備えるものとする。▲
- 11 受信機の1の移報端子に複数の防災関連機器等を接続しないこと。
- また、接続した移報端子には接続機器名称等を表示するとともに、適正な接続、配線工事等を行うこと。▲

#### 第4 感知器

感知器は、令第21条第2項第3号並びに規則第23条第4項から第8項まで及び第24条第7号によるほか、次による。

##### 1 感知器の選択方法

- (1) 規則第23条第4項第7号の6イからニのいずれかに該当する連動型警報機能付感知器は、令第21条に規定する自動火災報知設備の感知器として用いることができず、特定小規模施設用自動火災報知設備における感知器としてのみ用いることができるものであること。
- (2) 次に掲げる場所にあつては、設置場所の環境状態に応じて感知器を選択するものとする。
- ア 多信号感知器又は複合式感知器以外の感知器
- (ア) 規則第23条第4項第1号ニ(イ)から(ト)まで及び同号ホ(ハ)に掲げる場所にあつては、別表21-1中の適応する感知器を設置すること。
- (イ) 規則第23条第5項又は第6項第2号若しくは第3号に掲げる場所のうち、別表21-2の環境状態の項に掲げる場所で、非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがあるときは、規則第23条第5



項各号に掲げる場所にあつては同表中の適応する煙感知器又は炎感知器を、規則第 23 条第 6 項第 2 号又は第 3 号に掲げる場所にあつては同表中の適応する熱感知器、煙感知器又は炎感知器を設置すること。

なお、煙感知器を設置すると、非火災報が頻繁に発生するおそれ又は感知が著しく遅れるおそれのある環境状態にある場合は、規則第 23 条第 4 項第 1 号ニ. (チ)に掲げる場所として、同表中の適応する熱感知器又は炎感知器を設置すること。ただし、規則第 23 条第 5 項第 3 号の 2 に掲げる場所を除く。(令別表第 1 (2) 項ニに掲げる防火対象物及び同表(16)項、(16 の 2) 項及び(16 の 3) 項に掲げる防火対象物で(2) 項ニに掲げる防火対象物の用途に供される部分の個室にあつては、別表 21-2 の環境状態が「喫煙による煙が滞留するような換気の悪い場所」には該当しないものとする。なお、非火災報が頻繁に発生するおそれがある場合は、感知器の設置位置の変更や換気設備の改善等により対応することが可能であると考えられること。)

イ 多信号感知器及び複合式感知器

多信号感知器及び複合式感知器については、その有する種別、公称作動温度又は当該感知回路の蓄積機能の有無の別に応じ、そのいずれもが(2) . アにより適応感知器とされるものを設置すること。

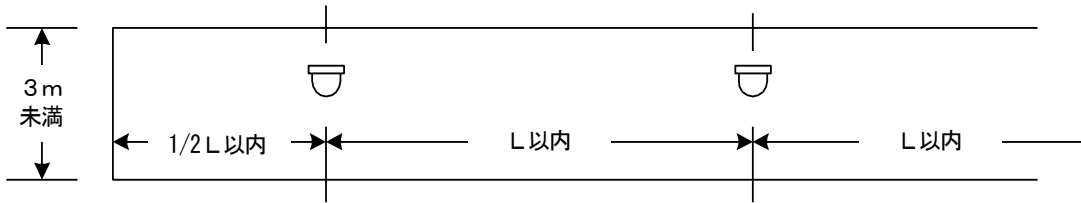
2 設置方法

(1) 短辺の長さが 3 メートル未満の細長い居室及び 1. (2). アにより熱感知器を設置する廊下、通路等(幅員 3 メートル未満のものに限る。)にあつては、次表の数値(歩行距離)につき感知器を 1 個以上設置すること。▲

細長い居室等の場合の感知器の取付け間隔

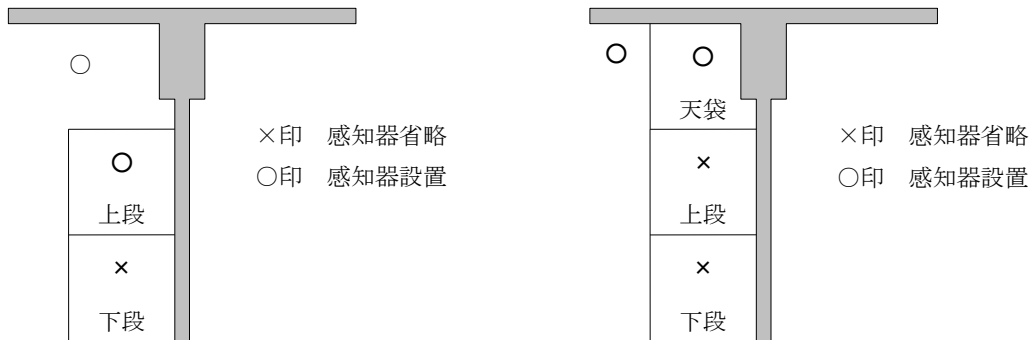
建物構造	感知器の取付け間隔(歩行距離 L (m))				煙感知器
	差動式スポット型		定温式スポット型		
	1 種	2 種	特種	1 種	
耐火構造	15	13	13	10	廊下、通路に準じて設けること。
非耐火構造	10	8	8	6	

(注) 歩行距離Lのとり方

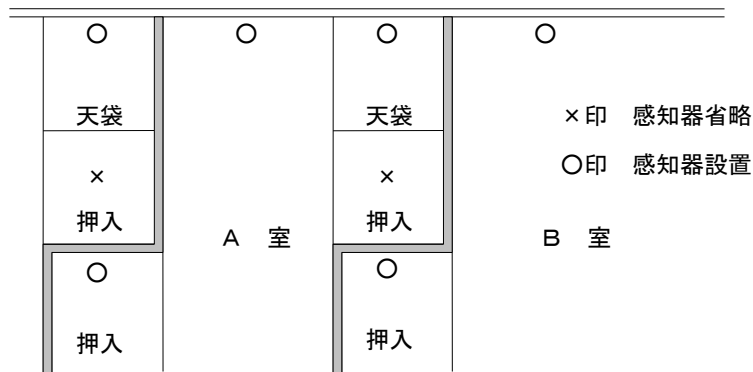


- (2) 短辺が2メートル以上の棚、張出し等がある場合は、異なる感知区域として当該棚、張出し等の下に感知器を設置すること。
- (3) 押入又は物入（以下「押入等」という。）の感知器の設置については、次によること。（次図）

押入等の感知器の設置例



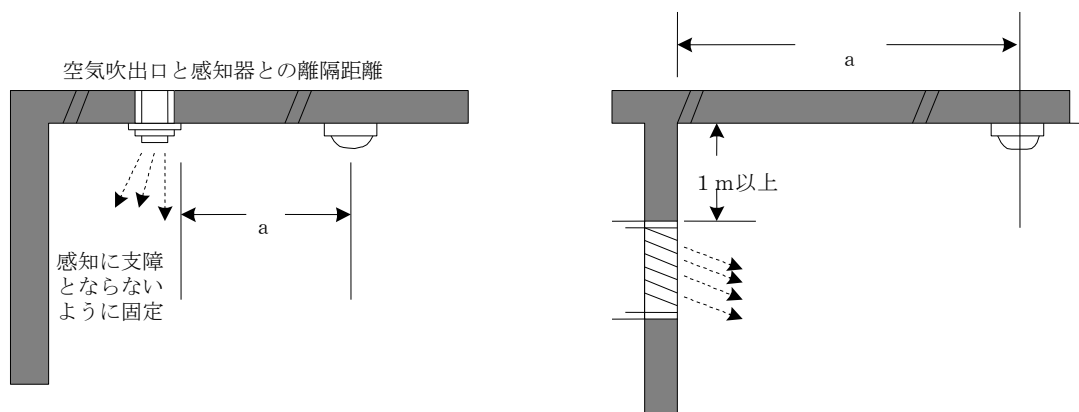
1箇所の押入等をそれぞれA室とB室で使用している場合の感知器の設置例



(4) 次のいずれかに該当する場合は、規則第 23 条第 4 項第 8 号の規定にかかわらず、換気口等の空気吹出し口から 1.5 メートル以内に感知器を設置することができる。(次図) ▲

ア 当該換気口等の吹き出し方向が、火災の感知に障害とならないように固定されている場合

イ 当該換気口等の上端が、天井面から 1 メートル以上下方にある場合



a については、1.5m 以内とすることができる

(5) 感知器を他の設備の感知装置と兼用するものにあつては、火災信号を他の設備の制御回路等を中継しないで受信すること。ただし、火災信号の伝送に障害とならない方法で兼用するものにあつては、この限りでない。

(6) 取付け面の下方 0.4 メートル（差動式分布型感知器又は煙感知器にあつては 0.6 メートル）以上 1 メートル未満のはり等による小区画が連続する場合は、使用場所の構造、感知器の取付け面の高さ及び感知器の種別に応じ、次表で定める範囲内において感知器を設置する区画とこれに隣接する区画を 1 の感知区域とすることができる。

小区画が連続する場合の感知区域

使用場所の構造	取付け面の高さ	感知器の種別ごとの感知区域 (m <sup>2</sup> )								
		差動式分布型		差動式スポット・補償式スポット		定温式スポット		煙感知器		
		1種	2種	1種	2種	特種	1種	1種	2種	3種
耐火構造	4 m未満	20	20	20	15	15	13	60	60	20
	4 m～8 m									—
	8 m～15 m	—	—	—	—	40	—	—		
	15 m～20 m								—	—
非耐火構造	4 m未満	20	20	15	10	10	8	60	60	20
	4 m～8 m									—
	8 m～15 m	—	—	—	—	40	—	—		
	15 m～20 m								—	—

(7) 取付け面の下方0.4メートル（煙感知器にあつては0.6メートル）以上1メートル未満のはり等により区画された5平方メートル（煙感知器にあつては10平方メートル）以下の小区画が感知器を設置する区画に1つ隣接する場合は、当該部分を含めて1の感知区域とすることができる。

(8) 感知器種別ごとの設置方法は、次によること

ア 差動式スポット型感知器及び補償式スポット型感知器

電気室の高電圧線の上部又は取付け面の高い場所その他の人的危険のある場所又は機能試験を行うのに困難な場所に設けるものにあつては、感知器に試験器を設けること。この場合、感知器と試験器の間の空気の長さ、検出部に表示された指定長以内とすること。

イ 差動式スポット型感知器、定温式スポット型感知器、補償式スポット型感知器及び熱複合式スポット型感知器

感知区域を構成する間仕切壁及びはり等（以下「間仕切壁等」とい

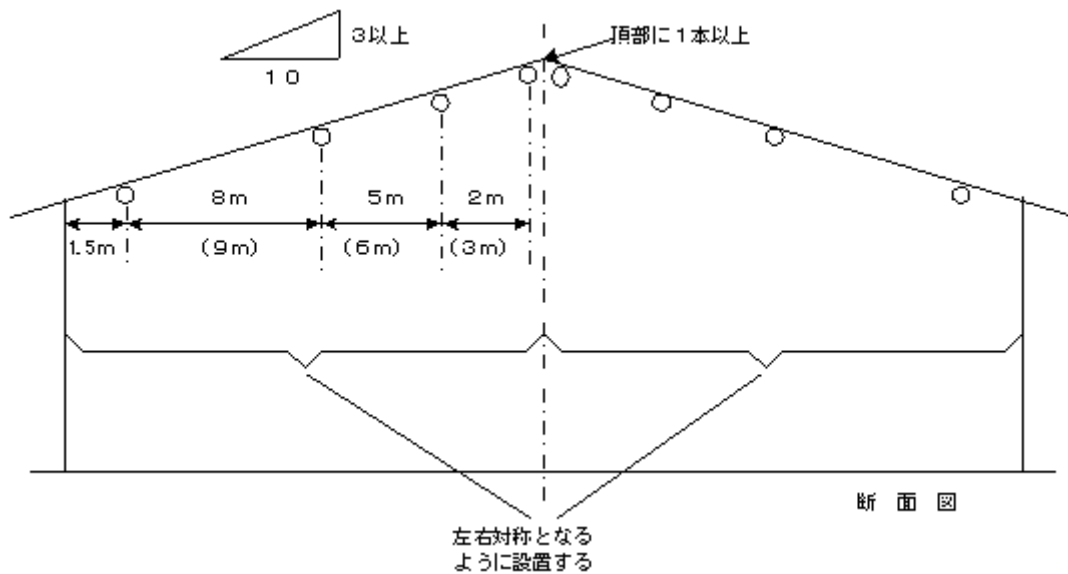
う。)の天井に接する部分に空気の流通する有効な開口部(大きさが短辺0.05メートル以上、長辺が間仕切壁全幅又は天井に接する部分から0.4メートル未満の部分に、大きさが短辺0.1メートル以上、間仕切壁全幅の3分の1以上)を設けた場合は、感知区域を1として感知器を設けることができる。

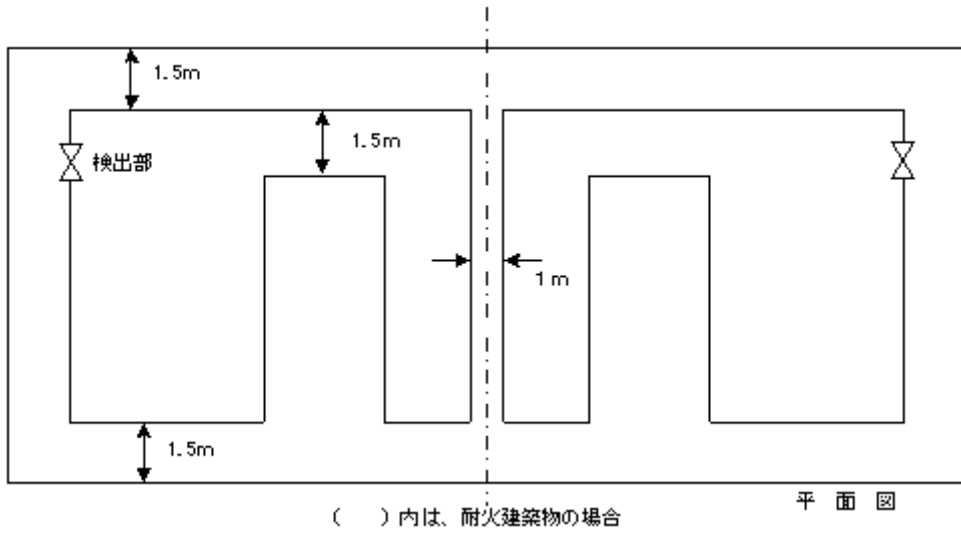
ウ 差動式分布型(空気管式)感知器

(ア) 空気管を布設する場合で、メッセージワイヤを使用する場合(空気管とメッセージワイヤのより合わせ及びセルフサポートによる場合等を含む。)は、ビニル被覆が施されたものを使用すること。

(イ) 10分の3以上の傾斜をもつ天井に布設する場合は、次図の例により、その頂部に空気管を取り付けること。

差動式分布型(空気管等)感知器を傾斜天井に設ける場合の例

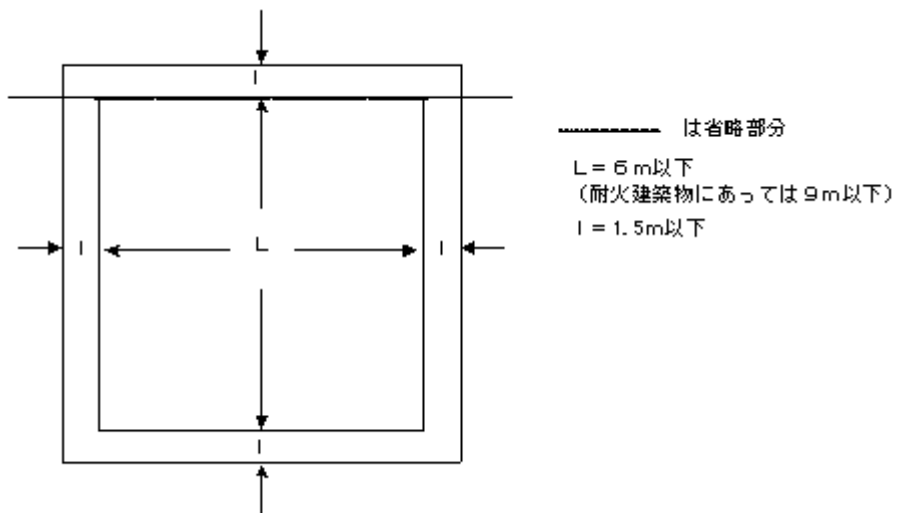




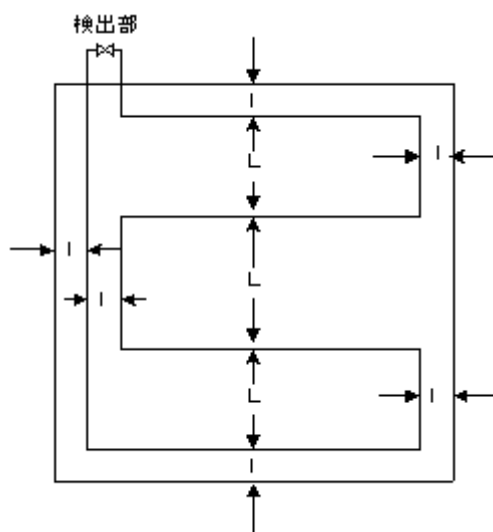
(ウ) 次図の例により空気を設けた場合は、規則第 23 条第 4 項第 4 号ハのただし書きの規定に適合するものとする。

### 差動式分布型感知器（空気管式）の設置例

#### 例 1

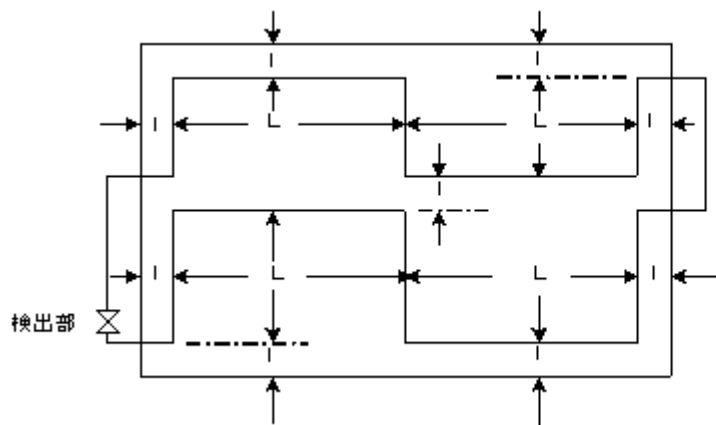


## 例 2



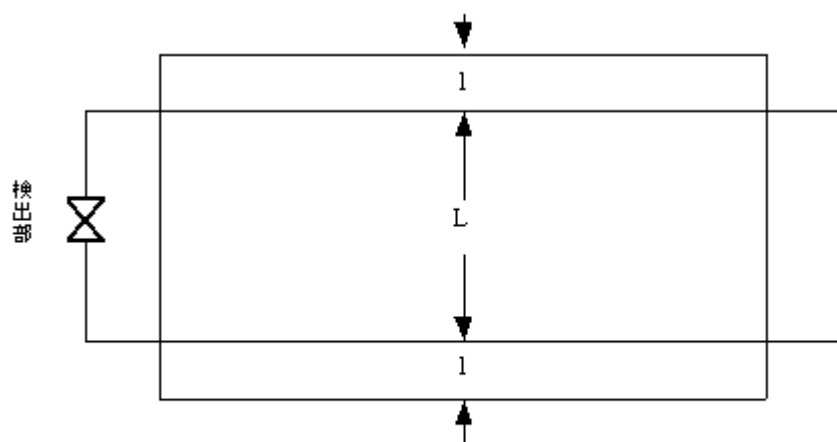
L = 6 m以下  
(耐火建築物にあっては9 m以下)  
I = 1.5 m以下

## 例 3



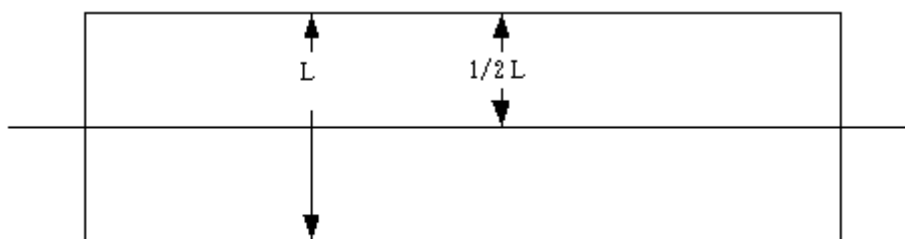
L = 6 m以下  
(耐火建築物にあっては9 m以下)  
I = 1.5 m以下

#### 例 4



$L = 5 \text{ m}$ 以下  
(耐火建築物にあっては  $6 \text{ m}$ 以下)  
 $l = 1.5 \text{ m}$ 以下

#### 例 5

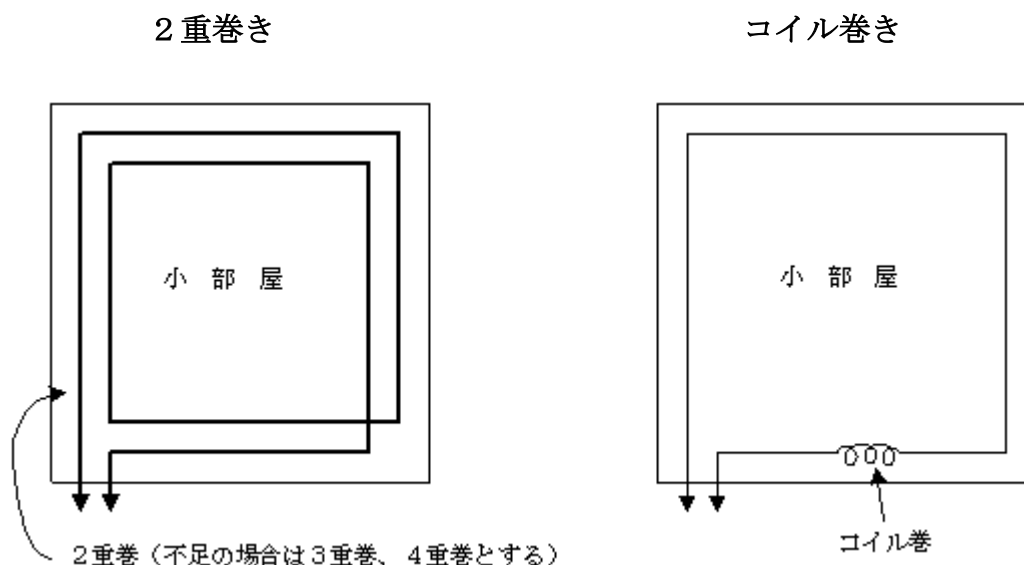


$L = 2 \text{ m}$ 以下  
(耐火建築物にあっては  $3 \text{ m}$ 以下)

(エ) 空気管の露出長が 20 メートルに満たない場合は、次図の例により 2 重巻き又はコイル巻きとすること。

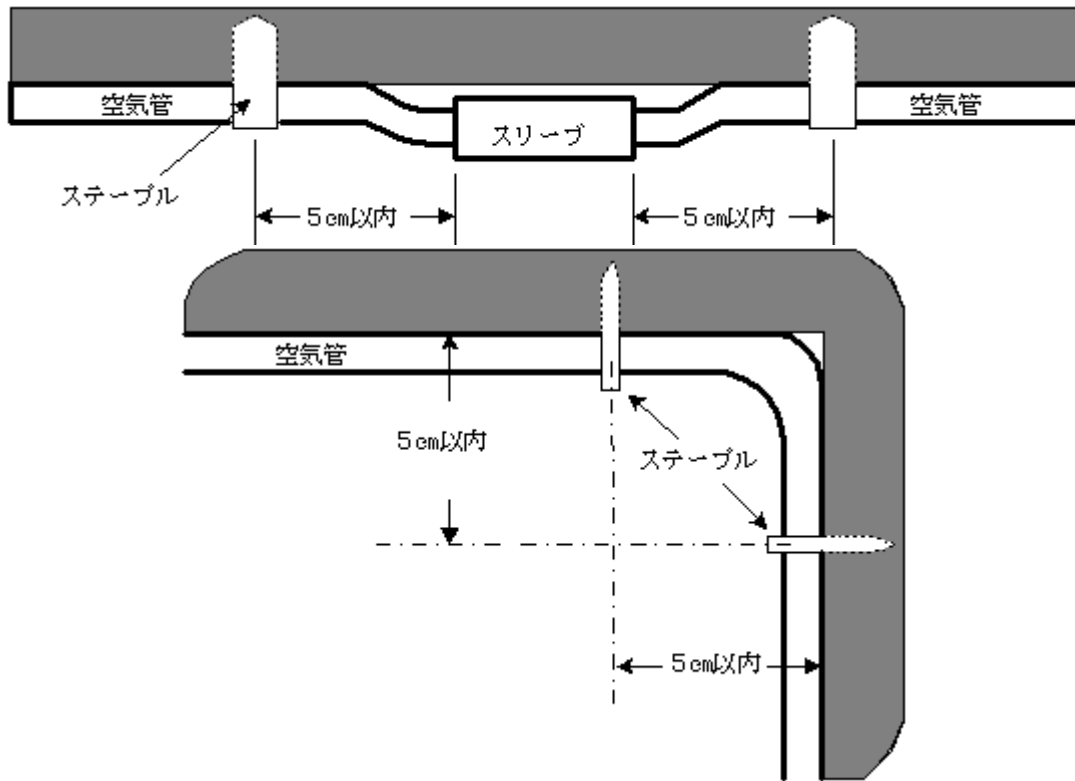


差動式分布型（空気管式）感知器を小部屋に設置する場合の例



- (オ) 検出部を異にする空気管が平行して隣接する場合は、その間隔を1.5メートル以内とすること。
- (カ) 規則第23条第4項第4号ニに規定する「空気管の長さ」には、検出部に接続するリード用空気管もその長さに含まれるものであること。
- (キ) 空気管は、ステーブル、バインド線等（以下「止め金具」という。）により0.35メートル以内の等間隔に確実に固定すること。  
なお、バインド線は、ビニル被覆されたものを使用すること。
- (ク) 接続部分又は屈曲部は、次図の例により止め金具によって固定すること。

### 差動式分布型（空気管式）感知器の固定方法

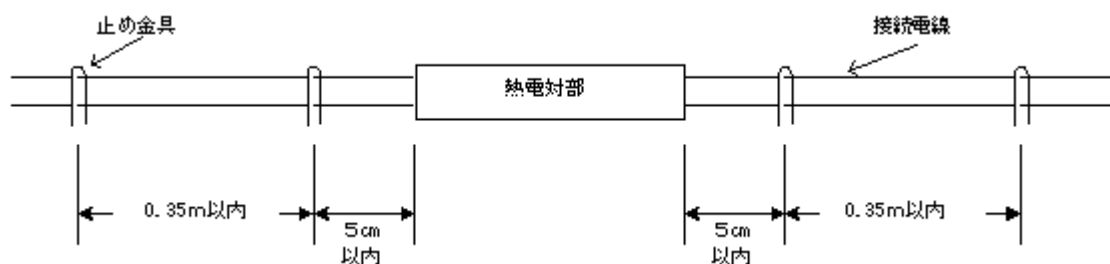


- (ケ) 空気管の屈曲半径は、5ミリメートル以上とし、かつ、つぶれ等がないように設置すること。
- (コ) 空気管の接続は、接続管（スリーブ）を用いてハンダ付けとし、かつ、接続部分を腐食しないように塗装すること。
- (サ) 壁体等の貫通部には、保護管、ブッシング等を設けること。
- (シ) 天井面の目地に空気管を設ける場合は、感熱効果が十分得られるよう天井面に露出して設けること。

#### エ 差動式分布型（熱電対式）感知器

- (ア) 熱電対部と接続電線との合成抵抗値は、1の検出部につき表示されている指定値以下とすること。
- (イ) 接続電線は、次図の例により、止め金具によって固定すること。

#### 差動式分布型（熱電対式）感知器の取付け例



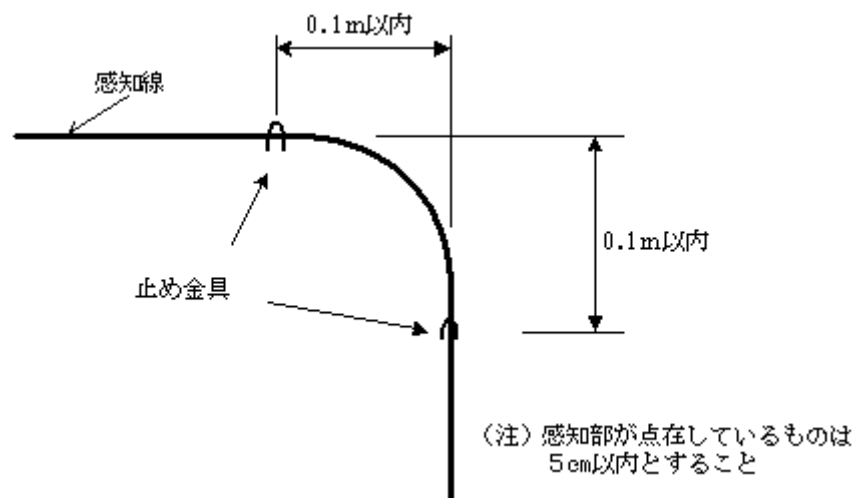
- (ウ) 壁体等の貫通部には、保護管、ブッシング等を設けること。
- (エ) 熱電対部と電線を接続する場合は、圧着接続した後、ビニルスリーブ等で圧着部を被覆すること。
- (オ) メッセンジャーワイヤにより布設する場合は、空気管式の例によること。
- (カ) 熱電対部及び検出部の接続は、各感熱部の起電力が累積されるように直列に接続すること。

オ 差動式分布型（熱半導体式）感知器

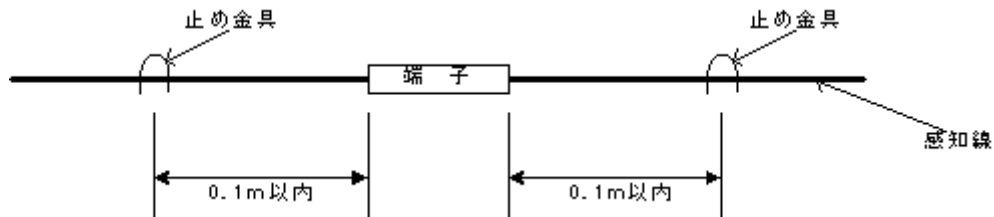
- (ア) 感熱部と接続電線との合成抵抗値は、1の検出部につき表示されている指定値以下であること。
- (イ) 感熱部及び検出部の接続は、各感熱部の起電力が累積されるように直列に接続すること。

カ 定温式感知線型感知器

- (ア) 感知線の全長は、受信機の機能に支障のない長さとする。
- (イ) 感知線の屈曲半径は、5センチメートル以上とする。
- (ウ) 感知線は、各室ごと及び電線との接続箇所ごとに端子を用いて接続すること。
- (エ) 感知線は、止め金具により0.5メートル（感熱部が点在するもの又は垂れさがおそれのあるものは0.35メートル）以内の等間隔に確実に固定すること。
- (オ) 感知線の屈曲部は、次図の例により止め金具によって固定すること。

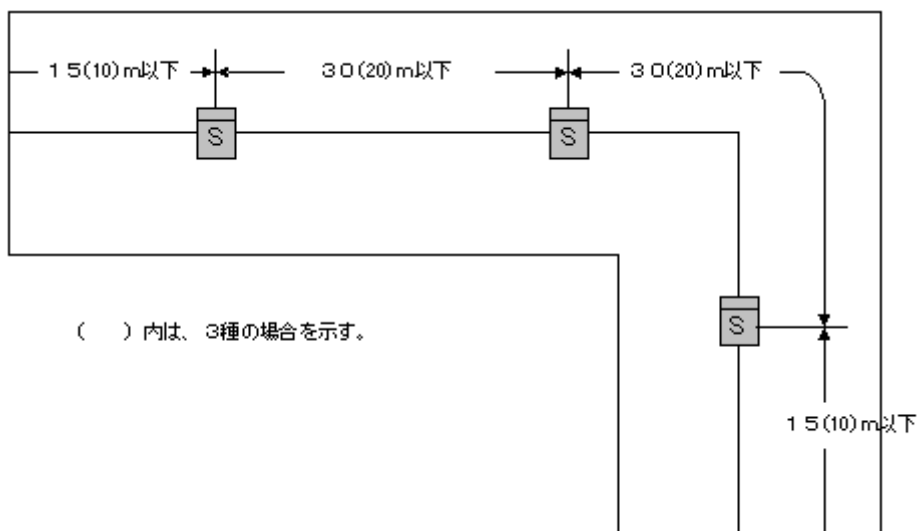


(カ) 端子部分の端子と止め金具の間隔は、次図の例によること。



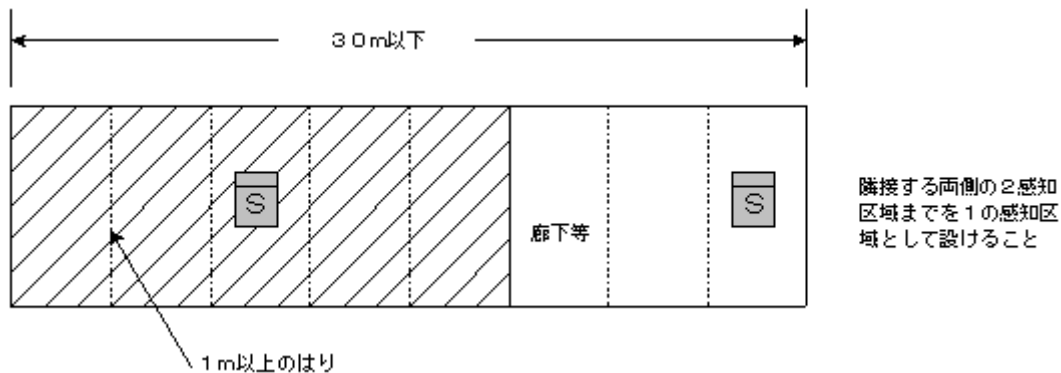
キ 煙感知器（光電式分離型感知器を除く。）

(ア) 廊下及び通路にあっては、次図の例により設置すること。



(イ) 傾斜路で、歩行距離が30メートルにつき垂直距離が5メートル以下となる勾配のものにあっては、廊下及び通路に準じて設けること。

(ウ) 地階の廊下、通路に取付け面から1メートル以上の突き出したはり等がある場合は、規則第23条第4項第7号への規定によるほか、次図の例によること。

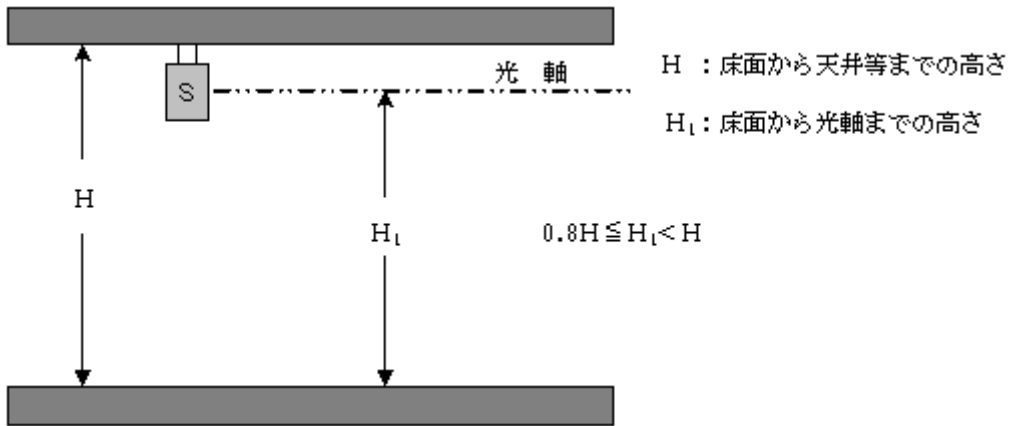


- (エ) 風速が毎秒5メートル以上となるおそれのある場所に感知器を設ける場合は、防風スクリーンを設ける等直接風圧がかからないような措置を講じること。▲
- (オ) エスカレーター等の上部には、感知器を垂直距離15メートル(3種にあつては10メートル)につき1個以上設けること。
- (カ) エレベーターの昇降路、パイプダクト、電気配線シャフト、その他これらに類する場所(水平投影面積が1平方メートル以上のものに限る。)には、最上部に1個以上感知器を設けること。ただし、エレベーターの昇降路の上部に機械室があり、当該昇降路と機械室が完全に水平区画されていない場合は、当該機械室に感知器を設けることで足りる。
- (キ) 感知区域を構成する間仕切壁等の上部に第4. 2. (8). イに規定する空気の流通する有効な開口部を設けた場合は、感知区域を1として感知器を設けることができる。
- (ク) 間仕切壁等の上部に開口部(0.3メートル以上×0.2メートル以上)を設け、その開口部から0.3メートル以内の位置に感知器を設けた場合は、隣接する感知区域を1の感知区域として感知器を設けることができる。
- (ケ) 給排気ダクトで風速が毎秒5メートル以上のもの、並びに、臭気ダクト及びダストシュートでじんあい等が著しく発生する場所には、感知器を設けないことができる。
- (コ) 廊下等の幅が1.2メートル未満の場合にあつては、廊下等の中心線上に感知器を設けること。▲
- (サ) 天井の高さが2.3メートル以下の居室又は面積がおおむね40平方メートル以下の居室にあつては、入口付近に設けること。▲

#### ク 光電式分離型感知器

- (ア) 感知器は、壁、天井、はり等に確実に取付けるとともに、衝撃、振動等により、容易に光軸がずれないように措置すること。
- (イ) 隣接する監視区域に設ける感知器の設置間隔が7メートル以下となる場合は、送光部と受光部を交互に設ける等相互に影響しないように設けること。▲
- (ウ) 感知器の光軸の高さは、床から天井等の各部分の高さの80パーセント以上とし、次図の例によること。

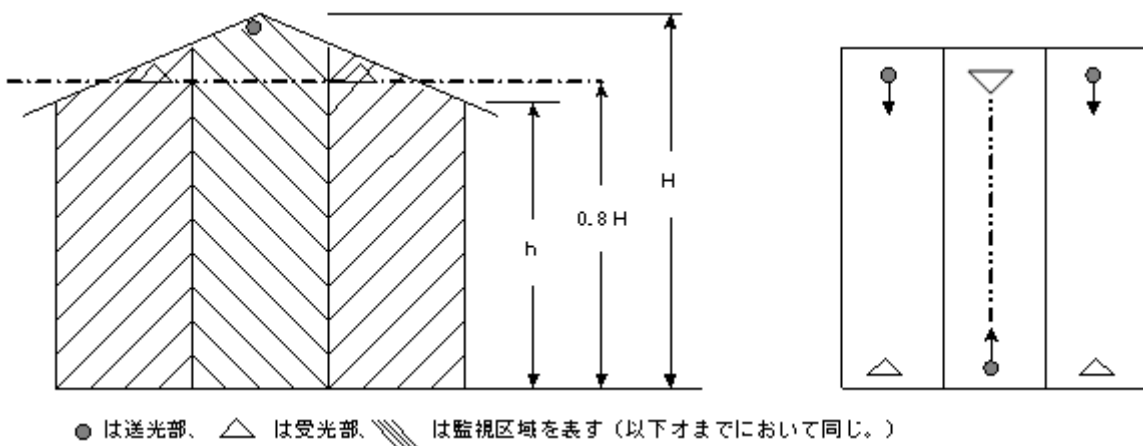
### 光電式分離型感知器の設置例



- (エ) 傾斜等がある天井等（天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。以下同じ。）又は、凹凸がある壁面を有する防火対象物等に感知器を設ける場合は、規則第 23 条第 4 項第 7 号の 3 の規定によるほか、次図の例によること。▲

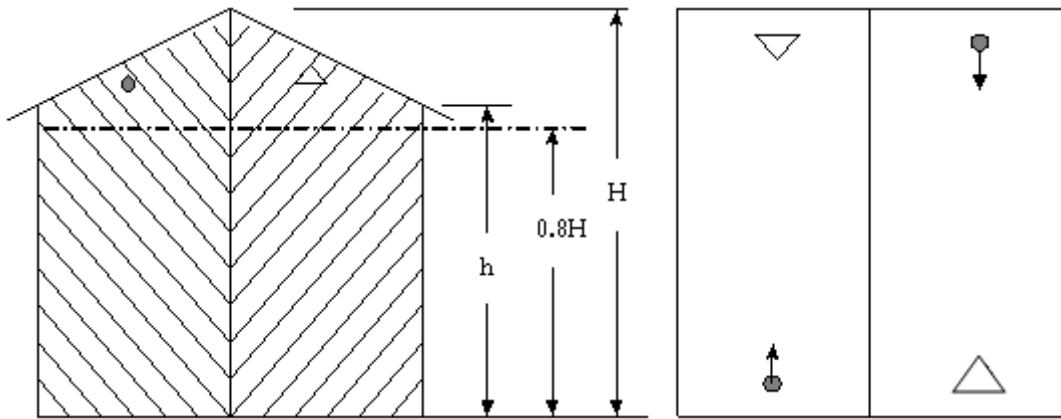
### 傾斜形天井等の光電式分離型感知器の設置例

軒の高さ（ $h$ ）が天井等の高さの最高となる部分の高さ（ $H$ ）の 80% 未満（ $h < 0.8H$ ）となる場合



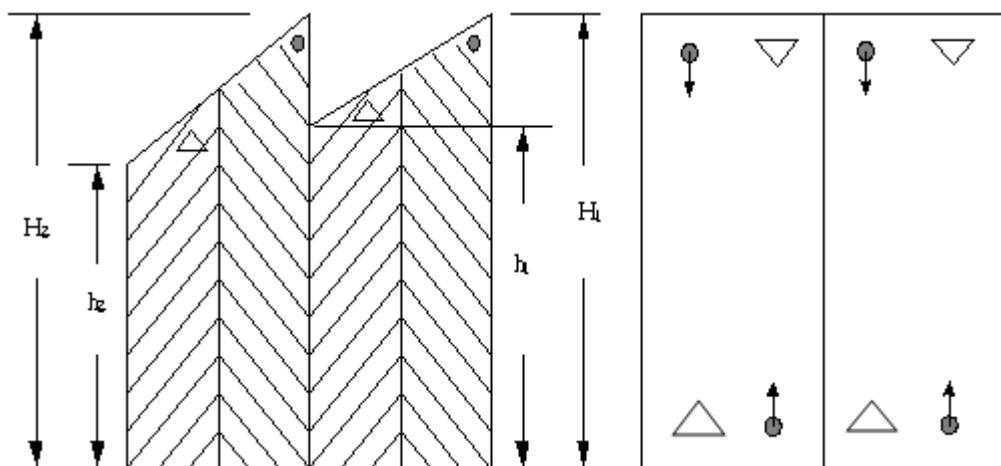
軒の高さ (h) が天井等の高さの最高となる部分の高さ (H) の 80%以上となる場合 ( $h \geq 0.8H$ )

この場合、光軸の設定は、棟方向と直角としてもよい。

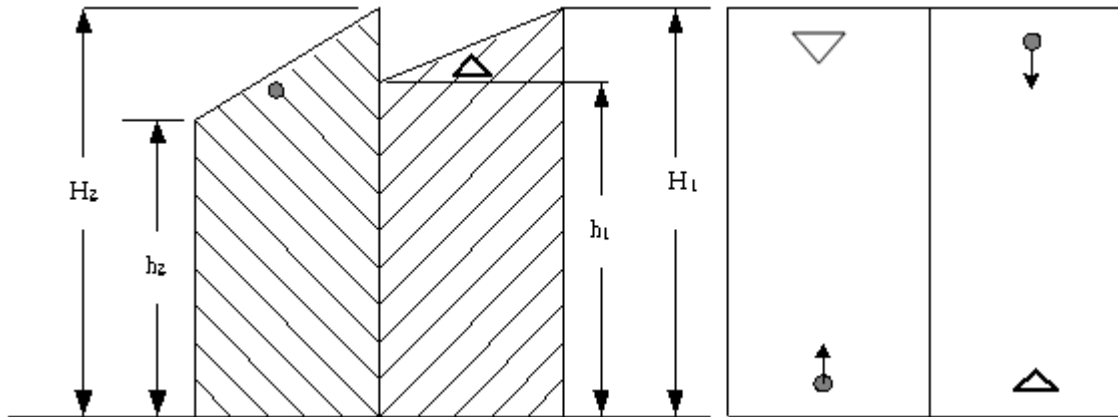


のこぎり形天井等の例

軒の高さ ( $h_1$ 、 $h_2$ ) が天井等の高さの最高となる部分の高さ ( $H_1$ 、 $H_2$ ) の 80%未満 ( $h_1 < 0.8H_1$  又は  $h_2 < 0.8H_2$ ) となる場合

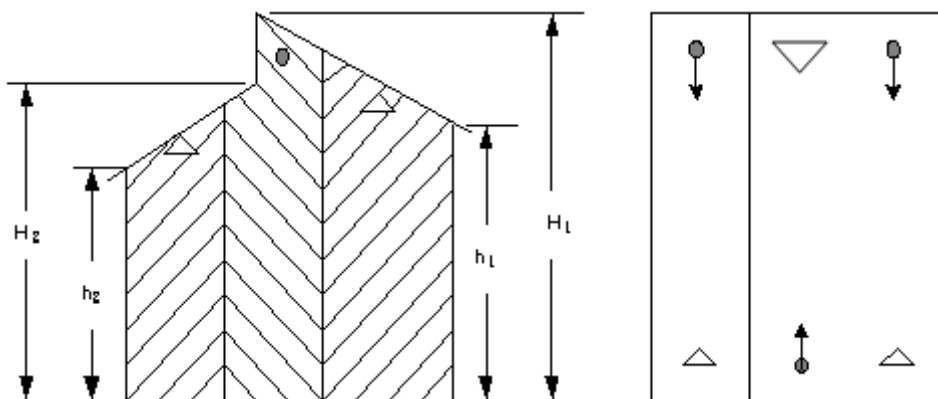


軒の高さ ( $h_1$ 、 $h_2$ ) が天井等の高さの最高となる部分の高さ ( $H_1$ 、 $H_2$ ) の80%以上 ( $h_1 \geq 0.8H_1$ 、 $h_2 \geq 0.8H_2$ ) となる場合



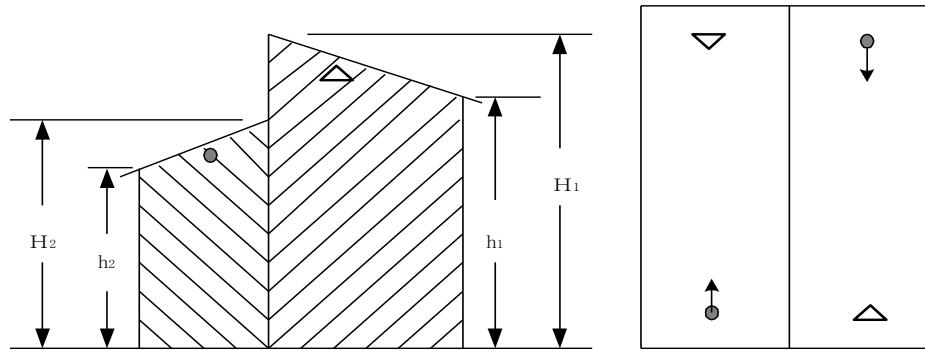
差掛形天井等の例

軒の高さ ( $h_1$ 、 $h_2$ ) が天井等の高さの最高となる部分の高さ ( $H_1$ 、 $H_2$ ) の80%未満 ( $h_1 < 0.8H_1$ 、 $h_2 < 0.8H_2$ ) となる場合



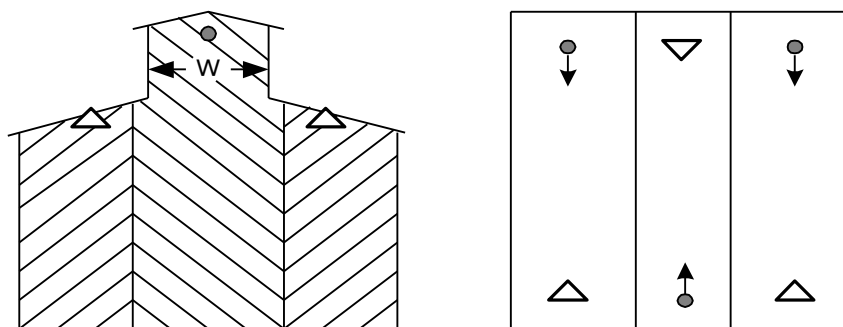


軒の高さ ( $h_1$ 、 $h_2$ ) が天井等の高さの最高となる部分の高さ ( $H_1$ 、 $H_2$ ) の80%以上 ( $h_1 \geq 0.8H_1$ 、 $h_2 \geq 0.8H_2$ ) となる場合

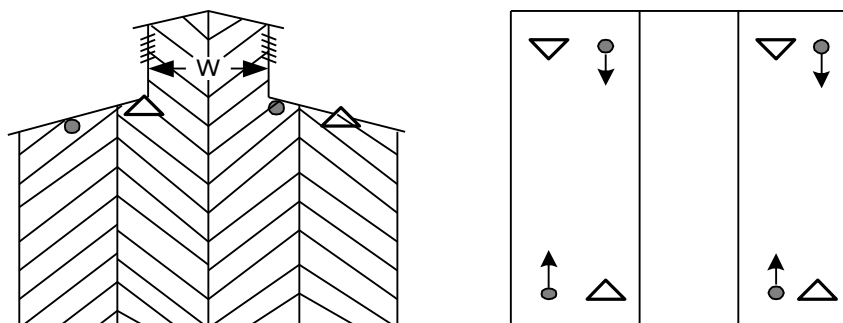


越屋根を有する傾斜形天井等の例

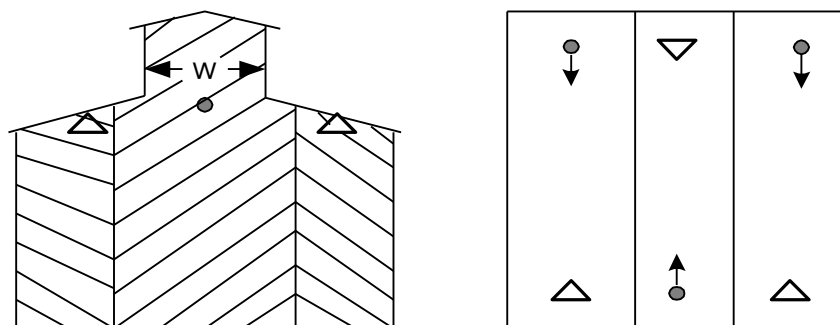
越屋根の幅 ( $W$ ) が1.5メートル以上の場合、天井等の傾斜にかかわらず、当該越屋根部を有効に包含すること。ただし、越屋根が換気等の目的に使用するものにあつては、当該越屋根の基部にそれぞれ光軸が通るようにすること。



越屋根が換気等の目的に使用するもの

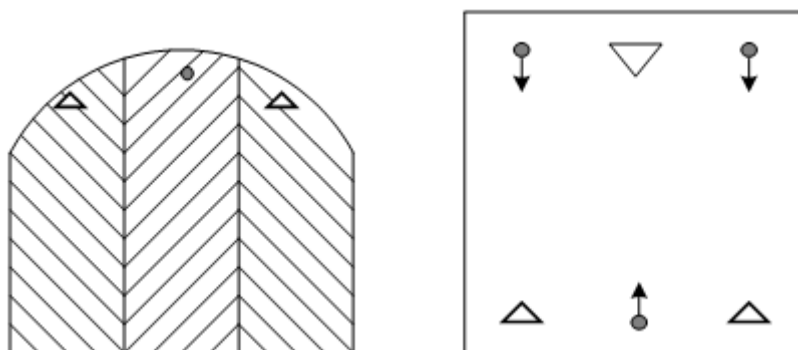


越屋根の幅 (W) が 1.5 メートル未満の場合は、天井等の傾斜にかかわらず当該越屋根を支える大棟間の中心付近に光軸が通るようにすること。



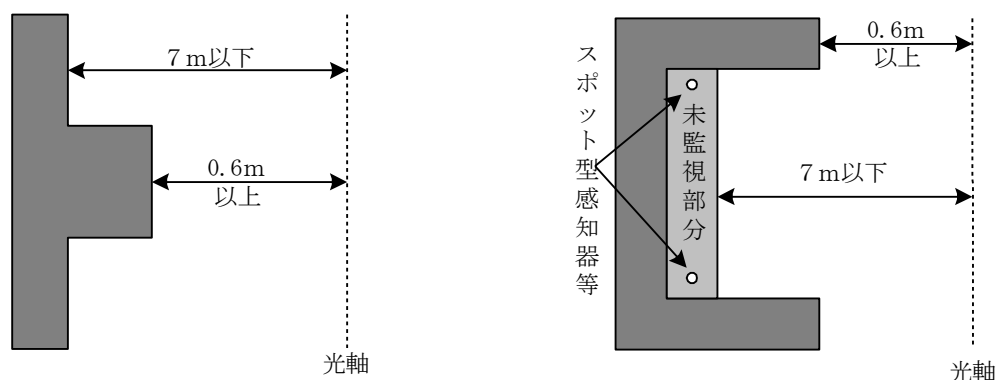
#### アーチ，ドーム形の天井等の例

アーチ形天井等の場合は、アーチ形天井等の高さが最高となる部分を有効に包含できるようにすること。



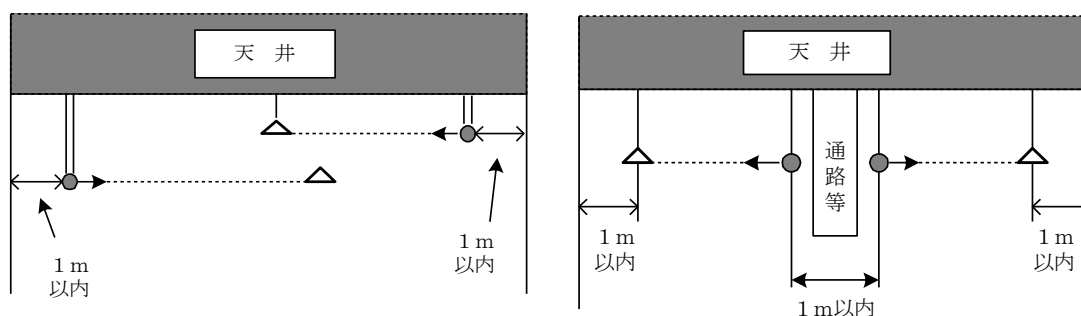
## 凹凸がある壁面の例

凹凸がある壁面と光軸との水平距離は、当該壁面の最深部から7メートル以下とすること。この場合凸凹の深さが7メートルを超える部分にあっては、当該部分にスポット型感知器を設けること。



## 感知器の公称監視距離を超える空間を有する防火対象物

感知器の公称監視距離を超える空間に感知器を設定する場合にあっては、未監視部分が生じないように光軸を連続して設定すること。ただし、感知器の維持管理、点検等のために天井等の部分に通路等を設ける場合にあっては、隣接する感知器の水平距離は1メートル以内とすること。



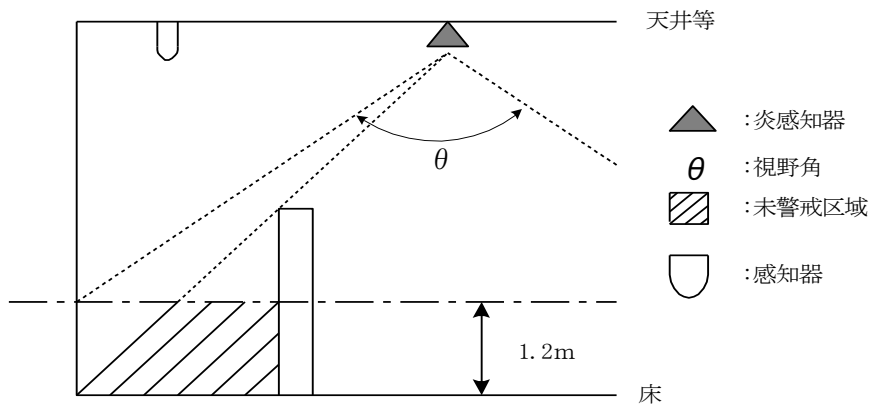
(オ) 適応する受信機に接続すること。

### ケ 炎感知器

(ア) 規則第23条第4項第7号の4ハの規定に定める障害物等により有効に火災の発生を感知できないこととは、感知障害となり、かつ、床面から1.2メートルを超える障害物が設けられていることをいい、この場合の感知器の設置は次図の例によること。

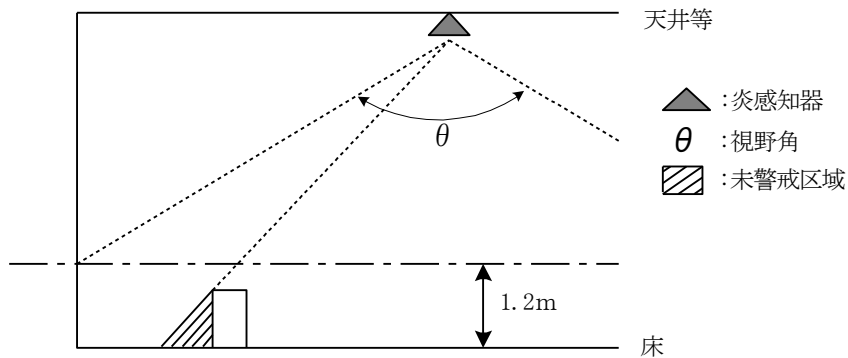
### 監視空間を超える障害物等がある場合

監視空間を超える障害物等により、監視空間内に未警戒区域ができる場合は、当該未警戒区域を警戒する感知器を設置すること。



### 障害物等が監視空間内の場合

監視空間内に置かれた高さ 1.2メートル以下の物によって遮られる部分は、感知障害がないものとして取り扱ってもよい。



(イ) 感知器は、屋内に設ける場合は屋内型を、屋外に設ける場合は屋外型を、道路トンネルに設ける場合は道路型を設置すること。ただし、文化財関係建造物等の軒下又は床下及び物品販売店舗等の荷さばき場、荷物取扱場、トラックヤード等の上屋の下部で雨水のかかるおそれがないよう措置された場所に設ける場合は、屋内型のものを設置することができる。

## 第5 中継器

中継器は、規則第23条第9項及び規則第24条第7号によるほか、次による。

- 1 振動が激しい場所又は腐食性ガスの発生する場所その他機能障害の生じるおそれのある場所に設けてはならない。ただし、感知器個々の発報表示情報（アドレス表示）を付加する機能をもつ中継器で、感知器と同一箇所に設置するものにあつてはこの限りでない。
- 2 規則23条第9項第2号に規定する「防火上有効な措置を講じた箇所に設けること」とは、中継器を不燃性の外箱で覆う場合又は埋込型とする場合等が該当するものとする。

## 第6 音響装置

音響装置は、規則第24条第5号及び第5号の2によるほか、次による。

- 1 音響効果を妨げるような障害物のある場所には設けないこと。
- 2 外傷を受けるおそれのある場所には設けないこと。
- 3 ベルの鳴動により設備に振動を与えないように設けること。
- 4 規則第24条第5号イ(ロ)及び同条第5号の2イ(ロ)に規定する「室内又は室外の音響が聞き取りにくい場所」とは、第3.4の例による。
- 5 規則第24条第5号イ(ロ)及び同条第5号の2イ(ロ)に規定する「当該場所において他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができるように措置されていること」とは、第3.5の例による。▲
- 6 規則第24条第5号イ(ハ)及び同条第5号の2イ(ハ)に規定する「当該個室において警報音を確実に聞き取ることができるように措置されていること」とは、次に適合するものとする。▲
  - (1) 任意の場所で65デシベル以上の警報音を確保すること。
  - (2) 暗騒音（ヘッドホン等から流れる音を含む。）が65デシベル以上ある場合は、次のいずれかの措置又はこれと同等以上の効果のある措置を講ずる必要があること。
    - ア 個室における警報装置の音圧が、通常の使用状態においてヘッドホン等から流れる最大音圧（音響機器自体において一定以上音圧が上がらないよう制限されている場合や、利用者に音圧を上げないよう周知徹底が図られている場合等においては、当該音圧をいう。）より6デシベル以上強くなるよう確保されていること。
    - イ 自動火災報知設備の作動と連動して、警報装置の音以外の音が自動的に停止又は低減（警報装置の音圧が暗騒音より6デシベル以上強くなるよう確保されていること。以下同じ。）し、又は常時人がいる場所に受信機又は火災表示盤等を設置することにより、警報装置が鳴動し

た場合に警報装置以外の音を手動で停止又は低減できるものであること。

ウ 警報音及び暗騒音が把握できない場合や火災の報知に支障ないことが確認できない場合等は、次のいずれかの措置を講ずること。

(ア) 各個室に警報装置を設置すること。

(イ) 自動火災報知設備の警報装置の作動と連動して、警報装置の音以外の音が自動的に停止し、又は常時人がいる場所に受信機又は火災表示装置等を設置することにより、警報装置が鳴動した場合に警報装置以外の音が手動で停止できるものであること。ただし、手動で停止する場合、常時人がいる場所に火災が発生した際の音響装置以外の音の停止方法、避難誘導及び火災通報等のマニュアルを掲示したものに限る。

7 受信機の設置場所と宿直室等が異なる場合は、宿直室等に音響装置及び副受信機を設けること。▲

8 音色は、他の機器の音色と明らかに区別できること。

9 可燃性ガス、粉じん等の滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、防護措置を講じること。

10 地区音響装置の鳴動方法は、全館一斉鳴動方式とすること。ただし、規則第24条第5号ハに掲げる防火対象物又はその部分にあつては、次図に示す区分鳴動方式を、同条第5号の2ロに掲げる防火対象物又はその部分にあつては、全館一斉鳴動方式又は次図に示す区分鳴動方式とするほか、次によること。

5F	◎	○						
4F		◎	○					
3F			◎	○				
2F				◎	○			
1F					◎	○		G.L
B1F					○	◎	○	
B2F					○	○	◎	○
B3F					○	○	○	◎

◎ 出火階  
○ 鳴動階

- (1) 階段、傾斜路、エレベーター昇降路又はパイプダクト等に設置した感知器（エレベーター機械室に設置された感知器でエレベーター昇降路を警戒する場合のものを含む。）が作動しても地区音響装置は鳴動しないものであること。ただし、この場合において、次号による一定の時間が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合には、全館一斉鳴動方式に切り替わるように措置されていること。
- (2) 区分鳴動方式とした場合、一定時間経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合には全館一斉鳴動に切り替わるものであること。
  - ア 一定時間とは、出火階及びその直上階からの避難が完了すると想定される時間等を考慮して、最大 10 分以内の時間で設定できるものとする。▲
  - イ 新たな火災信号とは、次のいずれかによるものとする。
    - (ア) 感知器が作動した警戒区域以外の警戒区域からの火災信号
    - (イ) 他の感知器からの火災信号（火災信号を感知器ごとに認識できる受信機に限る。）
    - (ウ) 発信機からの信号
    - (エ) 火災の発生を確認した旨の信号
- 11 屋上部分を遊技場等の目的で使用する防火対象物は、当該部分にも音響装置を設けること。▲
- 12 放送設備が併設されている防火対象物については、次によること。
  - (1) 放送設備のマイクスイッチを入れることにより自動火災報知設備の地区音響装置の鳴動が停止し、また、マイクスイッチを切ることにより再び地区音響装置が鳴動すること。▲
  - (2) 規則第 24 条第 5 号の規定により放送設備を規則第 25 条の 2 に定めるところにより設置し地区音響装置の設置を省略する場合にあっては、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して放送設備が起動し感知器発報放送が行われるものであること。
- 13 光警報装置を設置する場合にあっては、「光警報装置の設置に係るガイドラインの策定について」（平成 28 年 9 月 6 日付け消防予第 264 号。消防庁予防課長通知）中別添の光警報装置の設置に係るガイドライン、及び「光警報装置の設置に係るガイドラインの運用について」（平成 29 年 9 月 13 日付け庁内連絡）によること。▲

## 第 7 副受信機▲

副受信機は、受信機に適応する機器であるとともに適正な表示内容とすること。

## 第8 電源▲

電源は、令第21条第2項第4号並びに規則第24条第3号及び第4号によるほか、次による。

### 1 常用電源

常用電源は、次のいずれかによる。

#### (1) 交流電源

ア 電源電圧は、300ボルト以下であり、かつ、機器の定格電圧に適合していること。

イ 電源は、規則第24条第3号イの規定にかかわらず自動火災報知設備に障害をおよぼすおそれがない場合は、他の消防用設備等の電源と共用することができる。

ウ 受信機から電源の供給を受けない中継器にあっては、中継器の電源が停電した場合、ただちに受信機に信号を送る機能を有すること。

#### (2) 蓄電池設備

蓄電池設備の基準（昭和48年消防庁告示第2号）に適合するものとする。

#### (3) 無線式感知器等の電源に電池を用いる場合

受信機において無線式感知器等が有効に作動できる電圧の下限値となった旨を確認することができる場合は、一次電池を常用電源とすることができる。

### 2 非常電源

非常電源及び非常電源回路等の配線は、第6章「非常電源の基準」による。ただし、予備電源の容量が、非常電源の容量以上である場合は、非常電源を省略することができる。

また、1.(3)の場合において、一次電池を常用電源とする無線式感知器等の電源が、規則第24条第4号ニの規定に適合する場合は、当該電池を非常電源とすることができる。

## 第9 配線

配線は、規則第24条第1号の規定によるほか、次によること。

### 1 屋内配線

(1) 屋内配線に使用する電線は、6（電線の種類）に定めるところによること。

(2) 屋内配線の工事は、次に適合する金属管工事、合成樹脂管工事、ケーブル工事、ステーブルどめ工事、金属ダクト工事、可とう電線管工事又



はこれらと同等以上の工事方法によること。

#### ア 金属管工事

- (ア) 金属管内には、電線の接続点を設けないこと。
- (イ) 金属管は、J I S C 8305（鋼製電線管）に適合するもの又はこれと同等以上の防食性及び引張り強さを有するものとし、コンクリートに埋め込むものにあつては、厚さ1.2ミリメートル以上、その他のものにあつては1ミリメートル以上であること。ただし、継手のない長さ4メートル以下のものを乾燥した露出場所に施設する場合は、0.5ミリメートル以上とすることができる。
- (ウ) 金属管の端口及び内面は、電線の被覆を損傷しないものであること。
- (エ) 金属管の屈曲部の屈曲半径は、管内径の6倍以上とすること。
- (オ) 管路は、できる限り屈曲を少なくし、1箇所につき90度以下の鋭角に曲げないこと。
- (カ) 直角又はこれに近い屈曲箇所が3箇所を超える場合又は金属管のこう長が30メートルを超える場合は、電線の接続が容易に行えるような場所にプルボックス又はジョイントボックスを設けること。  
なお、当該ボックスは、水が侵入しないように措置を講じたものであること。
- (キ) 金属管相互の接続は、カップリングを使用し、ねじ込み、突合せ及び締め付けを十分に行うこと。
- (ク) 金属管とボックスその他これらに類するものとを接続する場合で、ねじ込みによらないときは、ロックナット2個を使用してボックス又はキャビネットのその部分の両側を締め付けること。ただし、ブッシング（絶縁ブッシングは金属を主体としたもの。）などにより堅固に取り付けられる場合は、ロックナットを省略することができる。
- (ケ) 金属管、ボックスその他これらに類するものは、適当な方法により造営材その他に確実に固定すること。
- (コ) 露出して金属管を施設する場合は、原則として、サドル又はハンガー等によりその支持点間の距離が2メートル以下となるように堅固に支持すること。
- (サ) 金属管がメタルラス張り、ワイヤラス張り又は金属板張りの壁体等を貫通する場合は、電氣的に十分絶縁すること。

#### イ 合成樹脂管工事

- (ア) 合成樹脂管内には、電線の接続点を設けないこと。
- (イ) 合成樹脂管は、J I S C 8430 (硬質ビニル管) に適合するもの又はこれと同等以上の耐電圧性、引張り強さ及び耐熱性を有するものであること。
- (ウ) 合成樹脂管相互及び管とボックスの接続は、管の差込み深さを管の外径の1.2倍(接着剤を使用する場合は0.8倍)以上とし、かつ、差込み接続により堅ろうに接続すること。
- (エ) 合成樹脂管をサドルなどで支持する場合は、その支持点間の距離を1.5メートル以下とし、管相互及び管とボックスの接続部分にあっては、接続部分から0.3メートル以下とすること。
- (オ) 温度又は湿度の高い場所に設ける場合は、適当な防護措置を講じること。
- (カ) 重量物による圧力又は著しい機械的衝撃を受けるおそれがないように施設すること。
- (キ) 壁体等を貫通する場合は、適当な防護措置を講じること。
- (ク) その他、アの金属管工事に準じること。

#### ウ ケーブル工事

- (ア) ケーブルを造営材に沿って取り付ける場合は、ケーブル支持点間の距離を2メートル以下とし、かつ、ケーブルの被覆を損傷しないように取り付けること。
- (イ) ケーブルは、水道管、ガス管又は他の配線等と接触しないように設けること。
- (ウ) 重量物による圧力又は著しい機械的衝撃を受けるおそれのないように施設すること。
- (エ) 壁体等を貫通する場合は、適当な防護措置を講じること。

#### エ ステープルドめ工事

- (ア) 点検できないいんぺい場所又は周囲温度が摂氏60度以上となる場所には用いないこと。
- (イ) 外傷を受けるおそれのある場所、湿度の高い場所等に設ける場合には、適当な防護措置を講じること。
- (ウ) ステープルの支持点間の距離は0.6m以下とすること。
- (エ) ケーブルが壁体等を貫通する場合は、がい管等により防護措置を講じること。
- (オ) 立上り又は引下り部分には、木製線ぴ、金属線ぴ等により防護措置を講じること。

#### オ 金属ダクト工事

- (ア) 金属ダクト内には、電線の接続点を設けないこと。ただし、電線の接続点が容易に点検できる場合は、この限りでない。
- (イ) 金属ダクトに収める電線の断面積（絶縁被覆材を含む。）の総和は、ダクトの内断面積の 50 パーセント以下とすること。
- (ウ) 金属ダクトの内面は、電線の被覆を損傷しないものであること。
- (エ) 金属ダクト内の電線を外部に引き出す部分に係る工事は、金属管工事、可とう電線管工事、合成樹脂管工事又はケーブル工事とし、当該部分で電線が損傷しないように施設すること。
- (オ) 金属ダクトの支持点間の距離は、3メートル以下とすること。
- (カ) 金属ダクトは、幅が5センチメートルを超え、かつ、厚さ1.2ミリメートル以上の鉄板又はこれと同等以上の機械的強度を有するものであること。
- (キ) 金属ダクトは、さび止め等の防食措置を講じたものであること。

#### カ 可とう電線管工事

- (ア) 可とう電線管内には、電線の接続点を設けないこと。
- (イ) 可とう電線管の端口及び内面は、電線の被覆を損傷しないものであること。
- (ウ) 重量物による圧力又は著しい機械的衝撃を受けるおそれのないように施設すること。
- (エ) 可とう電線管相互の接続は、カップリングで行い、可とう電線管とボックス又はキャビネットとの接続は、コネクタで行うこと。
- (オ) 可とう電線管の支持点間の距離は、1メートル以下とし、サドル等で支持すること。

## 2 地中配線

- (1) 地中配線に使用する電線は、6（電線の種類）に定めるところによること。
- (2) 地中配線の工事は、次により管路引入れ式、暗きょ式又は直接埋設式により行うこと。

#### ア 管路引入れ式、暗きょ式及び直接埋設式共通事項

- (ア) 地中箱及び地中電線を収める管は、堅ろうで車両等の重圧に耐え、かつ、水が侵入しにくい構造とすること。
- (イ) 地中箱の底部には、水抜きを設けること。
- (ウ) 自動火災報知設備用ケーブルと電力ケーブルは、0.3メートル（特別高圧の電力ケーブルの場合は、0.6メートル）以上離すこと。ただし、電磁的遮へいを行い、かつ、耐火性能を有する隔壁を設けた場合は、この限りでない。

イ 直接埋設式による場合の埋設深さは、車両その他の重量物の圧力を受けるおそれのある場所にあつては、1.2メートル以上、その他の場所にあつては、0.6メートル以上とすること。

### 3 架空配線

(1) 架空配線に使用する電線は、6（電線の種類）に定めるところによること。

(2) 支持物は、木柱、鉄筋コンクリート柱、鋼管柱又は鉄塔のいずれかによること。

(3) 木柱、鉄筋コンクリート柱等の支持物は、根入れを支持物の全長の6分の1以上、かつ、0.3メートル以上とすること。

(4) 支線及び支柱は、次に適合すること。

ア 支線は、直径が3.2ミリメートル以上の亜鉛メッキ鉄線又はこれと同等以上の防食性及び引張り強さを有する素線を3条以上より合せたものを使用すること。

イ 支線と支柱は堅固に取り付けること。

(5) 自動火災報知設備の架空電線（以下「架空電線」という。）と他の架空電力線（以下「架空線」という。）等が、接近又は交差する場合は、次によること。

ア 架空電線と架空線の支持物との距離は、低圧架空線にあつては0.3メートル以上、高圧架空線にあつては0.6メートル（電線がケーブルの場合は0.3メートル）以上であること。

イ 架空電線と建築物等の距離は0.3メートル以上であること。

ウ 架空電線は、低圧架空線又は高圧架空線の上に設けないこと。ただし、施工上止むを得ない場合で、架空電線と低圧架空線又は高圧架空線との間に保護網を設けた場合は、この限りでない。

エ 架空電線が低圧架空線又は高圧架空線と接近する場合で、架空電線を低圧架空線又は高圧架空線の上方に施設する場合にあつては相互間の水平距離を架空電線の支持物の地表上の高さに相当する距離以上とすること。

オ 架空電線の高さは、次によること。

(ア) 道路を横断する場合は、地表上6メートル以上とすること。

(イ) 鉄道又は軌道を横断する場合は、軌条面上5.5メートル以上とすること。

(ウ) (ア)及び(イ)以外の場合は、地表上5メートル以上とすること。ただし、道路以外の場所に設ける場合は、地表上4メートル以上とすることができる。

- カ 架空電線と低圧架空線又は高圧架空線とを共架する場合は、次によること。
- (ア) 架空電線は、低圧架空線又は高圧架空線の下に施設すること。
  - (イ) 架空電線と架空線の離隔距離は、架空線が低圧架空線の場合は、0.75メートル以上、高圧架空線の場合は1.5メートル以上とすること。
  - (ウ) 架空電線は、架空線からの誘導障害が生じないように施設すること。
- キ メッセンジャーワイヤは、亜鉛メッキ鋼線（より線に限る。）とし、その太さは次表によること。

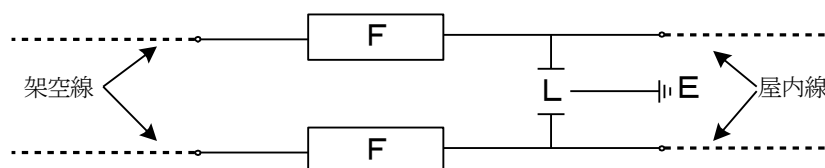
ケーブルの種類別メッセンジャーワイヤの太さ

ケーブルの種類	メッセンジャーワイヤの太さ (mm <sup>2</sup> )
ケーブル 0.65 mm 10 P C 以下	断面積 22
〃 0.65 〃 20 P C 〃	〃 30
〃 0.65 〃 55 P C 〃	〃 45
〃 0.65 〃 100 P C 〃	〃 55

(注) P C : 線の対数

- ク 架空電線は、がいし、メッセンジャーワイヤ等で堅ろうに支持し、かつ、外傷、絶縁劣化等を生じないように設けること。
- ケ 架空電線の引込み口及び引出し口には、がい管又は電線管を用いること。
- コ 架空電線の架空部分の長さの合計が50メートルを超える場合は、次図に掲げる保安装置を設けること。ただし、架空電線が、有効な避雷針の保護範囲内にある場合又は屋外線が、接地された架空ケーブル又は地中ケーブルのみの場合は、この限りでない。

架空電線の保安装置



F：定格電流 7 A以下の自動しゃ断器

L：交流 500V以下で作動する避雷器

E：接地工事

#### 4 屋側（（おくそく）建築物の屋外側面）配線

- (1) 屋側配線に使用する電線は、6（電線の種類）に定めるところによること。
- (2) 金属管、合成樹脂管、可とう電線管又はケーブルを造営材に沿って取り付ける場合は、その支持点間の距離を、2メートル以下とすること。
- (3) メタルラス張り、ワイヤラス張り又は金属板張りの造営材に施設する場合は、電氣的に十分絶縁すること。

#### 5 接地

- (1) 接地線は、導体の直径が 1.6 ミリメートル以上の 600 ボルトビニル絶縁電線又はこれと同等以上の絶縁性、及び導電性を有するものであること。
- (2) 接地線には、ヒューズその他の遮断器を設けないこと。

#### 6 電線の種類

自動火災報知設備の配線（耐火又は耐熱保護を必要とするものを除く。）に用いる電線は、次表の A 欄に掲げる電線の種類に応じ、それぞれ B 欄に掲げる規格に適合し、かつ、C 欄に掲げる導体直径若しくは導体断面積を有するもの又は B 欄及び C 欄に掲げる電線に適合するものと同等以上の電線としての性能を有するものであること。

A 欄	B 欄	C 欄
屋内配線に使用する電線	J I S C 3306 (ビニルコード)	断面積 0.75 mm <sup>2</sup> 以上
	J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線 (I V))	導体直径 1.0 mm以上
	J I S C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル (V V))	
	J I S C 3612 (600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-I E))	
	J C S 3417 (600V耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線 (EM-I C))	
J I S C 3605 (600V耐燃性ポリエチレンシースケーブル)		

屋側又は屋外配線に使用する電線	J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線 (I V)) J I S C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル (V V)) J I S C 3612 (600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (E M-I E)) J C S 3417 (600V耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線 (E M-I C)) J I S C 3605 (600V耐燃性ポリエチレンシースケーブル)	導体直径 1.0 mm以上
架空配線に使用する電線	J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線 (I V))	導体直径 2.0 mm以上の硬銅線 ※1
	J I S C 3340 (屋外用ビニル絶縁電線 (O W))	導体直径 2.0 mm以上
	J I S C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル (V V)) J I S C 3605 (600V耐燃性ポリエチレンシースケーブル)	導体直径 1.0 mm以上
地中配線に使用する電線	J I S C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル (V V)) J I S C 3605 (600V耐燃性ポリエチレンシースケーブル)	導体直径 1.0 mm以上
使用電圧 60V以下の配線に使用する電線 ※2	J C S 4396 (警報用ポリエチレン絶縁ケーブル) J C S 4504 (警報用フラットケーブル)	導体直径 0.5 mm以上

(備 考)

※1は、径間が 10m以下の場合には導体直径 2.0 mm以上の軟銅線とすることができる。

※2は、使用電圧 60V以下の配線に使用する電線については、本表のB欄に掲げる J C S 4396 以外の規格に適合する電線で、それぞれC欄に掲げる導体直径又は導体の断面積を有するものも使用できるものとする。

(注) J C S 日本電線工業会規格

## 7 無線式自動火災報知設備について▲

(1) 無線式自動火災報知設備の設置に関しては、構成する無線式感知器等及び受信機ごとに、第3から第8までの基準に従って設置し、その上で

確実に信号を発信又は受信できる位置を選定して設置すること。

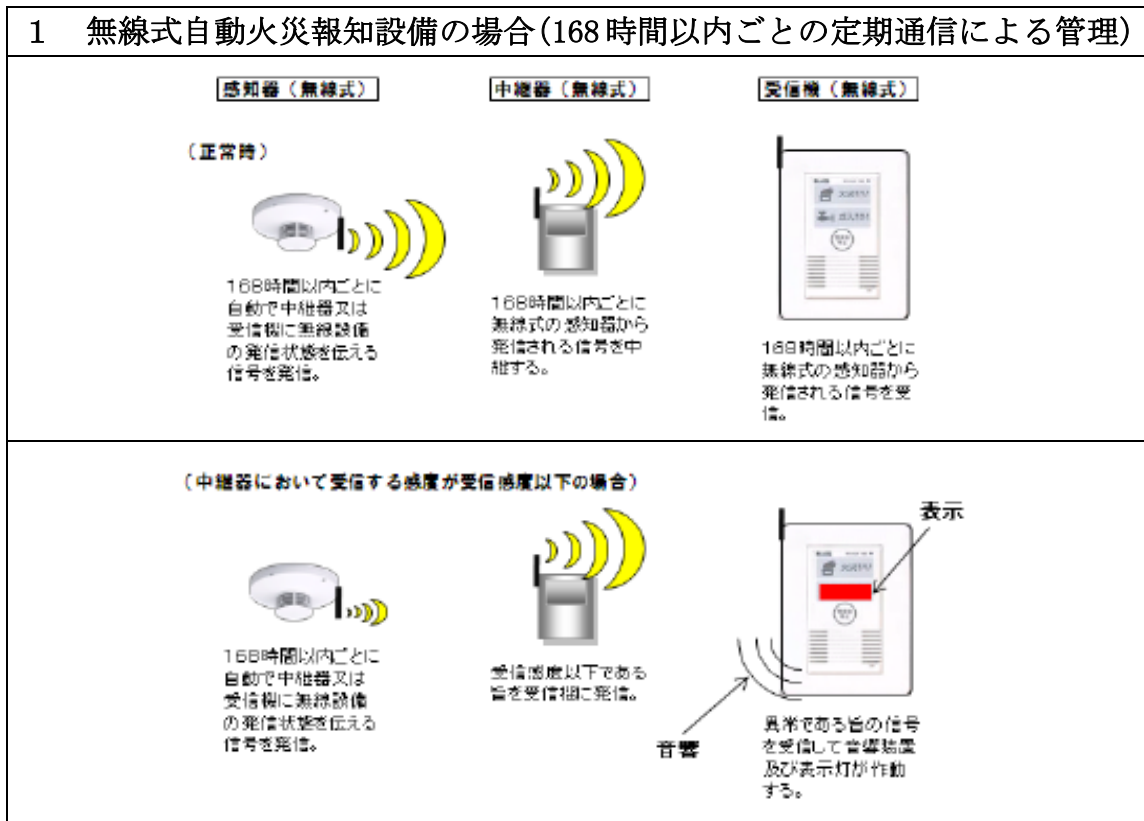
(2) 無線式自動火災報知設備の設置に際し、送受信間で信号の授受が確保されているかどうかを確認する手法としては、以下の3つがある。

ア 消防用設備等試験結果報告書及び実地の検査

イ 法第4条の規定に基づく立入検査

ウ 回線設計（机上で電波状態の良否を判断する手法であり、無線方式の設計時に送受信間で信号の授受をある所定の条件で確保できるかを確認するもの。）

(3) 無線式感知器等は、空中線（アンテナ）を有し、アンテナの向きにより電波状態が変化するため、特に容易に手が触れる位置に無線式感知器等が存する場合にあっては、適正に維持管理することが必要となること。一般的な例としては、次に示すようなものが想定されること。





〔中継器において発信する感度が受信感度以下の場合〕



168時間以内ごとに自動で中継器又は受信機に無線設備の発信状態を伝える信号を発信。



感知器からの中継ができない。



音響

受信感度以下であることで音響装置及び表示灯が作動する。

## 2 連動型感知器による無線式特定小規模施設用自動火災報知設備の場合

連動型感知器（無線式）

連動型感知器（無線式）

連動型感知器（無線式）

〔火災警報時〕



この感知器で警報を停止した場合のみ、全ての感知器の警報が停止する。



連動して火災警報を発する。この感知器の警報を停止しても火災感知した感知の警報は停止しない。



連動して火災警報を発する。この感知器の警報を停止しても火災感知した感知の警報は停止しない。

〔手動で確認する場合の正常時〕



火災信号の発信を容易に確認できる装置により無線設備の発信状態を伝える信号を発信。



連動して警報を発するか、電波が正常であること等で知らせる。



連動して警報を発するか、電波が正常であること等で知らせる。

〔受信する感度が受信感度以下の場合〕



火災信号の発信を容易に確認できる装置により無線設備の発信状態を伝える信号を発信。



微弱な電波を知らせるか、電波到達がなければ反応しない等。



微弱な電波を知らせるか、電波到達がなければ反応しない等。

- (4) 小電力セキュリティシステムの無線局である無線設備の留意事項は、次のとおりとなっていること。

### 無線設備に関する留意事項

- 1 無線設備の技術基準については、電波法令に規定され、その詳細は無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号。以下「無線規則」という。）等において定められており、無線式自動火災報知設備における電波の取り扱いには当該基準に適合することが必要であること。
- 2 小電力セキュリティシステムの無線局は、電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）第 6 条第 4 項第 3 号に規定されているものであり、その具体的な技術上の基準は無線規則第 49 条の 17 に規定されているものであること。

なお、無線式感知器等及び無線式の受信機が改正规格省令等及び地区音響装置の基準の一部を改正する件（平成 20 年消防庁告示第 26 号。以下「改正音響告示」という。）の規定を満たすことで、小電力セキュリティシステム無線局となり、無線局の開設に伴う免許又は登録及び無線従事者等の資格を要さないものとなること。

また、小電力セキュリティシステム無線局は、次のア～エを満たすものであること。

  - ア 空中線電力が 0.01 ワット以下であること。
  - イ 電波法令で定める電波の型式、周波数を使用すること。
  - ウ 呼出符号又は呼出信号を自動的に送信し、又は受信する機能や混信防止機能を持ち、他の無線局の運用に妨害を与えないものであること。
  - エ 電波法令に基づき総務大臣の登録を受けた登録証明機関による技術基準適合証明又は工事設計認証（以下「認証等」という。）を受けた無線設備だけを使用するものであること。
- 3 認証等を受けた無線設備には下図のマークが表示されることになり、改正规格省令等に規定するものにあつては日本消防検定協会又は登録検定機関が行う個別検定、改正音響告示に規定する無線式地区音響装置にあつては登録認定機関が行う認定の際に、それぞれ当該マークの表示の有無を併せて確認されるものであること。



## 第10 総合操作盤

総合操作盤は、第7章「総合操作盤の基準」による。

## 第11 特例基準

自動火災報知設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当するものについては、令第32条の規定を適用しそれぞれ当該各項に定めるところによる。

1 次のいずれかに該当するものについては、自動火災報知設備の感知器を設置しないことができる。

(1) 1平方メートル未満の部分

(2) 金庫室（前室を除く。）で、その開口部に特定防火設備、又はそれと同等以上のものを設けているもの

(3) 恒温室、冷蔵室等で、当該場所における火災を早期に感知することができる自動温度調節装置を設けて、これに連動する警報装置等により、当該室の外部へ有効に報知できる構造を有するもの

(4) 火気使用設備器具若しくはその使用に際し火災発生のおそれのある設備器具を設けていない浴室、シャワー室、エアシャワー室、トイレ、洗面所及び洗濯場等の用途に供する場所

(5) 踏込み及び床の間（令別表第一（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供する部分を除く。）

(6) 廊下、通路等のうち、10メートル以下のもの又は階段までの歩行距離が10メートル以下のもの

(7) パイプシャフトその他これらに類する場所のうち、次のいずれかに適合するもの。

ア 水平投影面積が1平方メートル未満のもの。

イ 耐火構造の壁で造られ、かつ、各階ごとに水平区画が施されたもので、開口部に防火戸これらと同等以上のものが設けられているもの。

ウ 給水管及び排水管のみで、可燃物が存置されていないもの。

(8) 不燃材料で区画され可燃性物品を収納していない水槽室等（消火ポンプ室等と同室となる場合を除く。）

(9) 防火対象物の場所又は部分で、1平方メートル未満に区画された場所又は部分若しくは天井部分から下方に40センチメートル以上（隣接する場所に設けられた感知器が、煙感知器、差動式分布型感知器の場合にあっては、60センチメートル以上。以下同じ。）の垂壁等により区画された場所が1平方メートル未満である部分

(10) 1平方メートル以上となる場合で、その形態により、それぞれ、次に

よることができるものであること。

ア 固定して造られた押入れ、クローゼット又は袋戸棚、吊り戸棚、ショーケース等（以下「戸棚等」という。）で、区画された部分の内部の面積が、1平方メートル以上ある場合について、戸棚等の内部の天井部分の高さが、床面から1.2メートル以下となる場合は、自動火災報知設備の感知器を設置することを要しないものであること。

なお、感知器を設ける場合にあっては、原則的に当該戸棚等の最上部の設けることで足りるものであること。

イ 吊り天井、棚、床等（以下「吊り天井等」という。）の下部の奥行き若しくは幅が2メートル未満（2メートル以上ある場合は、2メートル未満の部分に限る。）にある当該吊り天井等の下部については、自動火災報知設備の感知器を設置することを要しないものであること。

なお、吊り天井等の奥行き及び幅が2メートル以上となる場合について、吊り天井等が天井面から下方へ50センチメートル未満にある場合の当該天井部分も、これと同様の扱いとすることができるものであること。

(11) 可動式ブース（天井及び壁により囲われたブースで、防火対象物の床や壁に固定（工具等で簡単に取り外すことができるものを除く。）されておらず、人が出入りして利用するものをいう。以下この(11)において同じ。）

ア 可動式ブース（以下の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するものを除く。）のうち、次の(エ)から(キ)に適合するもの

(ア) 火気設備等の使用を行うもの

(イ) 宿泊を目的とするもの

(ウ) (イ)以外のもので、仮眠を伴うおそれがあるもの

(エ) 可動式ブースの床面積は3㎡以下であること。

(オ) 可動式ブースの天井及び壁は不燃材料で仕上げられていること。

(カ) 可動式ブースの内部及び外部直近に定期的に点検され、適切に維持管理された煙を感知する連動型住宅用防災警報器が有効に設置され、火災を感知した際に相互に連動するよう措置されていること。ただし、可動式ブース外部から当該ブース内で発生した火災を目視等で確認できる場合は、この限りでない。

(キ) 可動式ブース内にパッケージ型自動消火設備Ⅱ型の点検基準（該当する点検項目に限る。）に準じた点検が定期的実施され、適切に維持管理された住宅用下方放出型自動消火装置（「住宅用下方放出型自動消火装置の性能及び設置の基準について」（平成6年

3月9日付け消防予第53号)に定める基準に適合するものに限る。)が設置されていること。

- イ 前ア(ウ)の可動式ブース(喫煙その他の火気の使用を行うものを除く。)のうち、前ア(エ)から(キ)に適合し、かつ、次(前ア(カ)ただし書に該当する場合は(ア)を除く。)に適合するもの
- (ア) 可動式ブースの内部及び外部直近に定期的に点検され、適切に維持管理された煙を感知する連動型住宅用防災警報器が有効に設置され、火災を感知した際に相互に連動するよう措置されていること。
  - (イ) 当該ブースの出入口扉に施錠装置が設けられていないこと(非常の際に外部から容易に解錠できる場合を除く。)
  - (ウ) 当該ブース内の見やすい箇所に喫煙その他の火気の使用を禁止する旨の表示が設けられていること。
- 2 次のいずれかに該当するものについては、自動火災報知設備の炎感知器を設置しないことができる。
- (1) 規則第23条第4項第1号ロの規定により炎感知器の設置が必要となる上屋その他外部の気流が流通する場所
  - (2) 規則第23条第5項第6号の規定により、炎感知器の設置が必要となる地階、無窓階及び11階以上の部分が駐車のために供されており、かつ、同条第6項第1号に定める高感度の熱感知器が設置されている場合
  - (3) 高さ20メートル以上となる立体駐車場(パレットが循環する形式のものに限る。)に、差動式分布型感知器が設置されている場合
  - (4) 障害物等により未監視部分が多く発生し、有効に火災を感知できない場合又は車両のヘッドライト等による非火災報が発生するおそれがある場合



別表 21-1

設置場所		適応熱感知器										炎感知器	備考
環境状態	具体例	差動式スポット型		差動式分布型		補償式スポット型		定温式		熱アナログ式スポット型			
		1種	2種	1種	2種	1種	2種	特種	1種				
規則第二十三条第四項第一号ニ(イ)から(ト)までに掲げる場所及び同号ホ(ハ)に掲げる場所	じんあい等量留す場所 あが多滞る	ごみ集積所、荷捌所、塗装室、紡績・製材・石材等の加工場等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<p>1 規則第 23 条第 5 項第 6 号の規定による地階、無窓階及び 11 階以上の部分では、炎感知器を設置しなければならないとされているが、炎感知器による監視が著しく困難な場合等については、令第 32 条を適用して、適応熱感知器を設置できるものであること。</p> <p>2 差動式分布型感知器を設ける場合は、検出部にじんあい、微粉等が侵入しない措置を講じたものであること。</p> <p>3 差動式スポット型感知器又は補償式スポット型感知器を設ける場合は、じんあい、微粉等が侵入しない構造のものであること。</p> <p>4 定温式感知器を設ける場合は、特種が望ましいこと。</p> <p>5 紡績・製材の加工場等火災拡大が急速になるおそれのある場所に設ける場合は、定温式感知器にあつては特種で公称作動温度 75℃以下のもの、熱アナログ式スポット型感知器にあつては火災表示に係る設定表示温度を 80℃以下としたものが望ましいこと。</p>

水蒸気が多量に滞留する場所	蒸気洗浄室、脱衣室、湯沸室、消毒室等	×	○	×	○	×	○	○	○	○	×	<p>1 差動式分布型感知器又は補償式スポット型感知器は、急激な温度変化を伴わない場所に限り使用すること。</p> <p>2 差動式分布型感知器を設ける場合は、検出部に水蒸気が侵入しない措置を講じたものであること。</p> <p>3 差動式スポット型感知器、補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、防水型を使用すること。</p>
腐食性ガスが発生するおそれのある場所	メッキ工場、バッテリー室、污水处理場等	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	<p>1 差動式分布型感知器を設ける場合は、感知部が被覆され、検出部が腐食性ガスの影響を受けないもの又は検出部に腐食性ガスが侵入しない措置を講じたものであること。</p> <p>2 補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、腐食性ガスの性状に応じ、耐酸型又は耐アルカリ型を使用すること。</p> <p>3 定温式感知器を設ける場合は、特種が望ましいこと。</p>
厨房その他正常時において煙が滞留する場所	厨房室、調理室、溶接作業所等	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	<p>厨房、調理室等で高湿度となるおそれのある場所に設ける感知器は、防水型を使用すること。</p>
著しく高温なる場所	乾燥室、殺菌室、ボイラー室、鑄造場、映写室、スタジオ等	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	



排気ガスが多量に滞留する場所	駐車場、車庫、荷物取扱所、車路、自家発電室、トラックヤード、エンジンテスト室等	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	<p>1 規則第 23 条第 5 項 6 号の規定による地階、無窓階及び 11 階以上の部分では、炎感知器を設置しなければならないとされているが、炎感知器による監視が著しく困難な場合等については、令第 32 条を適用して、適応熱感知器を設置できるものであること。</p> <p>2 熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、火災表示に係る設定表示温度は 60℃以下であること。</p>
煙が多量に流入するおそれのある場所	配膳室、厨房の前室、厨房内にある食品庫、小荷物専用昇降機、厨房周辺の廊及び通路、食堂等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	<p>1 固形燃料等の可燃物が収納される配膳室、厨房の前室等に設ける定温式感知器は、特種のもので望ましいこと。</p> <p>2 厨房周辺の廊下及び通路、食堂等については、定温式感知器を使用しないこと。</p> <p>3 上記 2 の場所に熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、火災表示に係る設定表示温度は 60℃以下であること。</p>
結露が発生する場所	スレート又は鉄板で葺いた屋根の倉庫・工場、パッケージ型冷却機専用の収納室、密閉された地下倉庫、冷凍室の周辺等	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	<p>1 差動式スポット型感知器、補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、防水型を使用すること。</p> <p>2 補償式スポット型感知器は、急激な温度変化を伴わない場所に限り使用すること。</p>
火を使用する設備で火炎出するものが設けられている場所	ガラス工場、キューポラのある場所、溶接作業所、厨房、鋳造所、鍛造所等	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	

- 注1 ○印は当該設置場所に適応することを示し、×印は当該設置場所に適応しないことを示す。
- 2 設置場所の欄に掲げる「具体例」については、感知器の取付け面の付近（炎感知器にあつては公称監視距離の範囲）が、「環境状態」の欄に掲げるような状態にあるものを示す。
  - 3 差動式スポット型、差動式分布型及び補償式スポット型の1種は感度が良いため、非火災報の発生については2種に比べて不利な条件にあることに留意すること。
  - 4 差動式分布型3種及び定温式2種は、消火設備と連動する場合に限り使用できること。
  - 5 多信号感知器にあつては、その有する種別、公称作動温度の別に応じ、そのいずれもが別表21-1により適応感知器とされたものであること。

別表 21-2

設置場所	具体例	適応熱感知器					適応煙感知器					炎感知器	備考	
		差動式スポット型	差動式分布型	補償式スポット型	定温式	熱スポット式アナログ型	イオン化式スポット型	光電式スポット型	イオン化アナログ式スポット型	光電アナログ式スポット型	光電式分離型			光電アナログ式分離型
環境状態	具体例													
喫煙による煙が滞留するような換気の悪い場所	会議室、応接室、休憩室、控室、楽屋、娯楽室、喫茶室、飲食室、待合室、キャバレー等の客室、集会場、宴会場等	○	○	○				○*		○*	○	○		
就寝施設として使用する場所	ホテルの客室、宿直室、仮眠室等						○*	○*	○*	○*	○	○		
煙以外の微粒子が浮遊している場所	廊下、通路等						○*	○*	○*	○*	○	○	○	
風の影響を受けやすい場所	ロビー、礼拝堂、観覧場、塔屋にある機械室等		○					○*		○*	○	○	○	
煙が長い距離を移動して感知器に到達する場所	階段、傾斜路、エレベータ昇降路等							○		○	○	○		光電式スポット型感知器又は光電アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、当該感知器回路に蓄積機能を有しないこと。

燻焼火災となるおそれのある場所	電話機械室、通信機室、電算機室、機械制御室等								○		○	○	○		
大空間でかつ天井が高いこと等により熱及び煙が拡散する場所	体育館、航空機の格納庫、高天井の倉庫・工場、観覧席上部等で感知器取付け高さが8メートル以上の場所											○	○	○	

- 注1 ○印は当該設置場所に適応することを示す。
- 2 ○\*印は、当該設置場所に煙感知器を設ける場合は、当該感知器回路に蓄積機能を有することを示す。
- 3 設置場所の欄に掲げる「具体例」については、感知器の取付け面の付近（光電式分離型感知器にあつては光軸、炎感知器にあつては公称監視距離の範囲）が、「環境状態」の欄に掲げるような状態にあるものを示す。
- 4 差動式スポット型、差動式分布型、補償式スポット型及び煙式（当該感知器回路に蓄積機能を有しないもの）の1種は感度が良いため、非火災報の発生については2種に比べて不利な条件にあることに留意すること。
- 5 差動式分布型3種及び定温式2種は、消火設備と連動する場合に限り使用できること。
- 6 光電式分離型感知器は、正常時に煙等の発生がある場合で、かつ、空間が狭い場所には適応しない。
- 7 大空間で、かつ、天井が高いこと等により熱及び煙が拡散する場所で、差動式分布型又は光電式分離型2種を設ける場合にあつては15メートル未満の天井高さに、光電式分離型1種を設ける場合にあつては20メートル未満の天井高さで設置するものであること。
- 8 多信号感知器にあつては、その有する種別、公称作動温度の別に応じ、そのいずれもが別表21-2により適応感知器とされたものであること。
- 9 蓄積型の感知器又は蓄積式の中継器若しくは受信機を設ける場合は、規則第24条第7号の規定によること

## 第2節 特定小規模施設用自動火災報知設備

### 第1 用語の意義

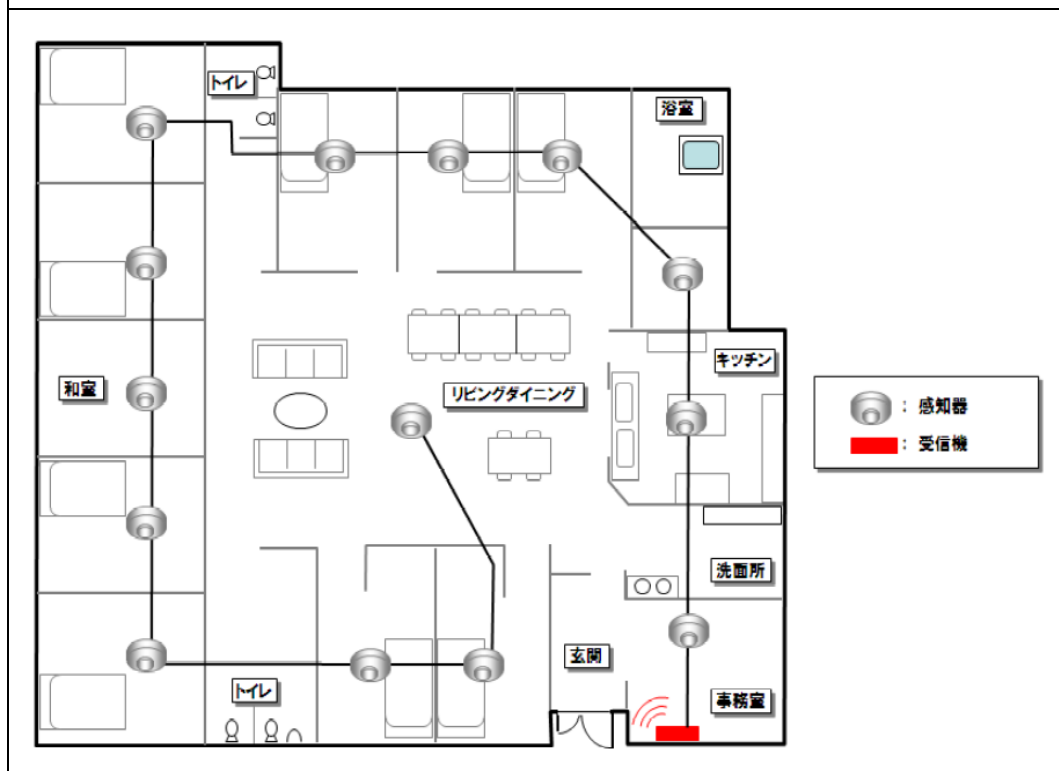
この節による用語の意義は、自動火災報知設備の基準（第1）の例によるほか次による。

- 1 特定小規模施設とは、「特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成20年総務省令第156号。以下「特定小規模省令」という。）第2条第1号に規定する、自動火災報知設備に代えて特定小規模施設用自動火災報知設備を用いることができる施設及び部分をいう。

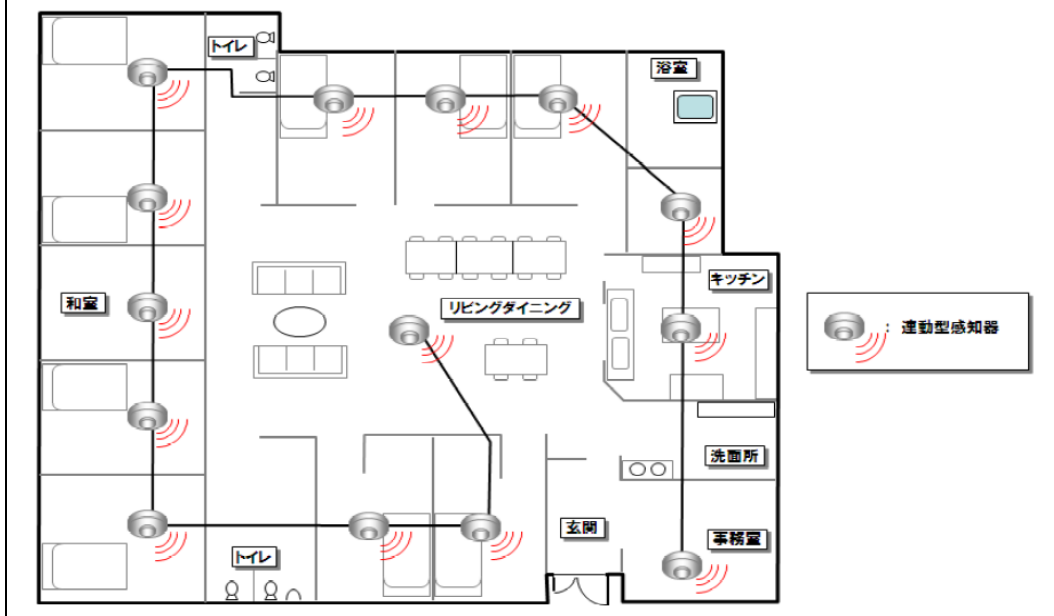
### 第2 自動火災報知設備に代えて用いることができる特定小規模施設用自動火災報知設備

- 1 自動火災報知設備に代えて用いることができる特定小規模施設用自動火災報知設備は、特定小規模省令第2条第2号及び第3条第1項による。
- 2 特定小規模施設用自動火災報知設備の構成は、次に示すようなものをいう。

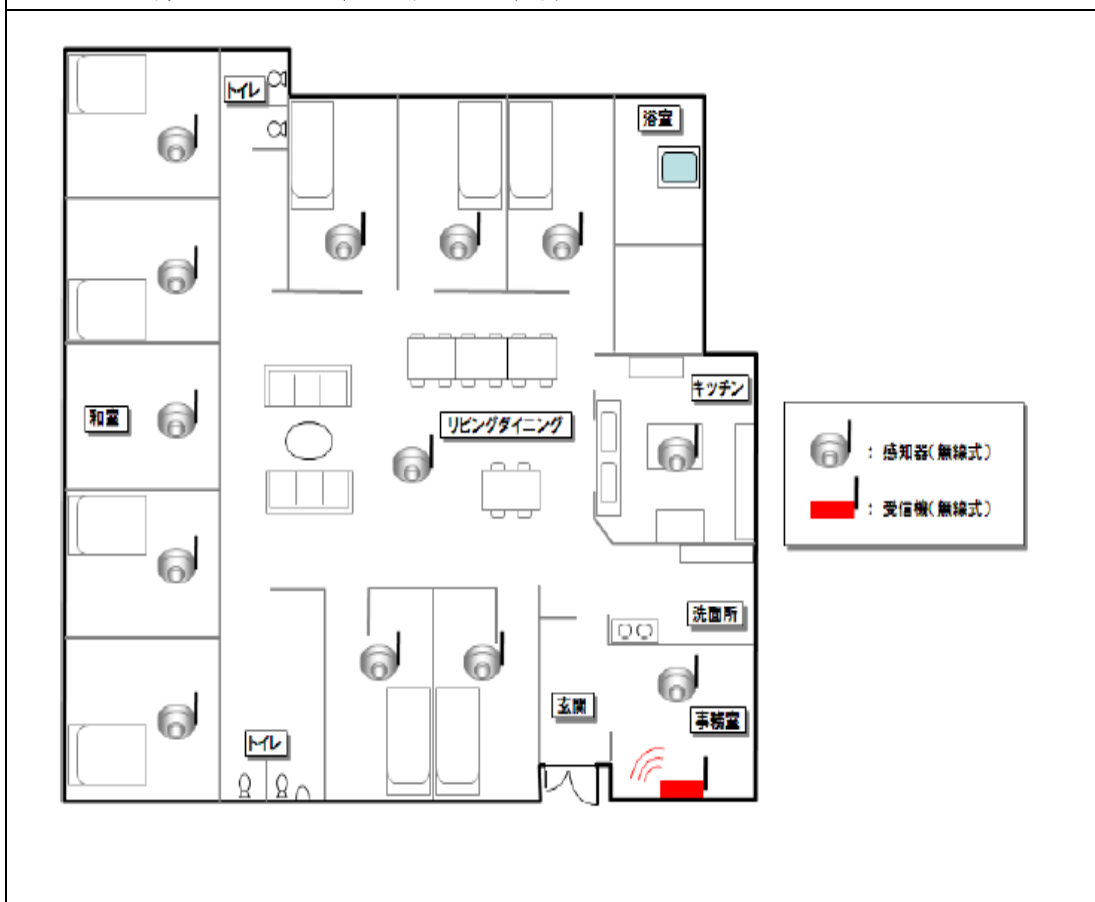
- 1 P型2級受信機のうち接続することができる回線が一の受信機を設けた場合



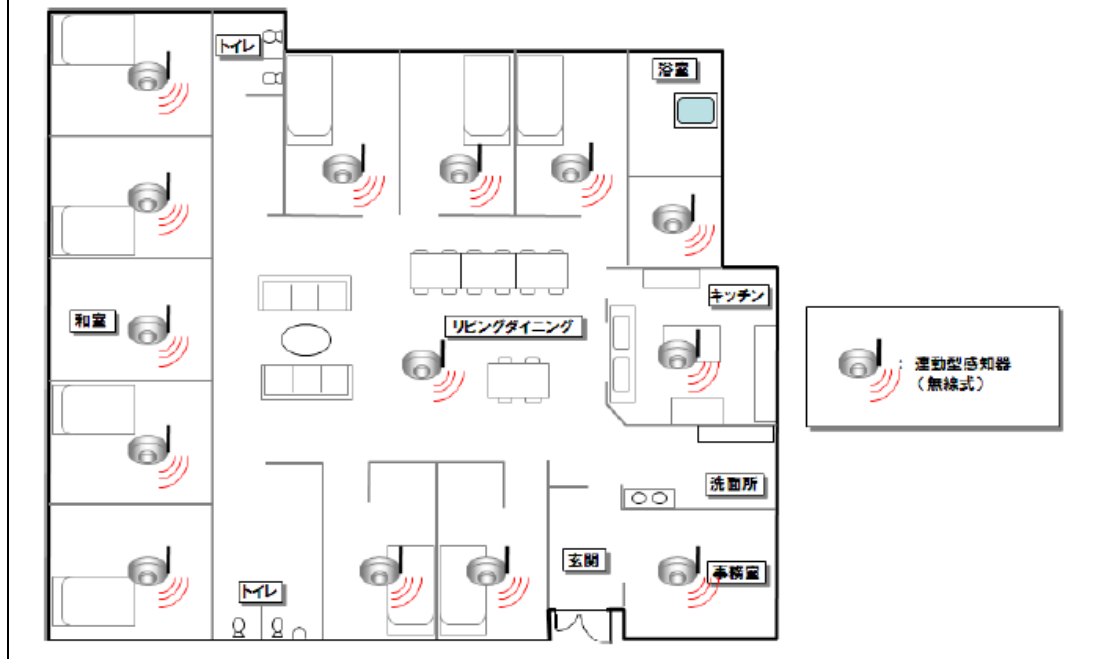
## 2 連動型警報機能付感知器による場合



## 3 無線式の感知器及び受信機（P型2級受信機のうち接続することができる回線が一のもの）を設けた場合



#### 4 無線式の連動型感知器による場合



### 第3 警戒区域▲

特定小規模施設用自動火災報知設備のうち受信機を設置するものの警戒区域は、特定小規模省令第3条第2項第1号、並びに自動火災報知設備の基準（第2（3及び7を除く。））を準用する。

### 第4 受信機▲

受信機は、「特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準」（平成20年消防庁告示第25号。以下「特定小規模自火報告示」という。）第2第5号及び自動火災報知設備の基準（第3（7.（2）を除く。））を準用する。

### 第5 感知器

感知器は、特定小規模省令第3条第2項第2号、特定小規模自火報告示第2第1号によるほか、次による。

#### 1 感知器の種別

特定小規模施設用自動火災報知設備に用いることができる感知器は、スポット型感知器又は炎感知器とされていること。

#### 2 感知器の設置場所

(1) 特定小規模省令第3条第2項第2号イの収納室には、押入れ、物入れ、納戸、リネン庫、クローゼット等（人が内部に入って収納作業を行うも

のを除く。)が該当するものであること。

- (2) 特定小規模省令第3条第2項第2号ハのその他これらに類するものとして、エスカレーター等が該当するものであること。

### 3 感知器の選択方法

- (1) 次に掲げる場所にあつては、設置場所の環境状態に応じて感知器を選択するものとする。

ア スポット型感知器を壁面に設置する場合は、特定小規模省令第3条第2項第2号の規定により有効に火災の発生を感知することができるように設けなければならないことから、特に定温式については公称作動温度が65度以下で特種のものとする必要があること。▲

イ 感知器の設置に関する種別等の選択については、自動火災報知設備の基準(第4.1.(2).ア.(ア)及び(イ))を準用する。ただし、特定小規模施設のうち令別表第1(6)項ロに存する台所は、特に一般住宅における規模及び環境に類するものであることにかんがみ、「厨房、調理室等で高湿度となるおそれのある場所に設ける感知器は、防水型を使用すること」とある場所には、原則該当しないものとして取り扱って差し支えないこと。

### 4 感知器の設置方法▲

自動火災報知設備の基準(第4.2)を準用するほか、収納室は、原則として居室と異なる感知区域として感知器を設置すること。

## 第6 中継器

中継器は、特定小規模自火報告令第2第2号によるほか、自動火災報知設備の基準(第5)を準用する。

## 第7 音響装置

音響装置は、特定小規模自火報告令第2第8号及び自動火災報知設備の基準(第6(12.(1)を除く。))を準用するほか、P型2級受信機又はGP型2級受信機で接続することができる回線の数1のもの若しくはP型3級受信機又はGP型3級受信機を設置することにより、地区音響装置を設けない場合、受信機の主音響装置等により、任意の場所で65デシベル以上の警報音を確保すること。

## 第8 副受信機▲

副受信機は、自動火災報知設備の基準(第7)を準用する。



## 第9 発信機

発信機は、特定小規模自火報告令第2第9号による。

## 第10 電源

電源は、特定小規模自火報告令第3条第2項第3号並びに特定小規模自火報告令第2第6号、第7号及び第10号の規定によるほか、自動火災報知設備の基準（第8（1.（3）除く。））を準用し、次による。

- 1 電池以外から供給される電力を用いないものにあつては、一次電池を電源とすることができる。
- 2 開閉器には次により表示をすること。▲

表示基準	色		大きさ		設置場所
	地	文字	幅 cm 以上	長さ cm 以上	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">特定小規模施設用 自動火災報知設備用</div> <p>（注）設備名称は当該設備であると認識できる範囲において簡記することができる</p>	白	赤	文字の鮮明度をそこなわない範囲において自由		当該開閉器の直近の見やすい位置

## 第11 配線

配線は、特定小規模自火報告令第2第3号の規定によるほか、自動火災報知設備の基準（第9（7）を除く。）を準用する。この場合、受信機において断線等が確認できるもののほか、連動型警報機能付感知器により受信機の設置を要しないときに、当該連動型警報機能付感知器自体に断線等があった場合に、電源灯が消灯等するよう措置されたものについても特定小規模自火報告令第2第3号の規定に適合するものものとして取り扱って差し支えないこと。

## 第12 無線式▲

無線式については、特定小規模自火報告令第2第4号及び自動火災報知設備の基準（第9. 7）を準用するほか、次による。

- 1 無線式自動火災報知設備であつて、特定小規模施設用自動火災報知設備でもあるものは、規則及び特定小規模省令等の両者を満たす必要があること。
- 2 無線式受信機は、第4 受信機の基準の例による。
- 3 無線式感知器は、第5 感知器の基準の例による。

- 4 無線式中継器は、第 6 中継器の基準の例による。
- 5 無線式地区音響装置は、第 7 音響装置の基準の例による。
- 6 無線式発信機は、第 9 発信機の基準の例による。
- 7 無線式の電源は、第 10 電源の基準の例による。

### **第 13 アナログ式**

アナログ式については、特定小規模自火報告示第 2 第 11 号による。

## 第3節 複合型居住施設用自動火災報知設備

### 第1 用語の意義

この節による用語の意義は、自動火災報知設備の基準（第1）の例によるほか、次による。

- 1 複合型居住施設とは、「複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」(平成22年総務省令第7号。以下「複合型居住省令」という。)第2条第1号に規定する、自動火災報知設備に代えて複合型居住施設用自動火災報知設備を用いることができる施設及び部分をいう。
- 2 共同住宅等とは、令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(5)項ロに掲げる防火対象物の部分をいう。
- 3 福祉施設等とは、令別表第1(6)項ロ及びハ（有料老人ホーム、福祉ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は共同生活介護若しくは共同生活援助を行う施設に限る。）の用途に供される施設及び部分をいう。

### 第2 自動火災報知設備に代えて用いることができる複合型居住施設用自動火災報知設備

- 1 自動火災報知設備に代えて用いることができる複合型居住施設用自動火災報知設備は、複合型居住省令第2条第2号及び第3条第1項によること。
- 2 複合型居住施設用自動火災報知設備の設置及び技術上の基準は、複合型居住省令第3条第2項の規定による。ただし、福祉施設等の床面積の合計が300平方メートル未満の複合型居住施設にあっては、第2節「特定小規模施設用自動火災報知設備」を準用することができる。

### 第3 警戒区域▲

警戒区域は、自動火災報知設備の基準（第2）を準用するほか、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置するものにあつては、特定小規模施設用自動火災報知設備の基準（第3）を準用する。

### 第4 受信機▲

受信機は、自動火災報知設備の基準（第3）を準用するほか、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置するものにあつては、特定小規模施設用自動火災報知設備の基準（第4）を準用する。

## 第5 感知器

感知器は、自動火災報知設備の基準（第4）を準用するほか、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置するものにあつては、特定小規模施設用自動火災報知設備の基準（第5）を準用する。ただし、複合型居住省令第3条第3項の規定に適合するものにあつては、福祉施設等及び令第21条第1項第11号から第14号までに掲げる防火対象物の部分以外の部分について感知器を設置しないことができる。この場合において、受信機を設けないシステムにあつては、共同住宅等の感知器を免除することはできない。

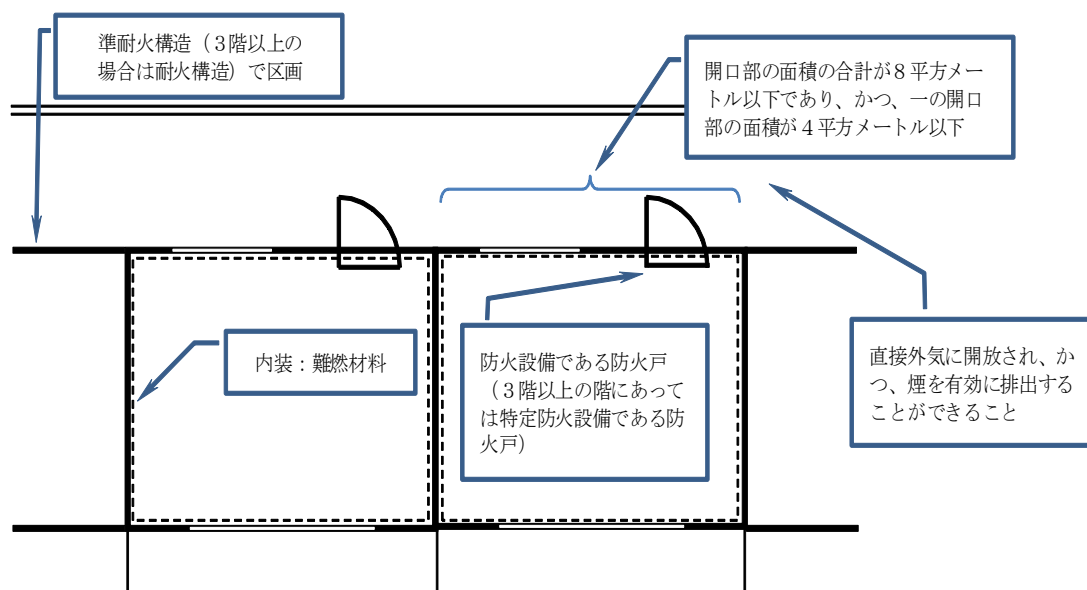
- 1 福祉施設等の居室を、準耐火構造の壁及び床（3階以上の階に存する場合にあつては、耐火構造の壁及び床）で区画したものであること。
- 2 福祉施設等の壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する仕上げは次によること。
  - (1) 地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料でしたものの。
  - (2) 居室等その他の部分にあつては難燃材料でしたものの。
- 3 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8平方メートル以下で、かつ、一の開口部の面積が4平方メートル以下であること。
- 4 3の開口部は次によること。ただし、廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。
  - (1) 防火設備である防火戸（3階以上の階に存する場合にあつては、特定防火設備である防火戸）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの。
  - (2) 次に定める構造のもの。
    - ア 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するもの。
    - イ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分（幅75センチメートル以上、高さ1.8メートル以上及び下端の床面からの高さ15センチメートル以下）を有すること。
  - (3) 鉄製網入りガラス入り戸でアからウに適合するもの。
    - ア 2以上の異なった経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部であること。
    - イ 直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面するものであること。
    - ウ 面積の合計が4平方メートル以内のものであること。
- 5 福祉施設等の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、福祉施設等に

おける火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること。

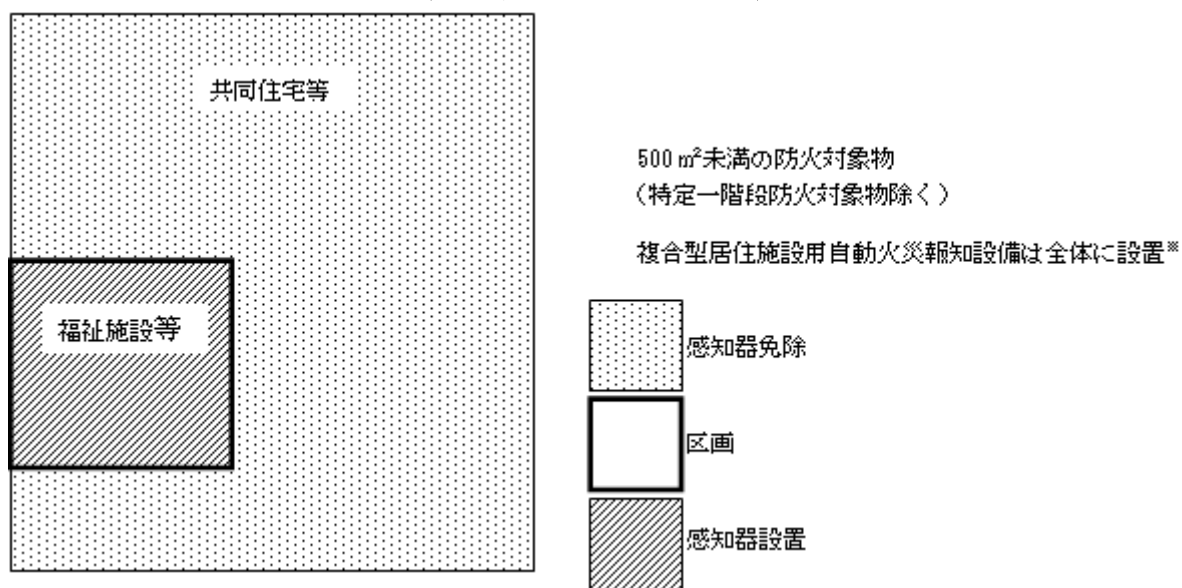
なお、これに該当する廊下又は階段の例としては、次のものがある。

- (1) 「特定共同住宅等の構造類型を定める件」(平成17年消防庁告示第3号)第4第2号(4)又は同号(5)に定めるところによるもの。
- (2) 避難階において出入口が直接地上に通じている通路等

### (区画のイメージ)



### (感知器免除のイメージ)



※ 複合型居住施設用自動火災報知設備については、福祉施設等が 300 平方メートル未満である場合には、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することが可能（この場合において、受信機が設けられていないシステムにあつては、共同住宅等の部分の感知器免除は不可）

## 第 6 中継器

中継器は、自動火災報知設備の基準（第 5）を準用するほか、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置するものにあつては、特定小規模施設用自動火災報知設備の基準（第 6）を準用する。

## 第 7 音響装置

音響装置は、自動火災報知設備の基準（第 6）を準用するほか、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置するものにあつては、特定小規模施設用自動火災報知設備の基準（第 7）を準用する。

## 第 8 副受信機▲

副受信機は、自動火災報知設備の基準（第 7）を準用する。

## 第 9 発信機▲

発信機は、規則第 24 条第 8 号の 2、第 24 条の 2 第 3 号及び特定小規模施設用自動火災報知設備を設置するものにあつては、特定小規模施設用自動火災報知設備の基準（第 9）を準用する。

## 第 10 電源▲

電源は、自動火災報知設備の基準（第 8）を準用するほか、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置するものにあつては、特定小規模施設用自動火災報知設備の基準（第 10）を準用する。

## 第 11 配線

配線は、自動火災報知設備の基準（第 9）を準用するほか、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置するものにあつては、特定小規模施設用自動火災報知設備の基準（第 11）を準用する。

## 第 12 無線式▲

無線式については、自動火災報知設備の基準（第 9. 7）を準用するほか、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置するものにあつては、特定小規模施設

設用自動火災報知設備の基準（第 12）を準用する。

### **第 13 アナログ式**

アナログ式については、規則第 24 条の 2 第 5 号及び特定小規模施設用自動火災報知設備を設置するものにあつては、特定小規模施設用自動火災報知設備の基準（第 13）を準用する。

## 第4節 ガス漏れ火災警報設備

### 第1 用語の意義

この節において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 1 ガス漏れ火災警報設備とは、燃料用ガス（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第2条第3項に規定する液化石油ガス販売事業により、その販売がされる液化石油ガスを除く。）、自然発生する可燃性ガス又は温泉の採取のために発生する可燃性天然ガスの漏れを検知し、防火対象物の関係者又は利用者に警報する設備であって次のいずれかに該当するものをいう。
  - (1) ガス漏れ検知器（以下「検知器」という。）及び受信機又は検知器、中継器及び受信機で構成されたものに警報装置を付加したもの（規則第34条の4に規定するものを除く。）。
  - (2) 温泉採取設備に検知器及びガス濃度指示警報装置で構成されたものに警報装置を付加したもの。
- 2 受信機とは、検知器から発せられたガス漏れが発生した旨の信号（以下「ガス漏れ信号」という。）を直接又は中継器を介して受信し、ガス漏れの発生を防火対象物の関係者に報知するものをいう。
- 3 検知器とは、ガス漏れを検知し、中継器若しくは受信機にガス漏れ信号を発信するもの又はガス漏れを検知し、ガス漏れの発生を音響により警報するとともに、中継器若しくは受信機にガス漏れ信号を発信するものをいう。
- 4 中継器とは、検知器から発せられたガス漏れ信号を受信し、これを他の中継器、受信機又は警報装置等に発信するものをいう。
- 5 警報装置とは、ガス漏れの発生を防火対象物の関係者又は利用者に警報する装置で音声警報装置、ガス漏れ表示灯及び検知区域警報装置をいう。
- 6 燃焼器等とは、ガス燃焼器及び当該機器が接続される末端のガス栓（ホースコック又はねじコック等）をいう。
- 7 軽ガスとは、検知対象ガスの空気に対する比重が1未満のものをいう。
- 8 重ガスとは、検知対象ガスの空気に対する比重が1を超えるものをいう。
- 9 温泉採取設備とは、温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号。以下「温泉省令」という。）第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備（貯湯タンクなど一定のガスを分離しているものも含む）及びガス排出口並びにこれらの間の配管（可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。）をいう。



- 10 ガス濃度指示警報装置とは、警報ユニット及び指示計ユニットで構成されており、検知器から受信した信号からガス濃度の値（以下「ガス濃度指示値」という。）を表示しガス濃度指示値が予め設定したガス濃度の値（以下「ガス濃度設定値」という。）になったときに警報及び表示を行うものをいう。
- 11 可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所とは、温泉採取設備が設けられた室が2面以上開放されている場合、又は、温泉法第14条の2に基づき、温泉採取設備で規則第24条の2の2第3項で定めるものが屋外に設置されているものとして、都道府県知事の許可を受けたものをいう。

## 第2 機器▲

- 1 規則第24条の2の3第2項の規定によるほか、液化石油ガス以外を検知対象とする検知器のうち、一般財団法人日本ガス機器検査協会の検査合格品については、「ガス漏れ検知器並びに液化石油ガスを検知対象とするガス漏れ火災警報設備に使用中継器及び受信機の基準」（昭和56年消防庁告示第2号。以下「告示第2号」という。）に適合するものとして取り扱って差し支えないこと。
- 2 液化石油ガスを検知対象とする検知器のうち、高圧ガス保安協会の検定品については、告示第2号に適合するものとして取り扱って差し支えないこと。

## 第3 警戒区域

警戒区域は、令第21条の2第2項第1号及び第2号並びに規則第24条の2の2第4項及び第5項により設定するほか、次による。

- 1 1の警戒区域は、1辺の長さを50メートル以下とし、検知器のある室（天井裏及び床下の部分を含む。）の壁等（間仕切及び天井から突き出したはりを含む。）の区画で境界線を設定すること。
- 2 規則第24条の2の2第4項に規定する警戒区域の面積が500平方メートル以上であり、かつ、当該警戒区域が2の階にわたる場合にあっては、当該警戒区域内に階段が設けられていること。▲

## 第4 受信機▲

受信機は、規則第24条の2の3第1項第3号、第8号及び第9号によるほか、次による。

- 1 音声警報装置の操作部と同一の場所に設置するものとする。
- 2 自動火災報知設備の基準（第3.1から6まで（4を除く）、9及び10）を準用する。

## 第5 ガス濃度指示警報装置▲

ガス濃度指示警報装置は、規則第24条の2の3第1項第1号イ(ロ)及び同号ロ(ロ)によるほか、次による。

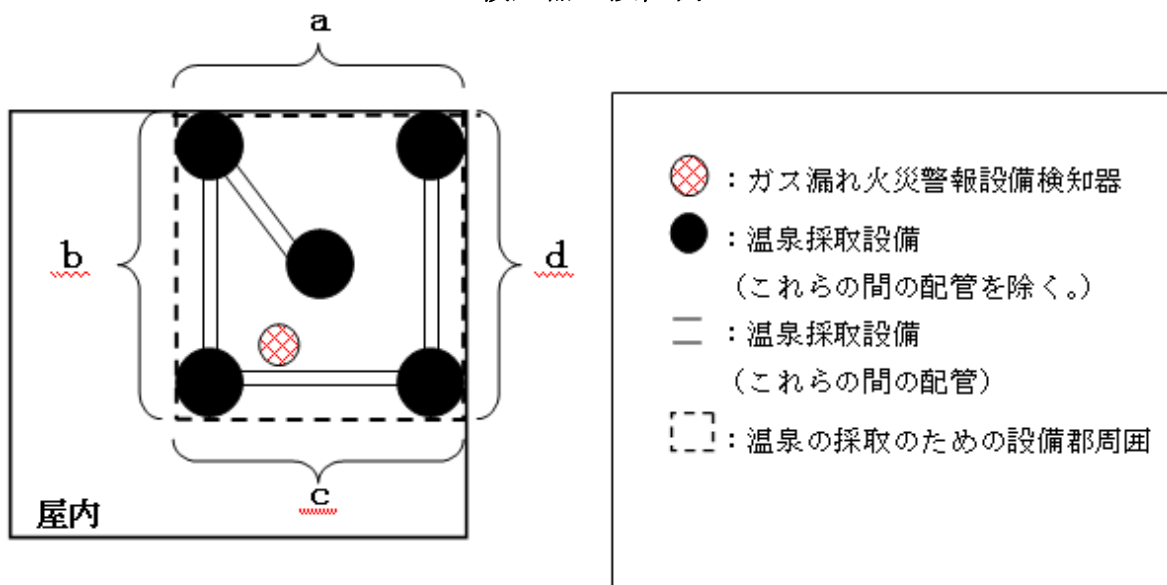
- 1 音声警報装置の操作部と同一の場所に設置するものとする。
- 2 自動火災報知設備の基準(第3.1から5まで、8及び9)を準用する。
- 3 ガス濃度設定値は可燃性天然ガスの爆発下限界の0.5パーセントを超え、10パーセント以下の値に設定すること。
- 4 一の指示計ユニットには、一の検知器が接続できるものであること。
- 5 指示計の値が校正できるものであること。

## 第6 検知器

検知器は、令第21条の2第2項第3号並びに規則第24条の2の3第1項第1号及び第8号によるほか、次による。

- 1 規則第24条の2の3第1項第1号イ.(イ)及びロ.(イ)に規定する「水平距離」の算定は、次による。
  - (1) ガス燃焼器にあつては、バーナー部分の中心からの距離。ただし、燃焼器が設置されていない場合又はガス栓からゴムホース等により燃焼器に接続されているため、燃焼器の位置が定まらないものにあつてはガス栓の中心からの距離
  - (2) 貫通部にあつては、ガス配管の中心からの距離
- 2 規則第24条の2の3第1項第1号イ(ロ)及び同号ロ(ロ)において、設置する検知器の設置場所は、温泉採取設備の周囲の長さ10メートルにつき1個以上を当該温泉採取設備の付近(ガス分離設備、ガス排出口等ガスが漏洩するおそれのある設備から約1メートル以内)でガスを有効に検知できる場所(天井面等が0.6メートル以上突出したはり等によって区画されている場合は、当該はり等より温泉採取設備側に限る。)に設けること。(次図)

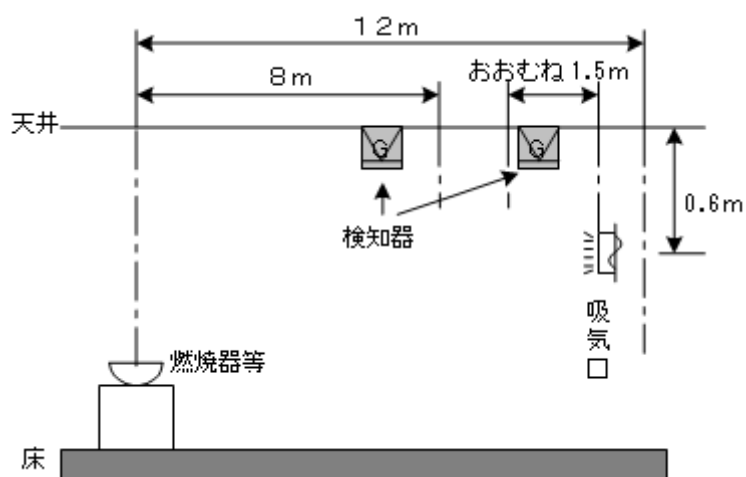
### 検知器の設置例



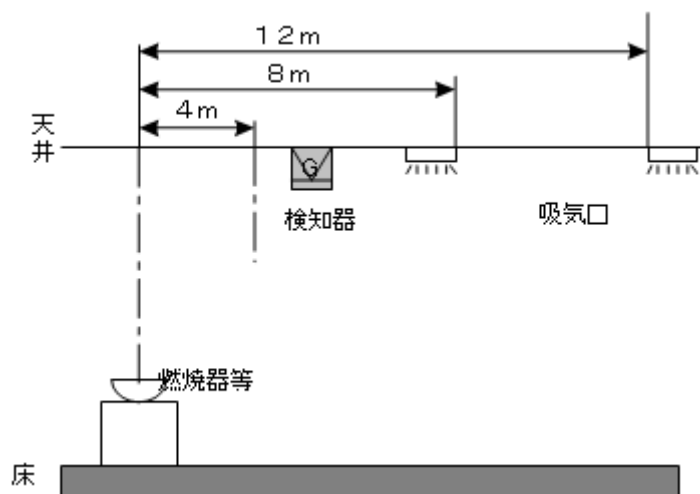
$$10\text{m} \geq a + b + c + d > 0\text{m}$$

### 3 軽ガスに対する設置方法▲

燃焼器等から水平距離 12 メートル以内（廃ガスの影響を受けやすい水平距離 4 メートル以内を除く。）で天井面から 0.6 メートル未満の位置に吸気口がある場合は、規則第 24 条の 2 の 3 第 1 項第 1 号イにより検知器を設けるほか、燃焼器から最も近い吸気口付近（吸気口からおおむね 1.5 メートル以内の場所）に検知器を設けること。（次図）

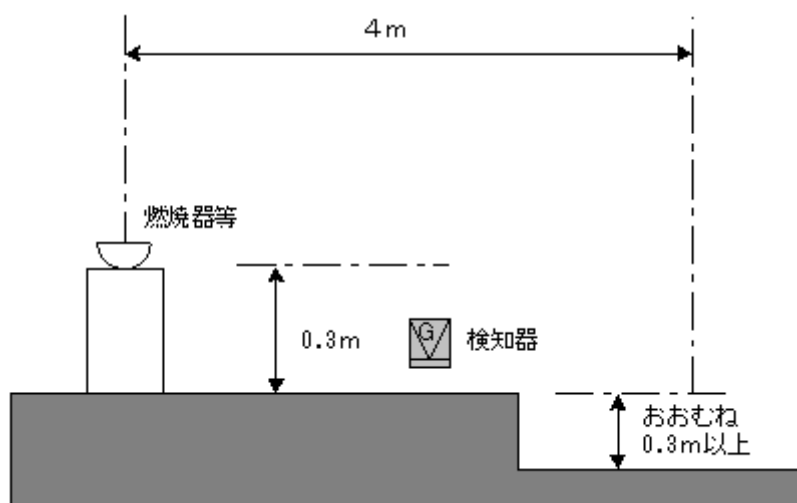


ただし、最も近い吸気口が燃焼器等から水平距離4メートルを超え8メートル以内にある場合は、当該吸気口付近に検知器を設けることで足りる。(次図)

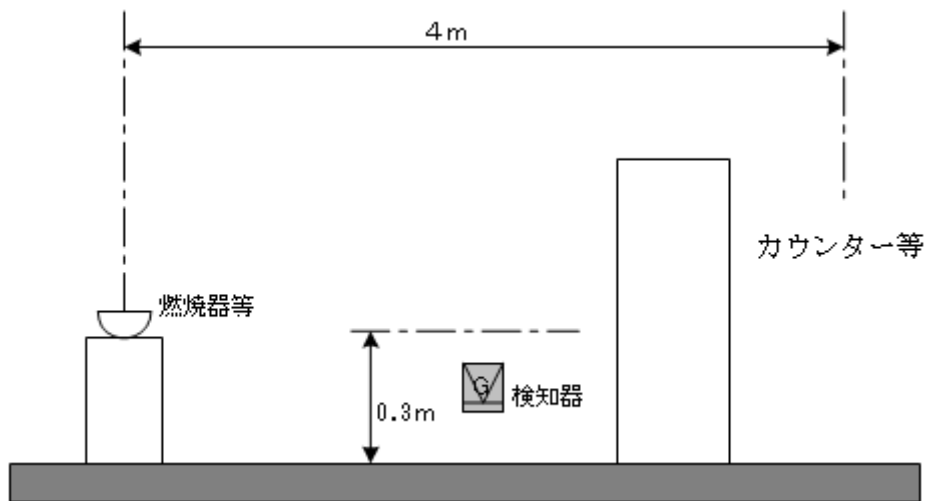


#### 4 重ガスに対する設置方法▲

(1) 床面に概ね0.3メートル以上の段差がある場合は、燃焼器等又は貫通部の設けられている側に検知器を設けること。(次図)



(2) 燃焼器等又は貫通部から水平距離4メートル以内に床面からの高さが0.3メートルを超えるカウンター等がある場合は、燃焼器等又は貫通部側に検知器を設けること。(次図)



## 第7 中継器

中継器は、規則第24条の2の3第1項第2号によるほか、自動火災報知設備の基準（第5）を準用する。

## 第8 警報装置

警報装置は、規則第24条の2の3第1項第4号によるほか、次による。

### 1 音声警報装置▲

非常警報設備（放送設備）の基準（第3. 1. (1). イ、ウ、及びエ並びに(2). ア、ウ、オ及びカ並びに2. (5)）を準用する。

### 2 ガス漏れ表示灯

(1) 天井裏又は床下を警戒する場合は、点検口付近にガス漏れ表示灯を設けること。

(2) ガス漏れ表示灯は、床面からの高さ4.5メートル以下とすること。▲

(3) ガス漏れ表示灯の直近には、ガス漏れ表示灯である旨の標識を設けること。▲

### 3 検知区域警報装置

(1) 検知区域警報装置は、検知区域内に設けること。

(2) 検知器に警報機能を有する場合を除き、検知区域警報装置の直近には、検知区域警報装置である旨の標識を設けること。▲

(3) 警報音の音色は、他の機器の音色と明らかに区別できること。

## 第9 電源及び配線

### 1 常用電源▲

自動火災報知設備の基準（第8. 1 ((3)を除く。))を準用する。

## 2 非常電源▲

非常電源及び非常電源回路等の配線は、第6章「非常電源の基準」による。ただし、予備電源の容量が非常電源の容量以上である場合は、非常電源を省略することができる。

## 3 配線

配線及び工事方法は、規則第24条の2の3第1項第5号によるほか、自動火災報知設備の基準（第9）を準用する。

## 第10 総合操作盤

総合操作盤は、第7章「総合操作盤の基準」による。

## 第5節 漏電火災警報器

### 第1 用語の意義

この節において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 1 漏電火災警報器とは、電圧600ボルト以下の警戒電路の漏洩電流を検出し、防火対象物の関係者に報知する設備であって、変流器及び受信機で構成されたものをいう。
- 2 変流器とは、警戒電路の漏洩電流を自動的に検出し、これを受信機に送信するもので、その構造に応じて屋外型及び屋内型に分類されるものをいう。
- 3 受信機とは、変流器から送信された信号を受信して、漏洩電流の発生を防火対象物の関係者に報知するものをいう。
- 4 警戒電路の定格電流とは、警戒電路の最大使用電流をいう。
- 5 負荷設備総容量とは、低圧屋内電路に接続されている電気機器の容量（キロボルトアンペア又はキロワット）の合計値をいう。
- 6 契約容量とは、契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア又はキロワット）をいう。

### 第2 契約電流容量の算定方法

令第22条第1項第7号に規定する「契約電流容量」は、次により算定するものとする。

- 1 契約容量を定めて締結されているものにあつては、次式により算出した値とする。

$$\text{電流値 (アンペア)} = \frac{\text{契約容量 (キロボルトアンペア又はキロワット)}}{\text{標準電圧(100ボルト又は200ボルト)} \times \text{力率(1.0)}} \times 1000$$

(注1) 電気方式が三相3線式の場合にあつては、標準電圧に $\sqrt{3}$ を乗じること

(注2) 電気方式が単相3線式の場合にあつては、標準電圧を200ボルトとすること

- 2 従量電灯Aの種別で契約が締結されているものにあつては、次による。
  - (1) 契約が1である場合の電流値は50アンペア以下とすること。
  - (2) 1の建築物で、従量電灯Aの契約が2以上あるものにあつては、1契

約あたりの契約容量を3キロボルトアンペアとし、前項により算出した値の合計とすること。

- 3 1の建築物で同一種別の契約が2以上締結されている場合の契約電流容量は、その合計値とする。
- 4 同一敷地内に建築物が2以上（令第8条の規定により別の防火対象物とみなされる部分が2以上ある場合を含む。）あり、かつ、契約が1である場合における当該建築物の電流値は、当該建築物の低圧屋内電路に接続されている負荷設備総容量から次式によって求めた値とする。

$$\text{電流値 (アンペア)} = \frac{\text{負荷設備総容量 (キロボルトアンペア又はキロワット)}}{\text{標準電圧(100ボルト又は200ボルト)} \times \text{力率(1.0)}} \times 0.6 \times 1000$$

(注1) 電気方式が三相3線式の場合にあつては、標準電圧に $\sqrt{3}$ を乗じること

(注2) 電気方式が単相3線式の場合にあつては、標準電圧を200ボルトとすること

- 5 高圧又は特別高圧で受電する建築物における電流値は、受電設備の低圧側において前項の計算式により算出した値とする。

### 第3 設置場所及び設置方法

漏電火災警報器の設置場所及び設置方法は、令第22条第2項及び規則第24条の3によるほか、次による。

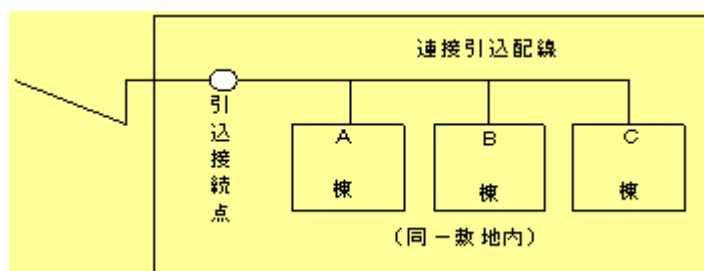
- 1 漏電火災警報器は、次に掲げる場所に設置してはならない。ただし、防護措置を施したものを設置する場合は、この限りでない。
  - (1) 可燃性蒸気、可燃性ガス、可燃性粉じん等が多量に滞留するおそれのある場所
  - (2) 火薬類を製造し、貯蔵し、又は取扱う場所
  - (3) 腐食性の蒸気、ガス等が多量に発生するおそれのある場所
  - (4) 湿度の高い場所
  - (5) 温度変化の激しい場所
  - (6) 振動が激しく、機械的損傷を受けるおそれのある場所
  - (7) 大電流回路、高周波発生回路からの影響を受けるおそれのある場所
- 2 同一敷地内に管理について権原を有する者が同一の者である建築物が2以上近接している場合（令第8条又は第9条の規定により1の防火対象物とみなされる部分が2以上ある場合を含む。）において、当該建築物が電気の引込



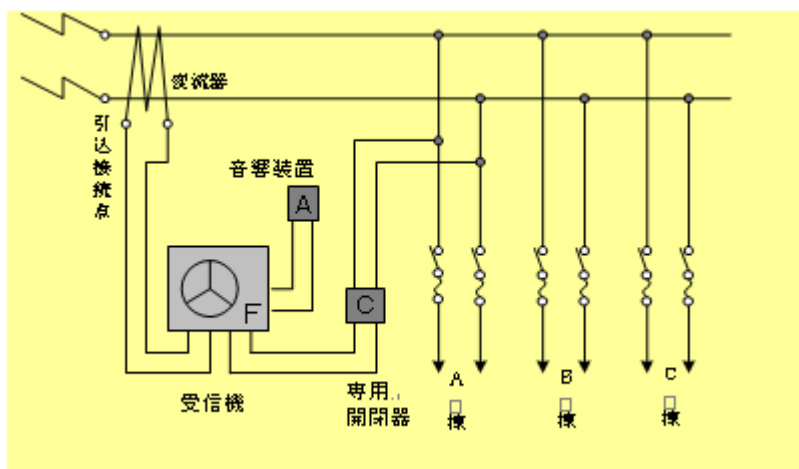
線を共用し、かつ、引込線の接続点から負荷側の配線が需要家財産であるものは、当該共用する引込線に1個の漏電火災警報器を設置すれば足りる。(次図) ▲

同一敷地内に設置対象物が2以上ある場合の設置例

### 防火対象物の配置



### 漏電火災警報器

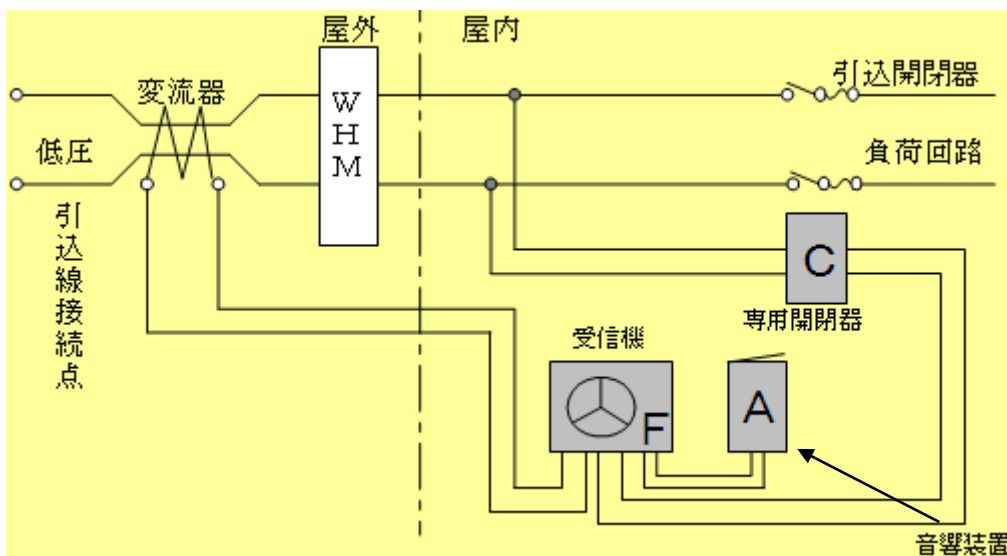


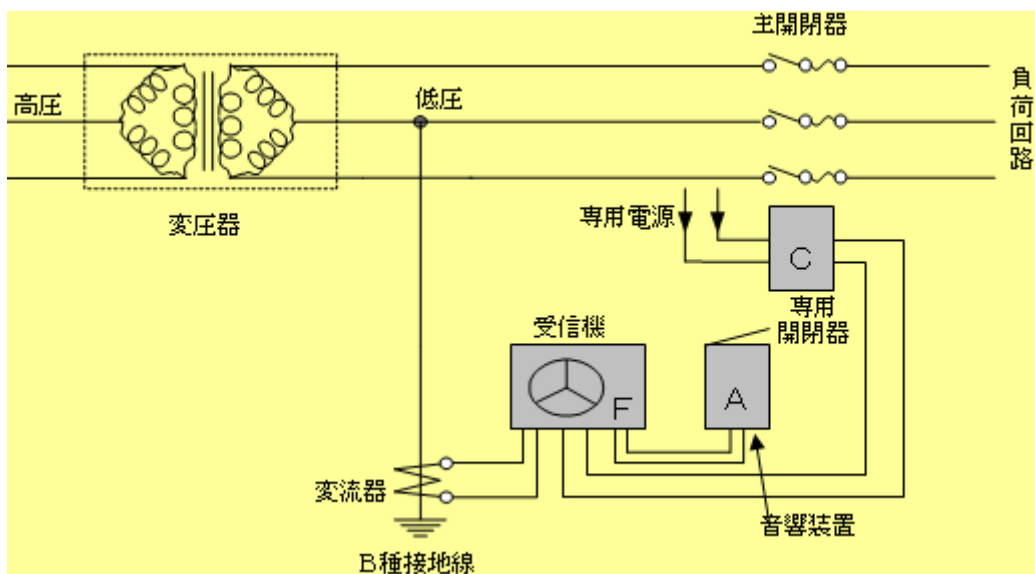
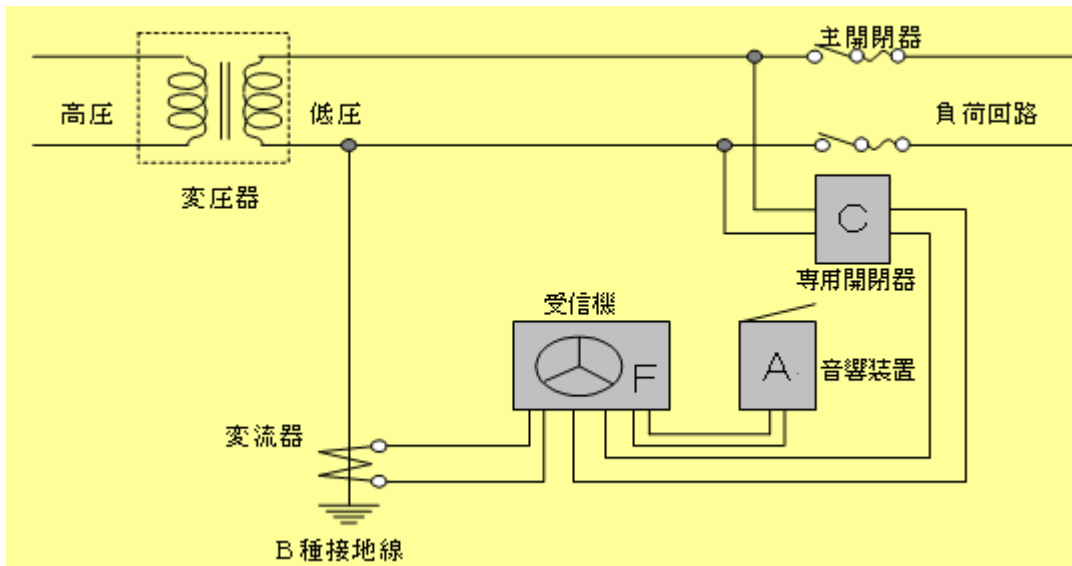
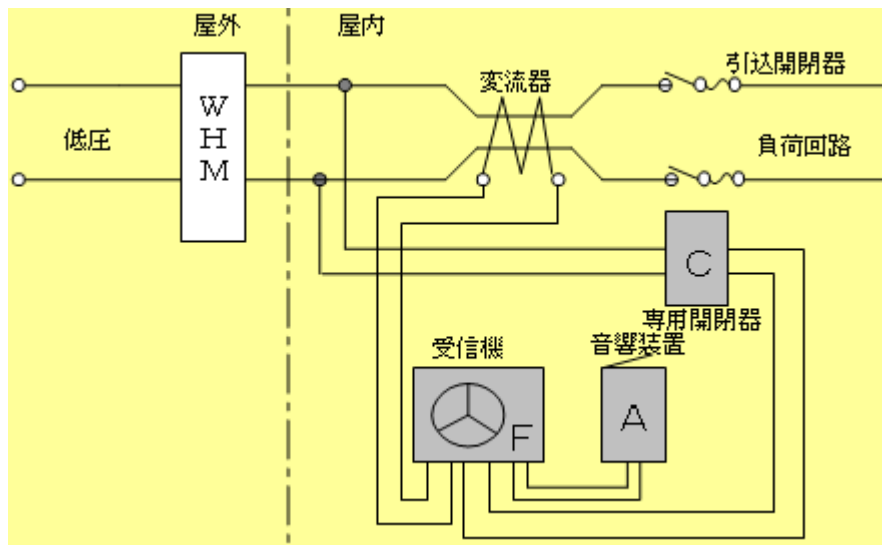
3 高周波による誘導障害が発生するおそれがある場合は、次に掲げる措置を講じるものとする。▲

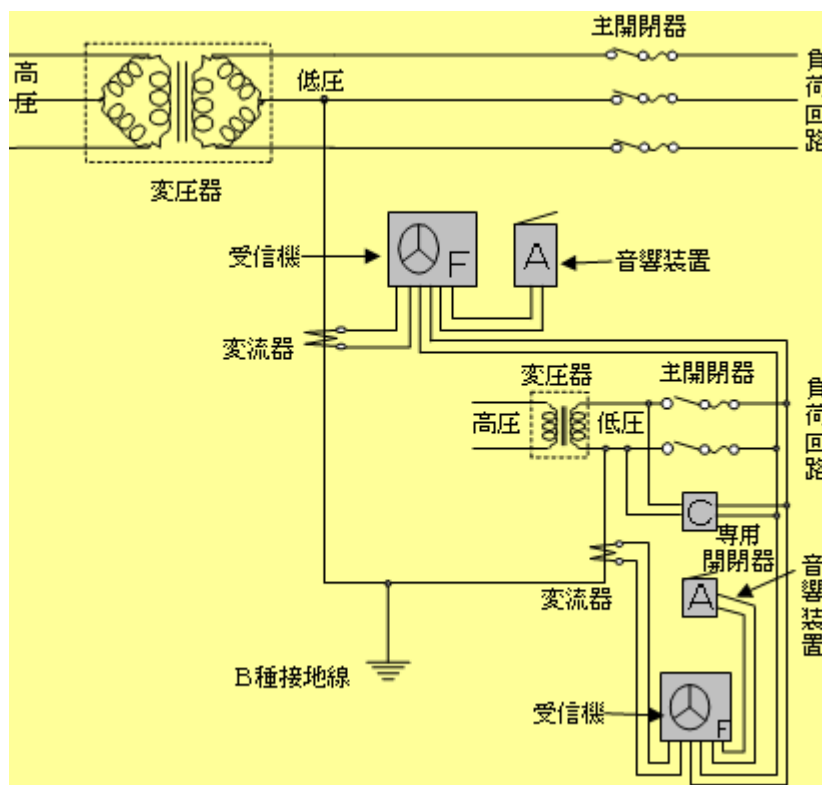
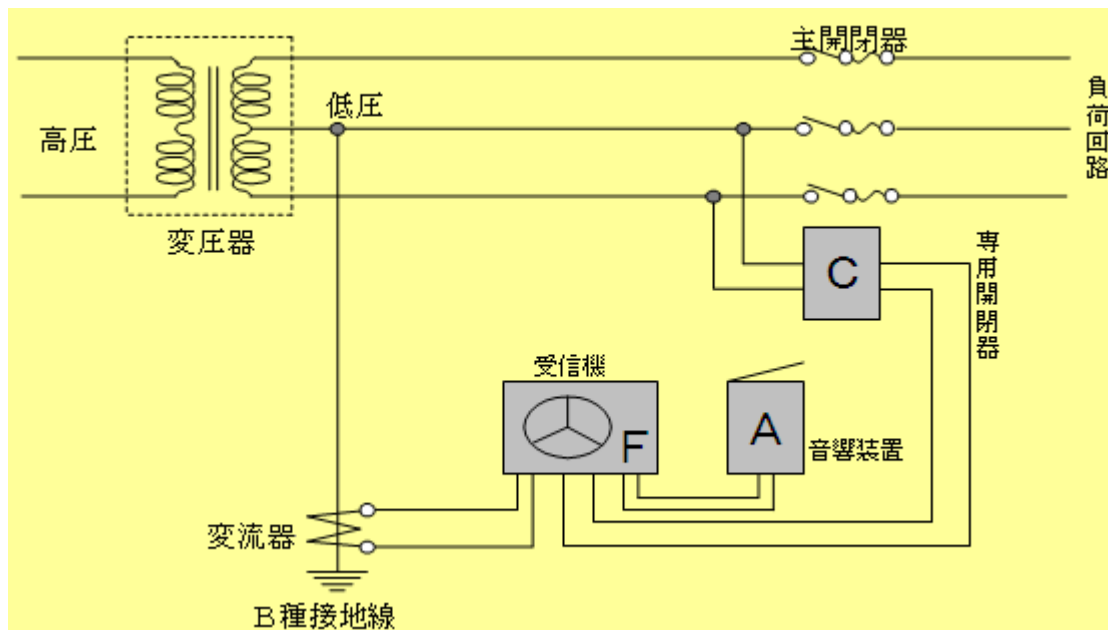
- (1) 誘導防止用コンデンサを、受信機の変流器接続用端子及び操作電源端子に入れること。
- (2) 変流器の二次側配線は、次によること。
  - ア 配線にはシールドケーブルを使用するか、配線相互間を密着して設けること。

- イ 配線こう長をできる限り短くすること。
- ウ 大電流回路からはできるだけ離隔すること。
- (3) その他必要に応じ静電誘導防止、電磁誘導防止等の措置を講じること。
- 4 変流器の定格電流値は、次による。
  - (1) 警戒電路に設ける場合は、当該警戒電路における負荷電流（せん頭負荷電流を除く。）の総和としての最大負荷電流値以上とすること。
  - (2) 「電気設備に関する技術基準を定める省令」（平成9年通商産業省令第52号）及び「電気設備の技術基準の解釈」（2013 0215 商局第4号）（以下「電気設備技術基準省令等」という。）に定めるB種接地工事における接地線（以下「B種接地線」という。）に設ける場合は、当該警戒電路の定格電圧の数値の20パーセントに相当する数値以上の電流値とすること。
- 5 変流器は、防火対象物に電力を供給する電路の引込部の外壁等に近接した電路又はB種接地線に次図の例により設けるものとする。

変流器の設置位置例







- 6 変流器を屋外の電路に設ける場合は、屋外型のものを設けるものとする。ただし、防水上有効な措置を講じた場合にあっては、この限りでない。
- 7 受信機及び変流器が互換性型のものにあつては、表示された型式の変流器と、非互換性型のものにあつては同一製造番号のものとそれぞれ組み合わせて設置するものとする。

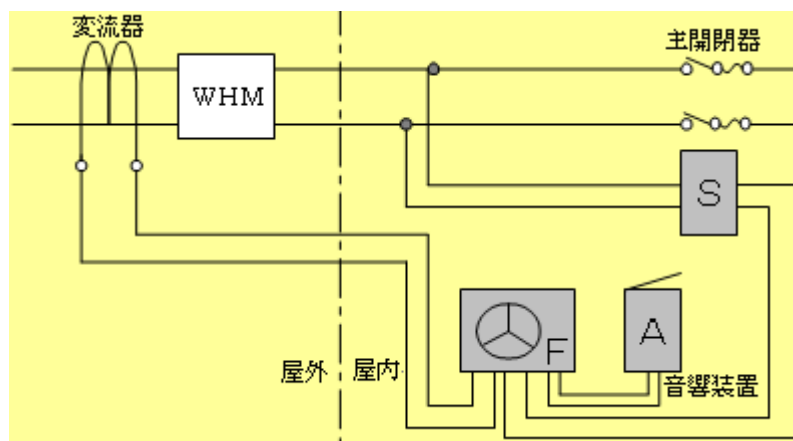
- 8 音響装置を別置する場合の当該音響装置については、「漏電火災警報器に係る技術上の規格を定める省令」(平成 25 年総務省令第 24 号)に適合すること。  
 なお、型式適合検定における構成部品と認められたもの及び日本消防検定協会の品質評価を受けたものについては、当該省令に適合するものとして取り扱って差し支えないこと。
- 9 定格電圧が 60 ボルトを超える変流器又は受信機の金属製外箱は、原則として接地工事を施すものとする。
- 10 受信機は屋内の点検の容易な場所に設けるものとする。
- 11 検出漏洩電流設定値は、警戒電路の負荷電流、使用電線、電線こう長等を考慮し、変流器を警戒電路に設けるものにあつては、100 ミリアンペアから 400 ミリアンペア、B 種接地線に設けるものにあつては、400 ミリアンペアから 800 ミリアンペアを標準として、誤報が生じない範囲内に設定するものとする。

#### 第 4 電源及び配線

電源及び配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、次による。

- 1 電源は、主開閉器の一次側から専用回路とし開閉器（定格 15 アンペアのヒューズ付開閉器又は定格 20 アンペアの配線用遮断器）を設けるものとする。  
 (次図)

専用回路の開閉器の設置例



#### 凡 例

WHM……電力量計

S ……カットアウトスイッチ又はブレーカー

F ……受信機

- 2 配線に用いる電線は、次表のA欄に掲げる電線の種類に応じ、それぞれB欄に掲げる規格に適合し、かつ、C欄に掲げる導体直径及び導体の断面積を有するもの又はB欄及びC欄に掲げる電線に適合するものと同等以上の電線としての性能を有するものとする。
- 3 配線が壁体等を貫通する場合は、当該部分に防護措置を講じること。
- 4 電源の開閉器には、白地に赤文字で、漏電火災警報器の電源である旨の表示をするものとする。
- 5 電線の接続は、次による。
  - (1) 電線の抵抗を増加させないこと。
  - (2) 電線の強さを20パーセント以上減少させないこと。
  - (3) 接続部は、ハンダ、スリーブ又はワイヤコネクタ等を用い絶縁テープで被覆すること。

A欄	B欄	C欄
操作電源の配線に用いる電線	JIS C3307 (600V ビニル絶縁電線 (IV))	導体直径 1.6 mm 以上
	JIS C3342 (600V ビニル絶縁ビニルシースケープル (VV))	
	JIS C3612 (600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE))	
	JCS 3417 (600V耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線 (EM-IC))	
	JIS C3605 (600Vポリエチレンケーブル)	
変流器の二次側屋内配線に使用する電線	JIS C3306 (ビニルコード)	断面積=0.75mm <sup>2</sup> 以上
	JIS C3307 (600V ビニル絶縁電線 (IV))	導体直径 1.0 mm 以上
	JIS C3342 (600V ビニル絶縁ビニルシースケープル (VV))	
	JIS C3612 (600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE))	
	JCS 3417 (600V耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線 (EM-IC))	
	JIS C3605 (600Vポリエチレンケーブル)	
	JCS 4396 (警報用ポリエチレン絶縁ケーブル) ※ 1	導体直径 0.5 "
変流器の二次側屋側又は屋外配線に使用する電線	JIS C3307 (600V ビニル絶縁電線 (IV))	導体直径 1.0 "
	JIS C3340 (屋外用ビニル絶縁電線 (OW))	導体直径 2.0 "
	JIS C3342 (600V ビニル絶縁ビニルシースケープル (VV))	導体直径 1.0 "
	JIS C3612 (600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE))	
	JCS 3417 (600V耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線 (EM-IC))	
	JIS C3605 (600Vポリエチレンケーブル)	
	JCS 4396 (警報用ポリエチレン絶縁ケーブル) ※ 1	導体直径 0.5 "

変流器の二次側 架空配線に使用 する電線	JIS C3307 (600V ビニル絶縁電線 (IV))		導体直径 2.0 mm 以上の 硬銅線 ※2	
	JIS C3340 (屋外用ビニル絶縁電線 (OW))		導体直径 2.0 mm 以上	
	JIS C3342 (600V ビニル絶縁ビニルシースケー ブル (VV))		導体直径 1.0 //	
	JIS C3605 (600V ポリエチレンケーブル)			
	JCS 4396 (警報用ポリエチレン絶縁ケーブル) ※1		導体直径 0.5 //	
地中配線に使用 する電線	JIS C3342 (600V ビニル絶縁ビニルシースケー ブル (VV))		導体直径 1.0 //	
	JIS C3605 (600V ポリエチレンケーブル)			
音響装置の配線に使用する電線	使用中 の電線 の 使用電圧が 60Vを超 えるもの	地中配 線の も	JIS C3342 (600V ビニル絶縁ビニルシースケー ブル (VV))	導体直径 1.6 //
		架空配 線の も	JIS C3605 (600V ポリエチレンケーブル)	
	前記の 以外の もの	も	JIS C3340 (屋外用ビニル絶縁電線 (OW))	導体直径 2.0 //
			JIS C3307 (600V ビニル絶縁電線 (IV))	導体直径 1.6 //
			JIS C3612 (600V 耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (E M-IE))	
			JCS 3417 (600V 耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電 線 (EM-IC))	
JIS C3605 (600V ポリエチレンケーブル)				
使用電圧が 60V以下の もの※3	JCS 4396 (警報用ポリエチレン絶縁ケーブル) ※ 1		導体直径 0.5 //	

(備考) ※1は、屋内型変流器の場合に限る。

※2は、径間が 10m以下の場合には導体直径 2.0mm以上の軟銅線とすることができる。

※3は、使用電圧 60V以下の配線に使用する電線については、本表の B欄に掲げる JCS4396 以外の規格に適合する電線で、それぞれ C欄に掲げる導体直径又は導体の断面積を有するものも使用できるものとする。

(注) JCS 一般社団法人 日本電線工業会



## 第 6 節 消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置）

### 第 1 用語の意義

この節及び第 9 章第 3 節第 6 において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 1 火災通報装置とは、火災が発生した場合において、手動起動装置を操作することにより、電話回線を使用して消防機関を呼び出し、蓄積音声情報により通報するとともに、通話を行うことができる装置をいう。
- 2 手動起動装置とは、火災通報専用である 1 の押しボタン、通話装置、遠隔起動装置等をいう。
- 3 遠隔起動装置とは、火災通報装置の設置されている場所以外の場所から火災通報装置を起動させる手動起動装置で、火災通報専用である 1 の押しボタン及び通話装置が一体となったもの、又は、各々を同一の場所に併設したものをいう。
- 4 蓄積音声情報とは、あらかじめ音声で記憶させている火災通報に係る情報をいう。
- 5 直接通報とは、火災通報装置を自動火災報知設備の作動と連動して起動する場合の通報方式をいう。
- 6 要設置対象物とは、火災通報装置の設置が義務づけられる防火対象物又はその部分をいう。
- 7 アナログ加入回線とは、アナログ方式の電話回線で、常時使用できる端末機器は一つであるものをいう。
- 8 IP 電話とは IP（インターネットプロトコル）ネットワーク技術を利用して提供する音声電話サービス等に係る電話回線をいう。
- 9 蓄積付加装置とは、自動火災報知設備の受信機が検出した火災信号を蓄積することにより、非火災報の防止を図ることができる機能を受信機に付加する装置をいう。

### 第 2 歩行距離の測定

規則第 25 条第 1 項に規定する消防機関からの歩行距離の測定は、防火対象物の出入口から、最寄りの消防機関（伊加賀分室を除く。）の受付の面する敷地境界までを、敷地境界の判断できる縮尺比が 1：2500 より小さい地図により、公道（公的機関が管理する公園等を含む。）を使用して最短となる経路により測定する。

### 第3 設置場所及び設置方法

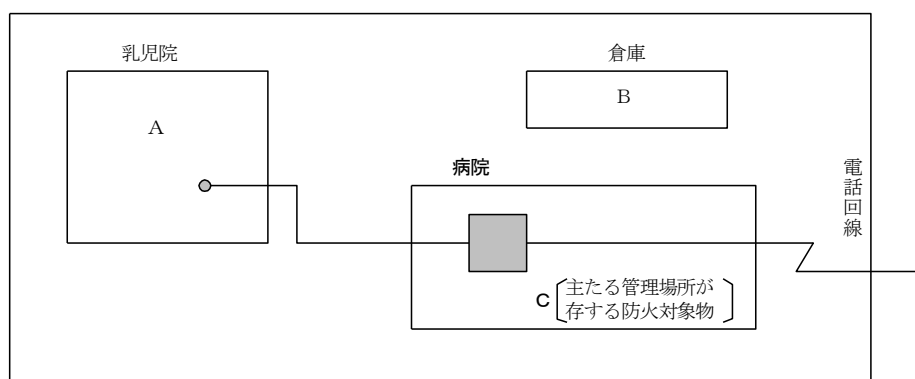
#### 1 設置場所▲

設置場所は、規則第25条第2項によるほか、次の(1)～(3)によること。

また、火災通報装置で、本体に火災通報専用である1の押しボタン及び通話装置が組み込まれていないものにあつては、本体の直近にこれらを設置すること。

(1) 火災通報装置は、防火対象物ごとに設置すること。ただし、次に掲げる場合にあつては、それぞれの定めるところによるものとする。

ア 同一敷地内で、管理について権原を有する者が同一の者である要設置対象物が2以上ある場合(次図) これら複数の防火対象物を1の防火対象物として取り扱って差し支えないこと。



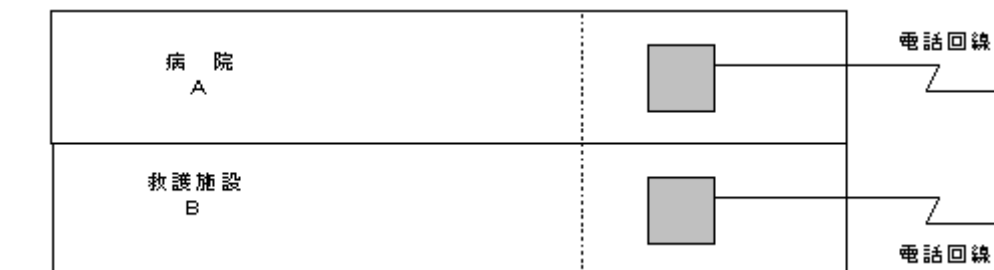
A、C：要設置対象物

B：要設置対象物に非該当

■：火災通報装置(以下この節の各図について同じ。)

○：遠隔起動装置(以下この節の各図について同じ。)

イ 1の防火対象物中に要設置対象物が2以上あり、その管理について権原が分かれている場合（次図）1の管理権原ごとに設置すること。



A、Bは、それぞれ管理について権原が異なる。

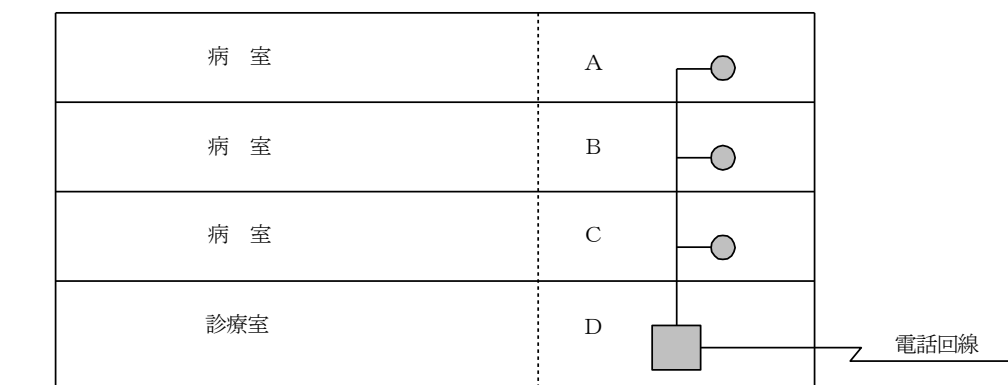
A、B：要設置対象物

(2) 火災通報装置は、自動火災報知設備が設置されている防火対象物にあつては、受信機の直近に設置すること。ただし、受信機の直近に遠隔起動装置が設けられる場合はこの限りでない。

(3) 次のいずれかに該当する場合は、主たる場所に火災通報装置本体を、従たる場所に遠隔起動装置を設置すること。

ア 前(1). アの規定により1の防火対象物とみなし、同一敷地内に火災通報装置が設置されない要設置対象物に該当する防火対象物がある場合（前(1). アの図）

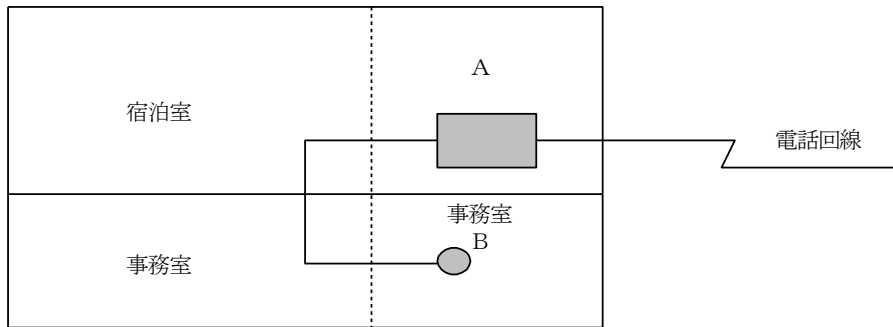
イ 1の防火対象物で、ナースステーション等が各階にある場合等、区域を区分して管理する場所が2以上ある場合（次図）



A、B、C：ナースステーション

D：防火対象物全体を管理する従業員等の居る場所

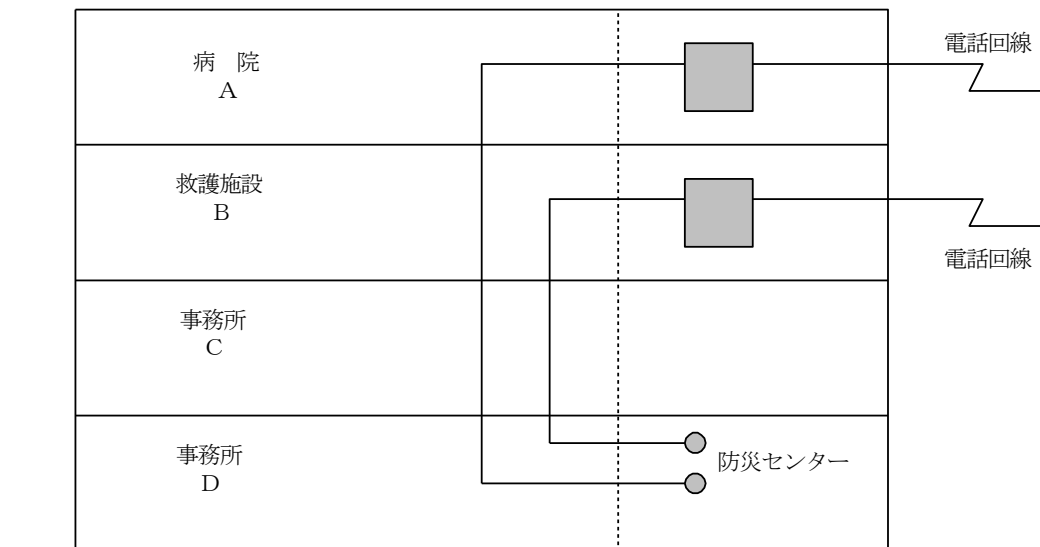
ウ 従業員等の居る場所が、昼間、夜間等時間的に異なる場合（次図）



A：夜間に従業員等の居る場所

B：昼間に従業員等の居る場所

エ 管理について権原が分かれている防火対象物で、要設置対象物に該当する部分の常時従業員等の居る場所と防災センター等防火対象物全体を集中して管理する場所がそれぞれある場合（次図）



A、B、C、Dは、それぞれ管理について権原が異なる。

A、B：要設置対象物

C、D：要設置対象物に非該当

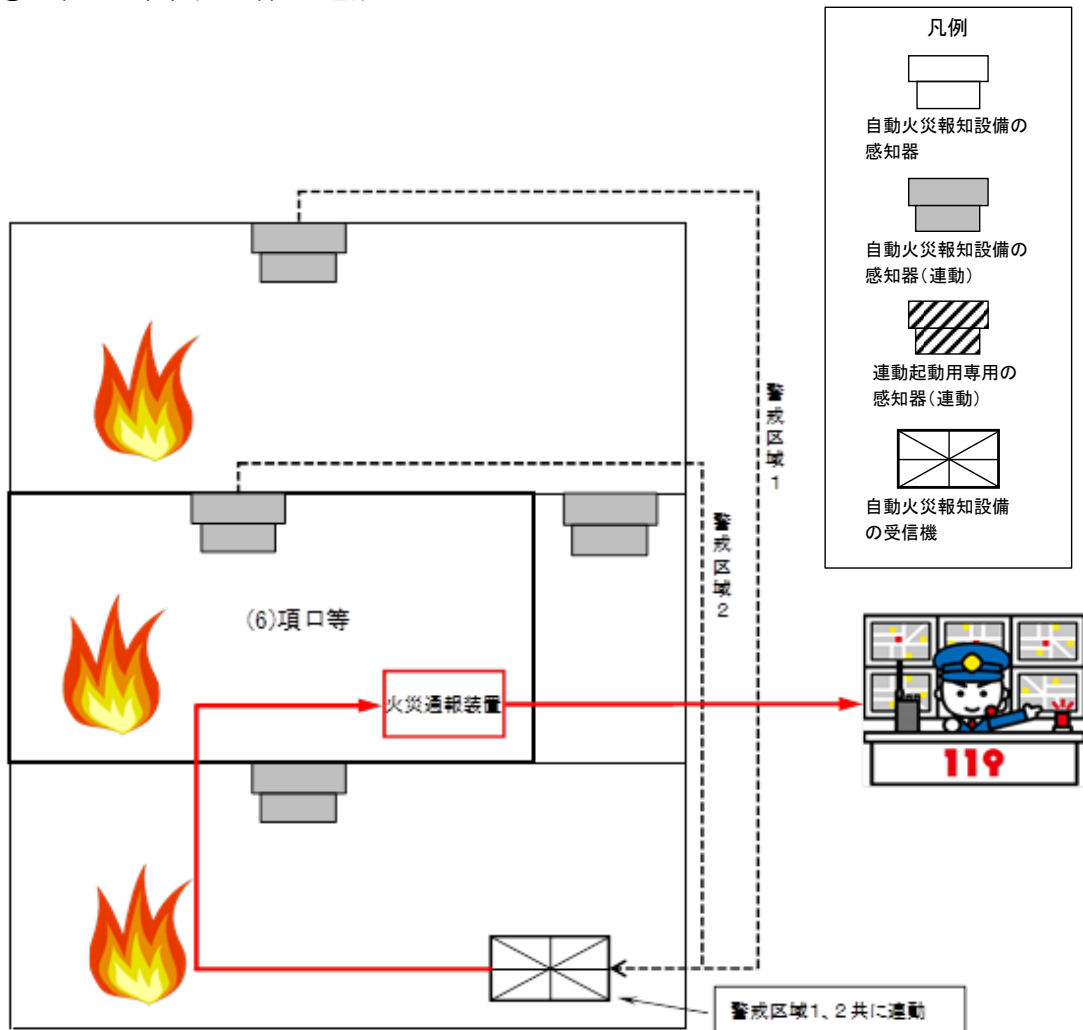
## 2 設置方法

設置方法は、規則第25条第3項の規定によるほか、次の(1)から(7)までによること。

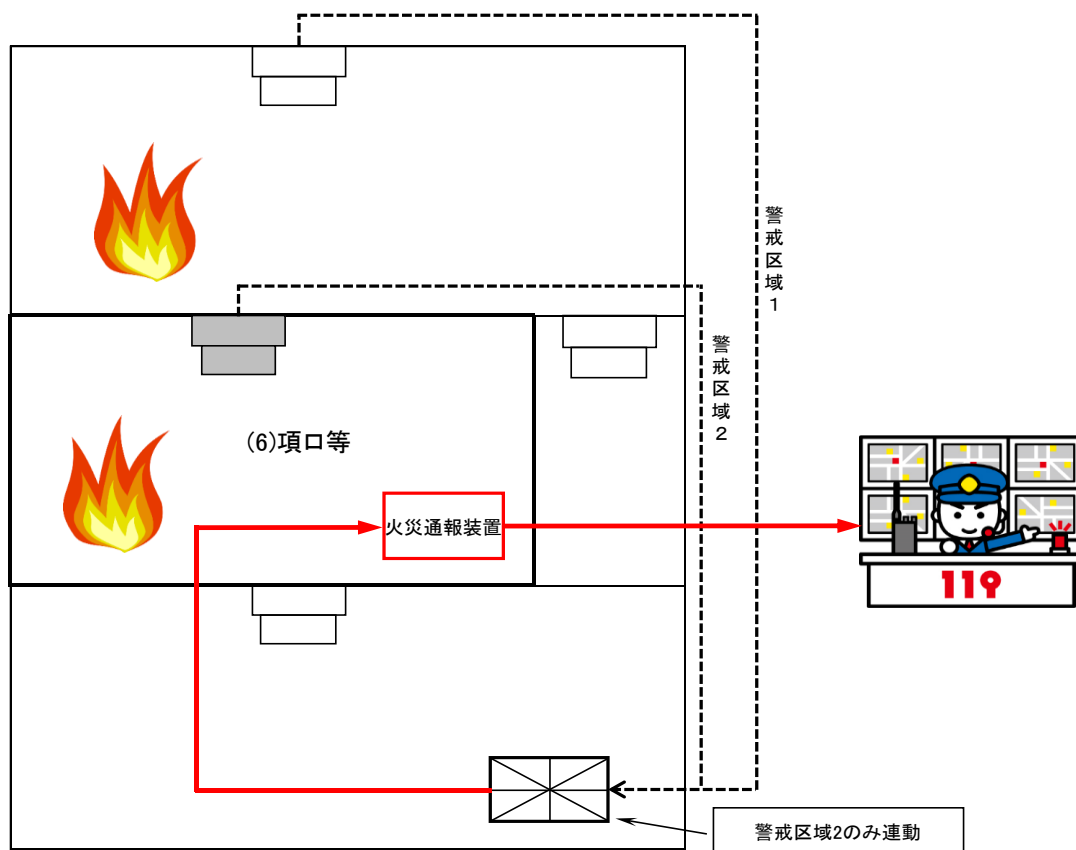
- (1) 火災通報装置の起動は、次によること。▲
- ア 直接通報ができるものは、規則第 25 条第 3 項第 5 号に規定するもの若しくは入居者等の状況等によっては、同号に規定する用途になりえるものであること。なお、直接通報により通報された場合は、蓄積音声情報のうち、(6). イ. (ア)について、“自動火災報知設備が作動しました。”となるよう措置されていること。
  - イ ア以外は手動起動装置により行うものに限るものであること。
- (2) 直接通報とする場合は、次によること。▲
- ア 起動方法は、感知器からの火災信号によるほか、自動火災報知設備の受信機が火災表示を行う要件（中継器からの火災表示信号、発信機からの火災信号等）と連動起動するものであること。
  - イ 自動火災報知設備には、次のいずれかにより非火災報対策が講じられていること。
    - (ア) 蓄積式の感知器、中継器又は受信機の設置
    - (イ) 二信号式の受信機の設置
    - (ウ) 蓄積付加装置の設置
    - (エ) 設置場所の環境状態に適応する感知器の設置
  - ウ 連動起動による通報の信頼性を確保するため、非火災報防止対策及び自動火災報知設備の作動時の対応が適正に行われるよう、次の事項について関係者に周知すること。
    - (ア) 誤操作による出動を防止するため、従業員等に対して自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて習熟させておく必要があること。
    - (イ) 非火災報又は誤作動と判明したときは、直ちに消防機関にその旨を通報すること。
    - (ウ) 自衛消防訓練等を実施する場合は、連動停止スイッチ箱等进行操作し、必ず非連動として、自動火災報知設備が作動したことを知らせるメッセージが送信できない状態にした後、実施すること。
    - (エ) 非火災報が発生した場合は、その原因を調査し、感知器の交換等必要な非火災報防止対策を講じること。
  - エ 連動に係る配線工事については、甲種第 4 類の消防設備士が行うものであること。
  - オ 複合用途防火対象物のうち、令別表第 1 (6) 項イ (1) 若しくは (2) 又はロに掲げる用途（以下この号において「(6) 項ロ等」という。）に供する部分が存するものについては、(6) 項ロ等部分を含む防火対象物全体の火災信号からの連動を原則とすること。なお、(6) 項ロ等

部分と他の用途が明確に区分されているものであり、(6)項口等部分の火災信号からの連動とすることで早期の通報体制に支障がないと認められるものについては、(6)項口等部分からの連動として差し支えないものであること。(次図)

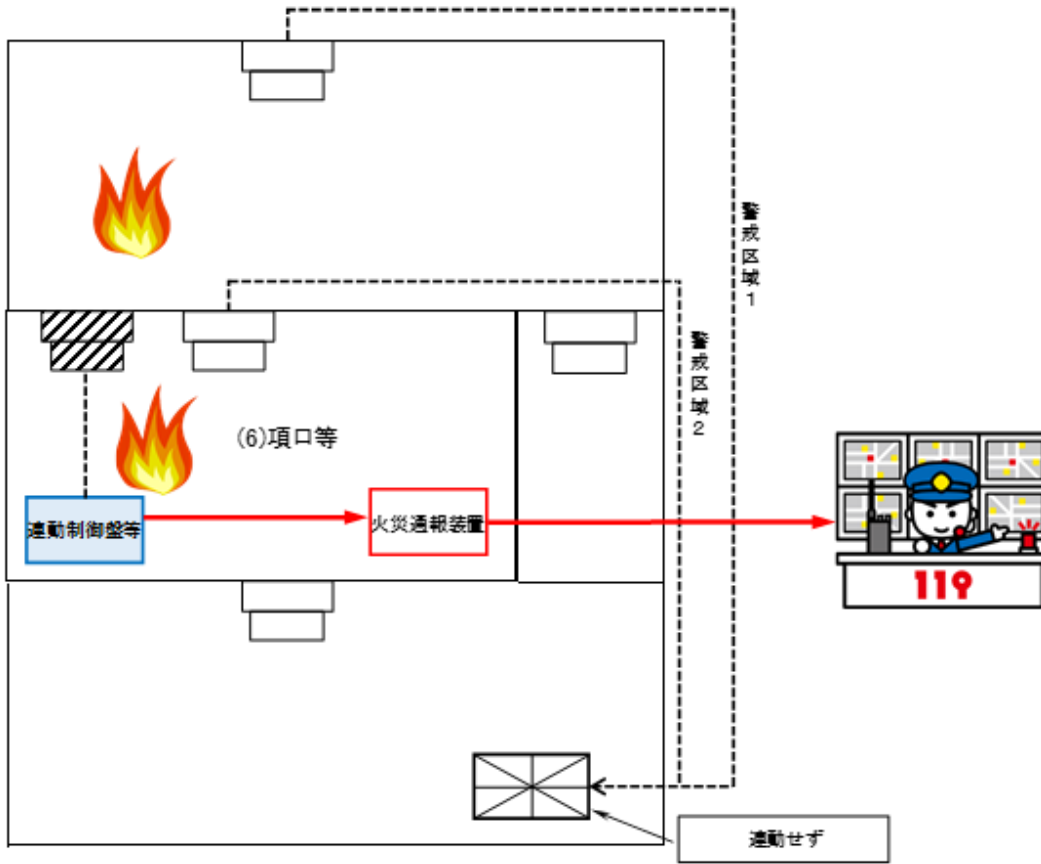
① 防火対象物全体で連動



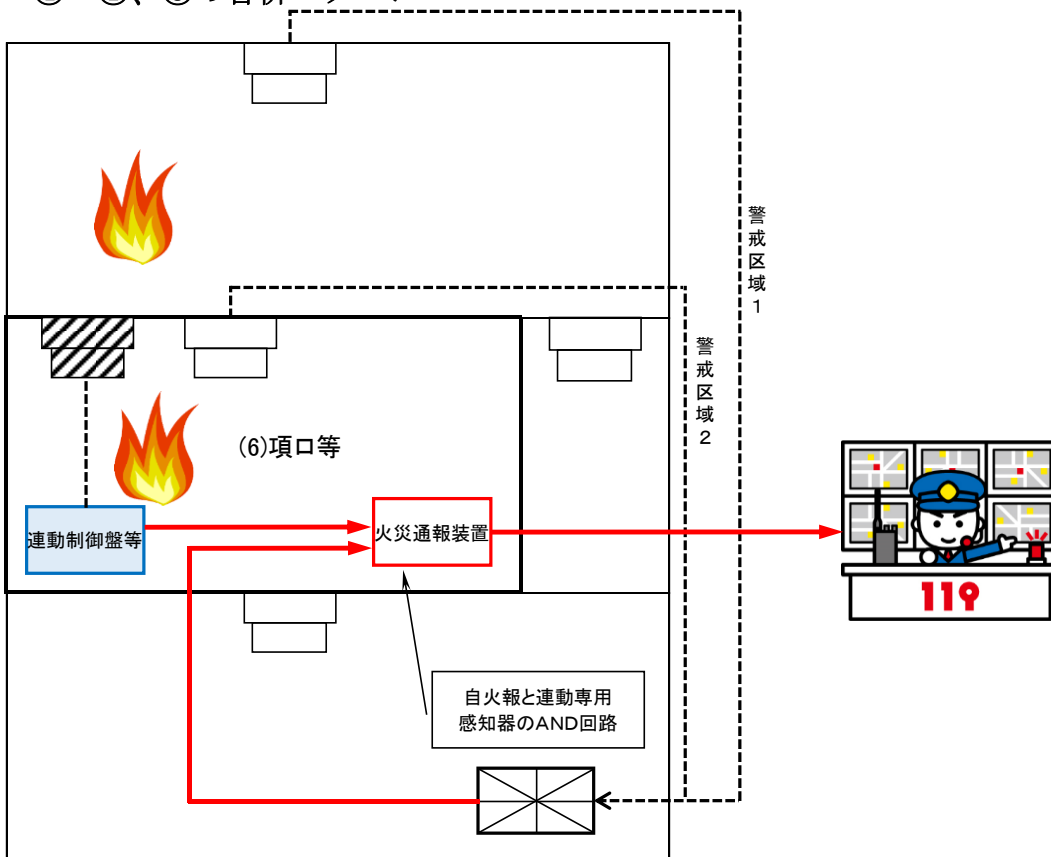
② (6)項口等部分のみで連動



③ (6)項口等部分のみで連動 (連動専用感知器)



④ ①、③の合併パターン

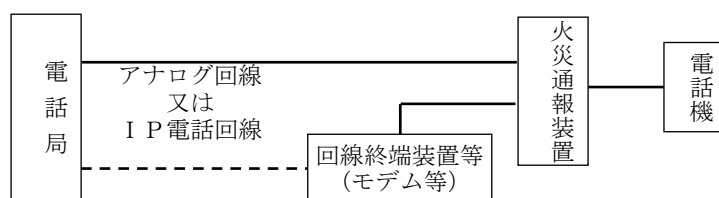




- エ 連動停止スイッチを介して次の方式により接続させること。
- (ア) 自動火災報知設備の受信機の連動停止スイッチを用いる方式
    - a 連動停止スイッチは、専用のものですること。
    - b 連動を停止した場合は、連動が停止中である旨の表示灯が点灯又は点滅すること。
  - (イ) 連動停止スイッチを別箱で設置する方式
    - a 連動停止スイッチは、専用のものですること。
    - b 連動停止スイッチの別箱は、自動火災報知設備の受信機の直近に設けること。
    - c 連動を停止した場合は、連動が停止中である旨の表示灯が点灯又は点滅すること。
    - d 連動停止スイッチの別箱の電源は、受信機から供給されていること。ただし、特定小規模施設用自動火災報知設備のうち受信機を設けないもの等受信機から電源供給ができない場合にあっては、火災通報装置から供給することで差し支えないものであること。
  - (ウ) (ア). a 及び(イ). a にかかわらず、消防用設備等の点検等の際に適切に火災通報装置への移報停止及び復旧ができる機能を有しており、かつ、連動停止スイッチの付近に火災通報装置及びその他の設備等と接続されている旨が表示されている場合にあっては、当該スイッチを専用のものでしないことができること。

(3) 電話回線との接続方法

- ア 電話回線が2以上ある場合は、当該電話回線のうち、利用度の低い発信専用の1回線を使用すること。▲
- イ 電話局と火災通報装置の間には、自動で呼出しに応答する機器（FAX、留守番機能付電話等）を接続しないこと。（次図参照）▲



- ウ 火災通報装置と電話回線との接続は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）を遵守すること。
- エ 1の電話回線に2台以上の火災通報装置を接続しないこと。

- (4) アナログ回線に接続する火災通報装置のダイヤル方式設定は、接続する電話回線のダイヤル方式に適合させること。ただし、火災通報装置が自動でダイヤル方式を選択するものを除く。
- (5) 火災通報装置には、試験、点検を局線を捕捉しない状態で行うため、消防機関が有する火災報知専用電話（119番）の受信装置（指令台等をいう。）に代わる装置（以下「試験装置」という。）を接続することができるように、端末設備等規則第3条第2項の規定に基づく分界点における接続の方式（昭和60年郵政省告示第399号）に規定される通信コネクタのジャックユニットを設けるとともに、当該試験装置を接続した場合において、火災通報装置の信号が外部に送出されないように切替スイッチを設ける等の措置を講じること。ただし、火災通報装置の本体に試験装置を接続できる通信コネクタのジャックユニットを有している機種にあっては、これらの措置は不要であること。
- (6) 蓄積音声情報は次に掲げる事項とすること。▲
- ア 通報信号音
- イ 音声情報
- (ア) " 火事です。火事です。 "
- (イ) 所番地（対象物の所在地）
- (ウ) 建物名（対象物名）
- (エ) 階数（地階を除く階数）
- (オ) 電話番号
- (7) 手動起動装置は、床面からの高さが0.8メートル以上1.5メートル以下の箇所に設けること。

#### 第4 電源及び配線

電源及び配線は、規則第25条第3項第4号及び電気工作物に係る法令の規定によるほか、次による。

- 1 電源をコンセントからとる場合は、延長コード等は使用せず、直接プラグをコンセントに差し込むこと。▲
- 2 規則第25条第3項第4号ロに規定する表示については、次によること。

表示基準	色		大きさ	設置場所
	地	文字		
火災通報装置用	白	赤	文字の鮮明度をそこなわない範囲において自由	当該開閉器の直近の見やすい位置

- 3 回線終端装置等が直列に複数存する場合は、全ての回線終端装置等に予備電源の設置が必要となること。
- 4 遠隔起動装置又は自動火災報知設備の受信機から火災通報装置までの配線は、規則第12条第1項第5号の規定の例による。ただし、自動火災報知設備の受信機から火災通報装置までの配線で、受信機と火災通報装置が同一の室に設けられる場合はこの限りでない。▲
- 5 配線の接続部が振動又は衝撃により緩むおそれがある場合は、コンセント抜け防止金具を使用するか、又は配線接続部の直近の壁等にアンカーを固着させるとともに、当該アンカーと配線の接続部をコード等で結着すること。
- 6 3の予備電源は、次に適合する無停電電源装置（以下「UPS」という。）を使用して差し支えないこと。
  - (1) 定格出力容量は、次のア及びイにより算定される負荷機器（回線終端装置等）の容量（以下「負荷容量」という。）を上回るものであること。
 

なお、1のUPSの負荷が複数の回線終端装置等で構成される場合は、それらの合計が負荷容量となること。

ア 皮相電力による負荷容量の算定

    - (ア) 負荷容量が皮相電力 $S$ （ボルトアンペア）で与えられる場合は当該値を用いる。
    - (イ) 負荷容量が消費（有効）電力 $P$ （ワット）で与えられる場合は $S = P / \cos \theta$ （ $\cos \theta$ ：負荷の力率）により皮相電力に換算した値を用いる。
    - (ウ) (ア)又は(イ)による数値を合計し負荷容量 $S_L$ （ボルトアンペア）を得る。
 

UPSの定格出力容量（ボルトアンペア） $>$ 負荷容量の合計 $S_L$ （ボルトアンペア） $\times$ 余裕率

注1 力率（ $\cos \theta$ ）は、負荷の特性に応じた値となる。

注2 余裕率は、負荷の特性に応じ設けられ、1.1以上の値を用いるものとする。

注3 負荷容量は、定格値を用いるものとする。
  - イ 消費（有効）電力による負荷容量の算定

(ウ) (ア)又は(イ)による数値を合計し負荷容量P L (ワット)を得る。

UPSの定格出力容量 (ワット) >負荷容量の合計P L (ワット) ×余裕率

注1 力率 (c o s θ) は、負荷の特性に応じた値となる。

注2 余裕率は、負荷の特性に応じ設けられ、1.1以上の値を用いるものとする。

注3 負荷容量は、定格値を用いるものとする。

(2) 原則として70分以上の停電補償時間を有すること。

## 第7節 非常警報設備（非常ベル又は自動式サイレン）

### 第1 用語の意義

この節において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 1 非常ベルとは、起動装置、音響装置（サイレンを除く。）、表示灯、電源及び配線により構成されたものをいう。
- 2 自動式サイレンとは、起動装置、音響装置（サイレン）、表示灯、電源及び配線により構成されたものをいう。
- 3 操作装置とは、起動装置から火災である旨の信号を受信し、自動的に又は手動操作により、必要な階に火災である旨の警報を報知する装置をいう。
- 4 多回線用とは、操作装置の部分に回線ごとの地区表示灯を有するものをいう。
- 5 複合装置とは、起動装置、表示灯、音響装置をそれぞれ単体又は任意に組み合わせ一体として構成したものに非常電源を内蔵し、他に電力を供給しない装置をいう。
- 6 一体型とは、起動装置、表示灯、音響装置を任意に組み合わせ一体として構成されたものをいう。

### 第2 設置場所及び設置方法

設置場所及び設置方法は、令第24条第4項第1号及び第2号並びに規則第25条の2第2項第1号及び第2号の2によるほか、次による。

#### 1 操作装置

- (1) 点検に便利な場所に設けること。▲
- (2) 温度、湿度、衝撃、振動等の影響を受けるおそれのない場所に設けること。
- (3) 起動装置の設けられた操作装置にあつては、操作の容易な場所に設けること。▲
- (4) 多回線用の操作装置は、防災センター等に設けること。▲
- (5) 操作装置に接続する表示灯又は音響装置は、1回線につき各15個以下とすること。
- (6) 自動火災報知設備と連動する場合は、無電圧メーク接点により相互の機能に異状を生じないものであること。

#### 2 音響装置

- (1) 自動火災報知設備の基準（第6.1から3及び8から11）を準用する。

▲  
(2) 規則第 25 条の 2 第 2 項第 1 号イ(ロ)に規定する「室内又は室外の音響が聞き取りにくい場所」とは、自動火災報知設備の基準(第 3. 4)を準用する。

(3) 規則第 25 条の 2 第 2 項第 1 号イ(ロ)に規定する「当該場所において他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができるように措置されていること」とは、自動火災報知設備の基準(第 3. 5)を準用する。

なお、この場合、自動火災報知設備を非常警報設備(非常ベル又は自動式サイレン)に読み替える。▲

(4) 規則第 25 条の 2 第 2 項第 1 号イ(ハ)に規定する「当該個室において警報音を確実に聞き取ることができるように措置されていること」とは、自動火災報知設備の基準(第 6. 6)を準用する。

なお、この場合、自動火災報知設備を非常警報設備(非常ベル又は自動式サイレン)に読み替える。▲

### 3 起動装置

(1) 廊下、階段、出入口付近その他多数の目にふれやすい場所で、かつ、容易に操作できる場所に設けること。▲

(2) 次に掲げる場所に設ける場合は、防護措置を施したものとすること。

ア 腐食性ガス等の発生するおそれのある場所

イ 可燃性ガス、粉じん等が滞留するおそれのある場所

ウ 雨水等が侵入するおそれのある場所

(3) 手動により復旧しない限り継続して作動するものであること。

### 4 表示灯

(1) 通行に支障のない場所で、かつ、多数の者の目にふれる位置に設けること。▲

(2) 天井面からの距離が 0.6 メートル以上離れた位置に設けること。▲

(3) 次に掲げる場所に設置する場合は、防護措置を施したものとすること。

ア 腐食性ガス等の発生するおそれのある場所

イ 可燃性ガス、粉じん等が滞留するおそれのある場所

ウ 雨水等が侵入するおそれのある場所

### 5 複合装置及び一体型▲

前 1 から 4 の例による。

## 第 3 電源及び配線

電源及び配線は、令第 24 条第 4 項第 3 号並びに規則第 25 条の 2 第 2 項第 4

号及び第5号並びに第6章「非常電源の基準」によるほか、次による。

1 電源

自動火災報知設備の基準（第8）を準用する。

2 配線

複合装置の常用電源配線と各複合装置の連動端子間の配線（弱電回路）を同一金属管に納める場合は、次によること。

- (1) 非常警報設備以外の配線は入れないこと。
- (2) 連動端子間の電線は、600ボルト二種ビニル絶縁電線又はこれと同等以上の耐熱性を有する電線を使用すること。
- (3) 電源回路の配線に使用する電線は、600ボルトビニル絶縁電線又はこれと同等以上の絶縁効力を有する電線を使用すること。
- (4) 常用電源線と連動端子間の電線は、色別されたものとする。▲

**第4 特例基準**

令別表第1(9)項口に掲げる防火対象物のうち、番台から脱衣場及び浴槽を監視することができる公衆浴場に非常警報器具を設置する場合は、令第32条の規定を適用し非常警報設備を設置しないことができる。

## 第 8 節 非常警報設備（放送設備）

### 第 1 用語の意義

この節における用語の意義は、自動火災報知設備の基準（第 1）の例によるほか次による。

- 1 放送設備とは、起動装置、表示灯、スピーカー、増幅器、操作部、電源及び配線により構成されたもの（自動火災報知設備と連動するものにあつては、起動装置及び表示灯を省略したものを含む。）をいう。
- 2 分割型増幅器とは、増幅器と操作部を分離して設置する機器をいう。
- 3 遠隔操作器とは、防火対象物の使用形態により、放送場所が複数となる場所に使用できる単独の操作部をいう。
- 4 非常電話とは、起動装置として用いる専用電話をいい、親機、子機、表示灯、電源及び配線により構成されたものをいう。
- 5 非火災報放送とは、火災の発生がないことが確認された場合に行う放送で、音声警報音のうち、第 1 シグナル音及び自動火災報知設備の感知器の発報は火災ではなかった旨の女声メッセージで構成されたものをいう。
- 6 居室等とは、建築物において、階段、傾斜路、エレベーターの昇降路その他これらに類するたて穴部分以外の部分をいう。

### 第 2 機器

非常電話は、非常警報設備の基準（昭和 48 年消防庁告示第 6 号（以下、「告示第 6 号」という。））によるのほか、次に適合するものとする。

- (1) 子機は、送受機を取り上げることにより自動的に親機への発信が可能なものであること。
- (2) 子機は、放送機能を有しないこと。
- (3) 親機は、子機が発信により発信階表示灯が点灯するものであること。
- (4) 子機の回線が短絡又は断線しても他の回線に障害が波及しないものであること。
- (5) 非常電話は、2 回線を同時に作動させることができるものであること。
- (6) 親機と増幅器等との連動方式は、無電圧メーク接点により、相互の機能に異常を生じないものであること。

### 第 3 設置場所及び設置方法

設置場所及び設置方法は、令第 24 条第 4 項及び規則第 25 条の 2 第 2 項第 2 号から第 6 号までの規定によるほか、次による。



## 1 増幅器等

### (1) 設置場所

- ア 増幅器等は、避難階、その直上階又は直下階に設けること。ただし、壁、床及び天井を不燃材料とし、開口部に防火戸を設け、かつ、安全に避難できる場所に設置する場合は、この限りでない。▲
- イ 分割型増幅器等の増幅器及び操作部は、同一室内に設けること。▲
- ウ 温度若しくは湿度が高い場所又は衝撃、震動等が激しい場所その他増幅器等の機能に影響を与える場所には設けないこと。
- エ 操作上障害とならないよう自動火災報知設備の基準（第3.2の図）の例により有効な空間を確保すること。▲
- オ 自動火災報知設備の受信機又は副受信機の設置場所と同一場所とすること。▲

### (2) 設置方法

- ア 増築等が予想される場合は、増幅器等に余裕回線を残しておくこと。▲
- イ 自動火災報知設備が設置されている場合、令第24条第3項に掲げる防火対象物にあつては、放送設備に起動装置を設ける場合にあつても自動火災報知設備と連動させること。▲
- ウ 自動火災報知設備と連動する場合は、無電圧メーク接点により相互の機能に異常を生じないものであること。
- エ 増幅器の出力とスピーカー等の合成インピーダンスは、次式Aを満足し整合（インピーダンスマッチング）したものであること。ただし、増幅器の定格出力時の音声信号電圧が100ボルトに統一されたものは、次式Bによることができる。

#### A 算定式

$$P \geq \frac{E^2}{Z_0}$$

P：増幅器の定格出力（ワット）

E：スピーカーの回路電圧（ボルト）

Z<sub>0</sub>：スピーカー等の合成インピーダンス（オーム）

(参考)

$Z_0$ の求め方

ア スピーカー等が並列接続の場合

$$Z_0 = \frac{1}{\frac{1}{Z_1} + \frac{1}{Z_2} + \frac{1}{Z_3} + \dots + \frac{1}{Z_n}}$$

$Z_1 \sim Z_n$  : スピーカー等のインピーダンス (オーム)

イ スピーカー等が直列接続の場合

$$Z_0 = Z_1 + Z_2 + Z_3 + \dots + Z_n$$

B 算定式

$$P \geq S$$

P : 増幅器の定格出力 (ワット)

S : スピーカーの入力の合計 (ワット)

オ 警報音の鳴動方式は、次によること。

(ア) 自動火災報知設備と連動する場合

A 出火階が2階以上の場合にあつては出火階及びその直上階、出火階が1階の場合にあつては出火階、その直上階及び地階、出火階が地階の場合にあつては出火階、その直上階及びその他の地階全部に限って放送することができるものであること。

B 階段、傾斜路、エレベーターの昇降路その他これらに類するたて穴部分に設置された感知器 (エレベーター機械室に設けられる感知器で、エレベーター昇降路を警戒するものを含む。) が作動した場合は、前Aによらず当該部分が鳴動すること。

(イ) 操作部の各スイッチの手動操作による場合

A 一斉スイッチを操作することにより、全館に放送できること。

B 放送階選択スイッチを操作することにより、任意の階又は部分に放送できること。

カ 1の防火対象物において業務用の放送設備が独立して設けられている場合にあつては、火災の際業務用の放送は遮断するものとする。ただし、放送設備の警報音が有効に聞こえる場合はこの限りでない。

- キ 地震等の震動による障害がないように堅ろうに、かつ、傾きのないように設置すること。
- ク 規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ヲに規定する「操作部又は遠隔操作器のある場所相互間で同時に通話することができる設備」とは、自動火災報知設備の基準（第 3. 6）に適合するものであること。▲
- ケ 放送階選択スイッチの部分には、当該スイッチの操作により警報を発する階又は部分の名称が適正に記入されていること。
- コ 2. (3). イからオ及び同(9)により、スピーカーの回線が階ごとに設けられていないものにあつては、操作部の付近に警報を発する階又は部分の一覧図を備えること。▲
- サ 自動火災報知設備が設置されている防火対象物にあつては、放送設備のマイクスイッチを入れることにより自動火災報知設備の地区音響装置の鳴動が停止し、また、マイクスイッチを切ることにより再び地区音響装置が鳴動すること。▲
- シ 感知器発報放送が起動してからタイマーの遅延により火災放送を開始するまでの時間（以下、「火災放送移行タイマー」という。）は、原則として、防火対象物全体にスプリンクラー設備が設置されている場合は 5 分以内とし、それ以外の場合は 3 分以内とすること。▲
- ス 規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号チに規定する「一定の時間」とは、出火階及びその直上階からの避難が完了すると想定される時間等を考慮し、かつ、防火対象物の用途、規模等並びに火災確認に要する時間等を考慮して、最大 10 分以内の時間（火災放送移行タイマーの時間を含む。）で設定できるものとする。▲
- セ 全域放出方式の不活性ガス消火設備又はハロゲン化物消火設備の音響警報装置から音声メッセージが発せられている間は、当該防護区画及び隣接部分（隣接部分については、不活性ガス消火設備のうち二酸化炭素を放出するものが設置される場合に限る。）については、放送設備の鳴動を自動的に停止し、又は設置位置、音圧レベルの調整等により、音声メッセージ等の内容の伝達に支障をきたさないよう措置すること。▲
- ソ 音声警報メッセージは、次によること。▲
- (ア) メッセージは次の文例又はこれに準ずるものとすること。
- A 感知器発報放送
- 「ただいま〇階の火災感知器が作動しました。係員が確認しておりますので、次の放送にご注意下さい。」
- B 火災放送

「火事です。火事です。○階で火災が発生しました。落ち着いて避難して下さい。」

### C 非火災報放送

「さきほどの火災感知器の作動は、確認の結果、異常がありませんでした。ご安心下さい。」

(イ) メッセージに外国語を使用する場合は、日本語メッセージの後に外国語メッセージを追加放送すること。

(ウ) 放送設備が階段、傾斜路、エレベーター昇降路その他これらに類するたて穴部分の感知器（エレベーター機械室に設けられる感知器で、エレベーター昇降路を警戒するものを含む。）の作動により起動した場合又は手動により起動した場合は、火災が発生した場所に係るメッセージを入れなくても差し支えないものとする。

## 2 スピーカー

(1) 音響効果を妨げる障害物がない場所に設けること。

(2) 温度又は湿度が高い場所に設けるスピーカーは、使用場所に適応したものであること。

(3) スピーカー回線は、次によること。▲

ア 階ごとに1の回線とすること。

イ 劇場等で階の一部が吹抜けになっており、天井又は壁面に取り付けられたスピーカーにより有効な音量が得られる場合、当該部分を1の回線とすることができる。

ウ 広大な面積を有する防火対象物にあっては、当該階の床面積1200平方メートル以上の部分ごとに1の回線とすることができる。ただし、自動火災報知設備と連動する場合は、隣接する部分にも同時に警報を発することができるものとする。

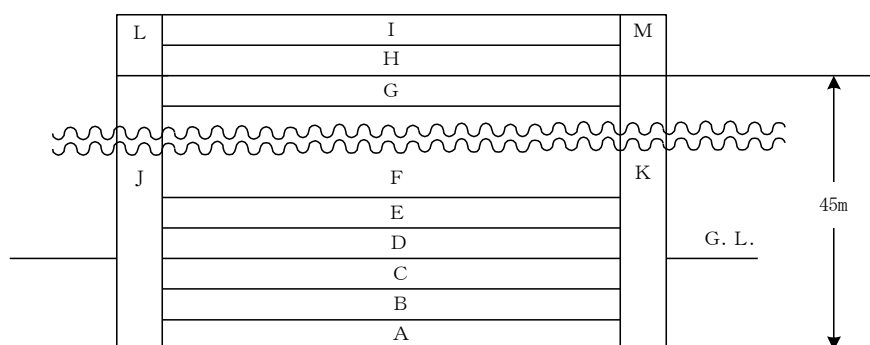
エ 階段、傾斜路、エレベーターの昇降路その他これらに類するたて穴部分は、居室等と別の回線とし、かつ、当該縦穴部分ごとに1の回線とすること。なお、自動火災報知設備の作動と連動して起動するものにあつては、1.(2).オ.(ア).Bによるほか、当該階段、傾斜路の通じる階又はエレベーターの停止階の全ての放送区域に設けられた感知器等の作動と連動して鳴動させること。

オ 特別避難階段又は屋内避難階段（以下「特別避難階段等」という。）は、前エによるほか、最下階を基準として垂直距離45メートルごとに1の回線とすること。

なお、自動火災報知設備と連動して起動するものにあつては、次図の例により当該放送区域に接する特別避難階段等の放送区域及びその

直上の放送区域を鳴動させること。

### 特別避難階段等の放送区域



出火階	同一鳴動区域
A	A, B, C, J, K
B	A, B, C, J, K
C	A, B, C, D, J, K
D	A, B, C, D, E, J, K
E	E, F, J, K
G	G, H, J, K, L, M
H	H, I, L, M
I	I, L, M

\* J、K、L、Mは、特別避難階段等の放送区域

- (4) 屋上部分を不特定多数の者が出入りする遊技場等の目的に使用する場  
合又はガーデンテラス等常時人が利用する場合は、当該部分を1の回線  
とし、スピーカーを設けること。▲
- (5) 音量調整器をスピーカーの内部に設ける場合又は人が容易に操作でき  
ない場所に設ける場合で、音圧が規則第25条の2第2項第3号イ又はハ  
(イ)で定める音圧以上となるように調整されているものにあつては、同  
号ニの規定にかかわらず3線式配線としないことができる。▲
- (6) 規則第25条の2第2項第3号イ(ロ)に規定する「室内又は室外の音響  
が聞き取りにくい場所」とは、自動火災報知設備の基準(第3.4)を  
準用する。
- (7) 規則第25条の2第2項第3号イ(ロ)に規定する「当該場所において他  
の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができるように措置

されていること」とは、自動火災報知設備の基準（第3.5）を準用する。

なお、この場合、自動火災報知設備を非常警報設備（放送設備）に読み替えること。▲

- (8) 規則第25条の2第2項第3号イ(ハ)に規定する「当該個室において警報音を確実に聞き取ることができるように措置されていること」とは、自動火災報知設備の基準（第6.6）を準用する。▲

なお、この場合、自動火災報知設備を非常警報設備（放送設備）に読み替えること。▲

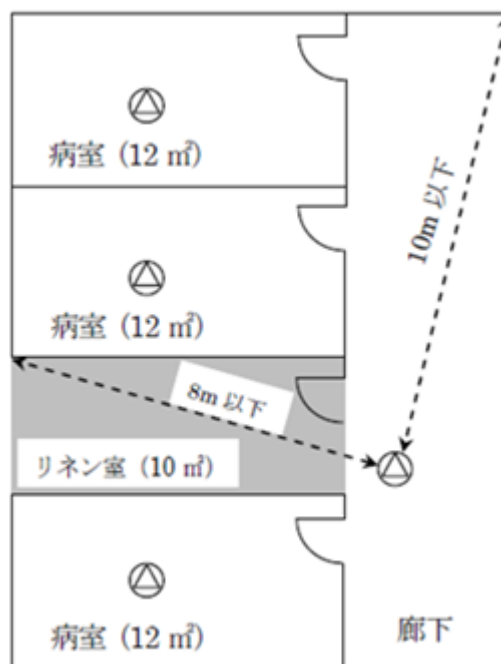
- (9) エレベーターの設置されている防火対象物にあつては、エレベーターのかご内にスピーカーを設けること。▲

- (10) 規則第25条の2第2項第3号ロ.(イ)に定める放送区域を形成する部屋の間仕切壁については、音の伝達に十分な開口部があるものを除き、固定式か移動式かにかかわらず、壁として取り扱うものとする。

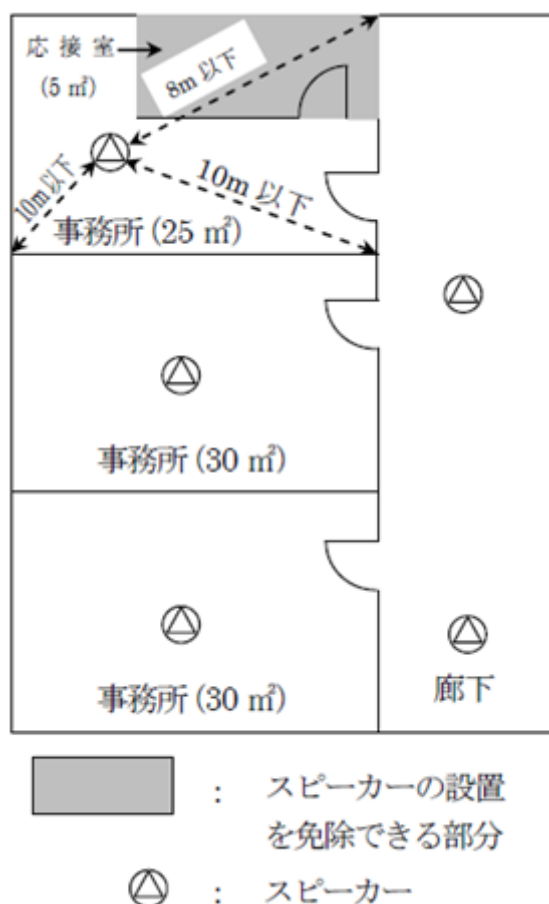
また、「障子、ふすま等の遮音性能の著しく低いもの」とは、障子、ふすまのほか、カーテン（アコーディオンカーテンを除く。）、つい立て、すだれ、格子戸又はこれらに類するものとする。

- (11) 規則第25条の2第2項第3号ロ.(ロ)ただし書きに定める、スピーカーを設けないことができる放送区域及びスピーカーの設置場所については、次の例によるものとする。

例1



## 例 2



- (12) 規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ロ. (ロ)ただし書きを適用する場合、スピーカーが設置されない放送区域が存する場合は、スピーカーが受け持つ放送区域の合計面積を算定したうえで、当該面積に対応する種類のスピーカーを設置すること。ただし、カラオケボックス、カラオケルーム等の遮音性の高い室等にあつては、当該室等を 1 の放送区域としてスピーカーを設置すること。▲
- (13) 規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ハの規定によりスピーカーを設ける場合は、「放送設備のスピーカーの性能に応じた設置ガイドラインについて」(平成 11 年 2 月 2 日付け消防予第 25 号)によること。
- (14) 規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号リかつこ書の緊急地震速報であつて、これに要する時間が短時間であり、かつ、火災の発生を有効に報知することを妨げないものとは、次によること。
- ア 緊急地震速報に、放送設備の非常電源を用いることができること。
  - イ 緊急地震速報に要する時間は 15 秒以内であること。
  - ウ 緊急地震速報は、一斉放送により行われること。

エ 緊急地震速報表示灯及び緊急地震速報停止スイッチを設けること。

### 3 起動装置▲

#### (1) 発信機及び押ボタン

非常警報設備（非常ベル又は自動式サイレン）の基準（第2.3）を準用すること。

#### (2) 非常電話

ア 子機は次により設けること。

(ア) 非常用エレベーターがある場合はその乗降ロビーに設置する。

(イ) 非常用エレベーターが設置されていない場合で、特別避難階段が設置されている場合は特別避難階段の附室に設置する。

(ウ) その他のものについては、廊下、階段、出入り口付近その他多数の目にふれやすい場所で、かつ、容易に操作できる場所に設置する。

イ 親機からの呼び出し機能のない子機にあつては、放送設備等により有効に呼び出すことができる位置に設けること。

ウ 親機は、増幅器等及び自動火災報知設備の受信機と同一の場所に設けること。

エ 制御部と操作部が分割された親機は、原則として同一室内に設けること。

オ 親機の選択スイッチの部分には、子機の設置階の名称を適正に記入すること。

カ 子機は、厚さ0.8ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の箱に収納し、その表面又は付近に赤地に白文字で「非常電話」と表示すること。

なお、文字の大きさは2センチメートル角以上とすること。

キ 自動火災報知設備と連動するもので、起動装置を省略したものであつても、規則第25条の2第2項第2号の規定により起動装置を非常電話とする場合は、当該非常電話をアからカまでに定めるところにより設置すること。

### 4 表示灯▲

非常警報設備（非常ベル又は自動式サイレン）の基準（第2.4）を準用する。

## 第4 電源及び配線

電源及び配線は、令第24条第4項第3号並びに規則第25条の2第2項第4号及び第5号並びに第6章「非常電源の基準」によるほか、次による。



## 1 常用電源

電源は、規則第 25 条の 2 第 2 項第 4 号ホの規定によること。

## 2 配線

マイク回路の配線で増幅器等と遠隔操作器との間のマイク回路に使用する電線は、600 ボルト二種ビニル絶縁電線又はこれと同等以上のものを使用すること。ただし、スピーカー配線等からの誘導障害、外来雑音等が生じるおそれのある場合は、耐熱シールド線を使用すること。

なお、遠隔操作器の出力回路が平衡形の場合は 2 芯シールド線を使用し、不平衡形の場合は単芯シールド線を使用するものとする。

## 第 5 総合操作盤

総合操作盤は、第 7 章「総合操作盤の基準」による。

## 第 6 特例基準

非常警報設備（放送設備）を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当するものについては、令第 32 条の規定を適用し、それぞれ当該各項に定めるところによるものとする。

### 1 次に掲げる部分について、放送設備のスピーカーを設置しないことができる。

- (1) 人が内部に立入ることができないパイプシャフトその他これらに類する部分
- (2) 直接屋外に面する小規模なゴミ置場等、人が継続的に使用しない部分で、屋内部分と防火区画されており、避難に支障がないもの
- (3) 常時人が利用しない屋上部分
- (4) 屋外階段で、当該部分の各部分から隣接する放送区域に設置されたスピーカーまでの水平距離が 8 メートル以下となるように設けられているもの

### 2 スピーカーからの水平距離が 8 メートルを超える場所に設けられる可動式ブース（天井及び壁により囲われたブースで、防火対象物の床や壁に固定（工具等で簡単に取り外すことができるものを除く。）されておらず、人が出入りして利用するもの（カラオケボックスその他これに類する遊興の用に供することを目的とするものを除く。）をいう。以下この 2 において同じ。）のうち、次に適合するものについては、スピーカーを設置しないことができる。

- (1) 可動式ブース内における音圧が 65 デシベル以上となることが確認できること。
- (2) 可動式ブースの床面積は 3 m<sup>2</sup>以下であること。

- (3) 可動式ブース内部から当該ブース外で発生した火災を目視等で確認できること。
- 3 令別表第1に掲げるいずれの防火対象物にあっても、住戸部分については住戸内の戸等の設置にかかわらず、各住戸（メゾネット型住戸等の2以上の階にまたがるものについては各住戸の各階ごとの部分）を1の放送区域として取り扱うことができる。

